

第5編 資料編

1 防災組織に関する資料

1-1 防災関係機関及び連絡窓口

1 県関係

名 称	所 在 地	電 話 番 号
防災統括室	奈良市登大路町30	0742-22-1101
消防救急課	奈良市登大路町30	0742-22-1101
吉野福祉事務所	吉野郡吉野町上市133	0746-32-5315
五條土木事務所	五條市岡口1丁目3番1号	0747-23-1151
吉野保健所五條出張所	五條市岡口1丁目3番1号	0747-22-3051
南部農林振興事務所	五條市岡口1丁目3番1号	0747-32-8312
果樹・薬草研究センター	五條市西吉野町湯塩1345	0747-24-0061
南和広域医療企業団五條病院	五條市野原西5丁目2-59	0747-22-1112

2 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
奈良農政事務所地域課	橿原市城殿町417-1	0744-29-9171
奈良地方气象台	奈良市西紀寺町12-1	0742-22-4445
近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所	奈良市赤膚町1143-20	0742-53-1500
紀の川ダム統合管理事務所	五條市三在町1681	0747-25-3013
猿谷ダム管理支所	五條市大塔町辻堂1-3	0747-36-0031
和歌山河川国道事務所五條出張所	五條市二見3丁目690-13	0747-22-3161
奈良国道事務所橿原維持出張所	橿原市雲梯町273-3	0744-23-8781
南近畿土地改良調査管理事務所	吉野郡大淀町下湊388-1	0747-52-2791

3 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第4施設団	京都府宇治市広野町風呂垣外1-1	0774-44-0001
航空自衛隊奈良基地司令	奈良市法華寺町1578	0742-33-3951

4 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
五條郵便局	五條市須恵3丁目8-30	0747-22-3501
西日本電信電話(株)奈良支店	奈良市下三条大路2-1-70	0742-36-8500
関西電力送配電(株)高田配電営業所	大和高田市東中2丁目1-1	0800-777-3081
西日本旅客鉄道(株)五条駅	五條市須恵3丁目1-9	0747-22-2104

5 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
奈良交通(株)葛城営業所	葛城市忍海50	0745-63-2501
五条ガス(株)	五條市野原中5丁目6-21	0747-22-3344
社団法人奈良県トラック協会五 條支部	五條市住川町1308番地 テクノパークなら工業団地 (株)ベストライン	0747-23-5085

6 警 察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
五條警察署	五條市今井4丁目4-50	0747-23-0110

7 消 防

名 称	所 在 地	電 話 番 号
五條消防署	五條市今井4丁目3-23	0747-22-3310

8 公共的団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
奈良県農業協同組合五條支店	五條市今井1丁目11-38	0747-22-4182
五條市森林組合	五條市西吉野町城戸125	0747-33-0002
五條市商工会	五條市本町3丁目1-13	0747-23-2116
五條市医師会	五條市野原西6-1-18	0747-25-3059
五條市歯科医師会	五條市野原西1丁目6-2	0747-25-3163
五條市社会福祉協議会（福祉セ ンター内）	五條市新町3丁目3-2	0747-24-4152

1-2 防災会議委員名簿

号	委員の資格	委員の定数	構 成 者（職 名）
	条例第3条第2項に規定する会長		五條市長
1	条例第3条第5項第1号に規定する委員（1号委員）	5人	農林水産省近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所長 国土交通省近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所防災情報課長 国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所五條出張所長 国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所橿原維持出張所長 奈良地方気象台次長
2	条例第3条第5項第2号に規定する委員（2号委員）	2人	奈良県五條土木事務所長 奈良県吉野保健所長
3	条例第3条第5項第3号に規定する委員（3号委員）	1人	五條警察署長
4	条例第3条第5項第4号に規定する委員（4号委員）	15人	五條市副市長（副会長） 五條市理事 五條市技監 五條市市長公室長 五條市総務部長 五條市危機管理監 五條市すこやか市民部長 五條市あんしん福祉部長 五條市産業環境部長 五條市都市整備部長 五條市教育委員会教育部長 五條市議会事務局長 五條市水道局長 五條市西吉野支所長 五條市大塔支所長
5	条例第3条第5項第5号に規定する委員（5号委員）	1人	五條市教育委員会教育長
6	条例第3条第5項	2人	奈良県広域消防組合五條消防署長

	第 6 号に規定する 委員（6 号委員）		五條市消防団長
7	条例第 3 条第 5 項 第 7 号に規定する 委員（7 号委員）	6人	西日本旅客鉄道株式会社高田駅和歌山線線区長 西日本電信電話株式会社奈良支店設備部長 関西電力送配電株式会社奈良本部高田配電営業所長 奈良交通株式会社葛城営業所長 五条ガス株式会社代表取締役 電源開発株式会社西日本支店紀和事務所長
8	条例第 3 条第 5 項 第 8 号に規定する 委員（8 号委員）	9人	五條市議会議長 五條市医師会長 日赤奈良支部五條市赤十字奉仕団委員長 五條市地区婦人会連絡協議会長 五條市自治連合会長 五條市防災協会長 南和広域医療企業団五條病院長 陸上自衛隊第 7 施設群第 3 8 1 施設中隊長 FM五條理事長

1－3 医療収容施設

病・医院名	所 在 地	電話番号	診療科目	ベッド数
南和広域医療企業団五條病院	野原西 5 丁目2-59	0747-22-1112	内 科 整 形 外 科 皮 膚 科	90

2 気象に関する資料

2-1 近年の災害被害状況一覧

(令和3年4月1日現在)

災 害 名	発 生 日 時	発 生 場 所	被 害 状 況				
			床上 浸水	床下 浸水	一部 損壊	流失	そ の 他
台風10号 と集中豪雨	昭和57年7月31日 ～8月3日	西吉野	詳細は備考1				災害救助法 適用
集中豪雨	昭和63年8月24日	五條市新町3丁目		2棟			
集中豪雨	平成2年9月17日						山林・田畑 被害多数
台風19号	平成2年9月19日	五條市五條3丁目 他	19棟	13棟	3棟	1棟	
集中豪雨	平成5年8月17日	五條市二見 6丁目 他		8棟			
集中豪雨	平成6年7月29日		2棟	2棟			
集中豪雨	平成6年8月27日			1棟			
台風26号	平成6年9月29日 ～30日	五條市霊安寺町	10棟				
集中豪雨	平成7年7月4日	五條市北山町 他	5棟	84棟	3棟		農地130箇 所 他
台風9号	平成9年7月25日 ～27日	五條市上野町 上野 町グランド					グランド冠 水
台風7号	平成10年9月22日	五條市内全域	詳細は備考2				風被害 災害救助法 適用
台風18号	平成21年10月7日 ～8日	五條市内全域			5棟		公共文教施 設、公共土 木施設
大 雨	平成22年7月14日 ～15日	五條市内全域					公共文教施 設、公共土 木施設
台風12号	平成23年9月1日	五條市内全域 (主に大塔町)	詳細は備考3				公共文教施 設、農林水 産業施設、 公共土木施 設、その他 の公共施設 災害救助法 適用

台風18号	平成25年 9 月15日 ～16日	五條市内全域 (主に西吉野町)	詳細は備考 4	農林水産業 施設、公共 土木施設、 水道施設
台風21号	平成29年10月21日 ～24日	五條市内全域	詳細は備考 5	農林水産業 施設

備考 1 昭和57年 7 月31日～ 8 月 3 日の台風10号及び集中豪雨による被害は、概ね次のとおりである。

人 的 被 害			住 家 被 害					非住家		り 災 世 帯 数	り 災 者 数
死 者	行 方 不 明 者	重 傷 者	全 壊	半 壊	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水	公 共 建 物	そ の 他		
0人	0人	0人	8棟	13棟	0棟	28棟	34棟	0棟	28棟	71世帯	256人

備考 2 平成10年 9 月22日の台風 7 号による被害は、概ね次のとおりである。

人 的 被 害			住 家 被 害					非住家		り 災 世 帯 数	り 災 者 数
死 者	行 方 不 明 者	重 傷 者	全 壊	半 壊	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水	公 共 建 物	そ の 他		
0人	0人	1人	18棟	44棟	815棟	0棟	3棟	1棟	6棟	96世帯	264人

備考 3 平成23年 9 月 1 日の台風12号による被害は、概ね次のとおりである。

人 的 被 害			住 家 被 害					非住家		り 災 世 帯 数	り 災 者 数
死 者	行 方 不 明 者	重 傷 者	全 壊	半 壊	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水	公 共 建 物	そ の 他		
8人	3人	2人	17棟	2棟	5棟	0人	5棟	14棟	1棟	105世帯	204人

備考 4 平成29年 9 月15～16日の台風18号による被害は、概ね次のとおりである。

人 的 被 害			住 家 被 害					非住家		り 災 世 帯 数	り 災 者 数
死 者	行 方 不 明 者	重 傷 者	全 壊	半 壊	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水	公 共 建 物	そ の 他		
0人	0人	0人	0棟	0棟	11棟	12棟	14棟	3棟	0棟	5世帯	9人

備考5 平成29年10月21日～24日の台風21号による被害は、概ね次のとおりである。

人 的 被 害			住 家 被 害					非住家		り 災 世 帯 数	り 災 者 数
死 者	行 方 不 明 者	重 傷 者	全 壊	半 壊	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水	公 共 建 物	そ の 他		
0人	0人	0人	3棟	0棟	9棟	4棟	11棟	1棟	0棟	1世帯	3人

2-2 気象観測施設設置状況

1 気象官署

官 署 名	所 在 地	観 測 内 容	観 測 時 間
奈良地方気象台	奈良市西紀寺町12-1 (0742-22-4445)	地上気象観測	9、15、21時他
		震 度 観 測	必要の都度

2 気象観測所（奈良地方気象台）紀の川水系抜粋

流 域 河川名	観 測 所 名	所 在 地	設 置 場 所	観 測 種 目					備 考
				気温	雨量	積雪	日照	風	
紀の川	五條	五條市三在町1680	阿田峯公園	○	○	○	○	○	地域気象観測所
〃	吉野	吉野郡吉野町宮滝4	吉野広域行政組合消防本部		○				地域雨量観測所
〃	洞川	吉野郡天川村洞川	山上ヶ岳山中		○				地域雨量観測所

3 雨量観測所

(1) 奈良県

流 域 河川名	観 測 所 名	所在地	設置場所	機械	管轄 土木	観測者	電話番号
紀の川	上 市	吉野郡吉野町上市	吉野土木事務所	自記テレメータ	吉野	吉野土木事務所長	0746-32-4051
〃	迫	吉野郡川上村迫	川上村役場	〃	〃	〃	〃
〃	大 台	吉野郡上北山村西原	大台中継所	〃	〃	〃	〃
〃	五 條	五條市岡口	五條土木事務所	〃	五條	五條土木事務所長	0747-23-1151
丹生川	西吉野	五條市西吉野町城戸	五條市役所西吉野支所	〃	〃	〃	0747-23-1151
天 川 (熊野川)	大 塔	五條市大塔町辻堂	五條市役所大塔支所	〃	〃	〃	0747-23-1151

(2) 国土交通省

河川名	観測所名	種 別	雨量計の名称	所 在 地	所 属
天 川 (熊野川)	天 辻	自記テレメータ	転倒ます型 (三ヶ月巻)	五條市大塔町阪本	紀の川ダム統合 管理事務所
〃	猿 谷	〃	〃	五條市大塔町辻堂 (猿谷ダム管理支所内)	〃
紀の川	入 之 波 (入之波)	〃	〃	吉野郡川上村入之波	〃

〃	柏 木 (柏 木)	〃	〃	吉野郡川上村北和田	〃
中奥川	中 奥 (中 奥)	〃	〃	吉野郡川上村中奥	〃
大 和 丹生川	夜 中 (夜 中)	〃	〃	五條市西吉野町夜中	和歌山河川国道 事務所
紀の川	大台ヶ原 (大 台)	〃	〃	吉野郡上北山村小椽大 台山	紀の川ダム統合 管理事務所
〃	武 木 (武 木)	〃	〃	吉野郡川上村武木	〃
〃	妹 背 (妹 背)	〃	〃	吉野郡吉野町河原屋	〃
〃	大 滝	〃	〃	吉野郡川上村大字大滝 (大滝ダム管理支所内)	〃
〃	五 條	〃	〃	五條市新町	和歌山河川国道 事務所

(3) 農林水産省

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
南近畿土地改良調査管理事務所 (管理課)	吉野郡大淀町下湊388-1	07475-2-2791
津風呂ダム管理所	吉野郡吉野町大字河原屋849-5	0746-32-2335
大迫ダム管理所	吉野郡川上村北和田長屋峯615-5	0746-54-0800

(注) ダム放流に関することは、南近畿土地改良調査管理事務所（管理課）へ問い合わせること。

4 水位観測所

(1) 奈良県

河川名	観測所名	所在地 (量水標)	水位				種 別	管轄土木 事 務 所	観測者	電話番号
			水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫危 険水位				
紀の川	栄山寺	五條市小島町	2.90	6.20	8.10	8.80	自記テレ メータ	五 條	五 條 土 木 事 務 所 長	0747-23 -1151
丹生川	城 戸	五條市西吉 野町城戸	2.50	3.90	4.30	5.50	〃	〃	〃	〃
丹生川	貝 原	下市町貝原	1.60	3.20	3.20	3.30	〃	〃	〃	〃

(2) 国土交通省

河川名	観測所名	種 別	所在地	位 置	零点高 (m)	水 位				所 在 地
						水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫危 険水位	
紀 の 川	五 條	自記テ レメー タ	五條市 新 町	右岸 59.46	T P + 90.117	5.00	7.50	7.80	8.10	和歌山河川 国道事務所

2－3 異常気象時における道路通行規制基準

1 一般国道

注：連続雨量は48時間以内とし4時間以内の中断は連続雨量とみなす。

番号	路線名	通行規制区間		規制基準			迂回路	備考
		所在地	延長	気象等基準値		気象等観測所		
				通行注意	通行止			
9	168号	十津川村小原～五條市大塔町宇井	31.5	連続雨量70mm 時間雨量20mm	連続雨量110mm 時間雨量25mm	五條土木事務所工務第二課	なし	積雪等については道路の状況を判断して規制を行う。
10	168号	五條市大塔町宇井～五條市大塔町天辻	13.8	連続雨量70mm 時間雨量20mm	連続雨量110mm 時間雨量25mm	大塔雨量観測所	なし	積雪等については道路の状況を判断して規制を行う。
11	168号	五條市大塔町天辻～五條市西吉野町宗川野	8.4	連続雨量70mm 時間雨量20mm	連続雨量110mm 時間雨量25mm	西吉野雨量観測所 五條土木事務所	なし	積雪等については道路の状況を判断して規制を行う。
12	168号	五條市西吉野町宗川野～五條市生子町	8.2	連続雨量120mm 時間雨量20mm	連続雨量160mm 時間雨量25mm	西吉野雨量観測所 五條土木事務所	なし	積雪等については道路の状況を判断して規制を行う。
18	310号	五條市上之町（大阪府界）～五條市中之町	6.5	連続雨量80mm 時間雨量20mm	連続雨量120mm 時間雨量25mm	五條土木事務所	なし	積雪等については道路の状況を判断して規制を行う。

2 主要地方道

番号	路線名	通行規制区間		規制基準			迂回路	備考
		所在地	延長	気象等基準値		気象等観測所		
				通行注意	通行止			
41	勢井 宗川野線	五條市西吉野町勢井～五條市西吉野町宗川野	12.8	連続雨量70mm 時間雨量20mm	連続雨量110mm 時間雨量25mm	西吉野雨量観測所	168号 309号	積雪等については道路の状況を判断して規制を行う。
43	高野 天川線	天川村大字南日裏～天川村九尾（村界）	15.0	連続雨量70mm 時間雨量20mm	連続雨量110mm 時間雨量25mm	吉野土木事務所天川駐在所	168号 309号	積雪等については道路の状況を判断して規制を行う。
44	高野 天川線	野迫川村今井～五條市大塔町阪本	6.9	連続雨量70mm 時間雨量20mm	連続雨量110mm 時間雨量25mm	大塔雨量観測所	168号 川津高野線	積雪等については道路の状況を判断して規制を行う。

3 一般県道

番号	路線名	通行規制区間		規制基準			迂回路	備考
		所在地	延長	気象等基準値		気象等観測所		
				通行注意	通行止			
54	篠原 字井線	五條市大塔町篠原～五條市大塔町字井	13.4	連続雨量70mm 時間雨量20mm	連続雨量110mm 時間雨量25mm	大塔雨量観測所	なし	積雪等については道路の状況を判断して規制を行う。
56	阪本 五條線	五條市大塔町阪本（168号分岐）～五條市大塔町阪本（和歌山県境）	2.0	連続雨量70mm 時間雨量20mm	連続雨量110mm 時間雨量20mm	大塔雨量観測所	168号	積雪等については道路の状況を判断して規制を行う。
57	阪本 五條線	五條市大深町～五條市火打町	8.0	連続雨量70mm 時間雨量20mm	連続雨量110mm 時間雨量20mm	西吉野雨量観測所	168号	積雪等については道路の状況を判断して規制を行う。

2-4 気象庁震度階級関連解説表

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。 傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる [※] ことがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3 災害危険区域

3-1 砂防河川指定地

番号	水 系	溪 流 名
1	紀 の 川	朝 谷 川
2	〃	寿 命 川
3	〃	長 谷 川
4	〃	東 浄 川
5	〃	西 川
6	〃	内 の 川
7	〃	宇 智 川
8	〃	関 屋 川
9	〃	久 留 野 川
10	〃	大 谷 川
11	〃	北 川
12	〃	南 川
13	〃	天 ケ 瀬 川
14	〃	吉 田 川
15	〃	紅 葉 川
溪 流 指 定 地 計		15 溪 流

3-2 土砂災害警戒区域等

凡例 Y区域…土砂災害警戒区域

R区域…土砂災害特別警戒区域

*印…追加指定・一部指定解除箇所数（指定箇所数には含まない）

所在地	自然現象の種類						計 (箇所)
	急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		
	Y区域	内、R区域	Y区域	内、R区域	Y区域	内、R区域	
五條地区（箇所）	354	347	182	160	0		536
西吉野地区（箇所）	485	473	48	45	32		565
大塔地区（箇所）	38	37	15	13	12		65
五條市合計	877	857	245	218	44		1,166

1 五條地区

所在地（町名） （区域と一部区域で重複あり）		自然現象の種類						指定 年月日	告知番号						備考
区域	一部区域	Y区域	内、R区域	Y区域	内、R区域	Y区域	内、R区域		急Y	急R	土Y	土R	地Y	地R	
相谷町		3	3	1	1			R2.2.7	406	406	407	407			
				1				R2.2.7			405				
	上野町	(1)	(1)					R2.2.7	406	406					
居伝町		3	3	1	1			R2.2.7	406	406	407	407			
				1				R2.2.7			405				
犬飼町		4	4					R2.2.7	406	406					
今井町		3	3					R2.2.7	406	406					
	宇野町			(1)	(1)			R2.2.7			407	407			
宇野町				3	3			R2.2.7			407	407			

所在地（町名） （区域と一部区域で重複あり）		自然現象の種類						指定 年月日	告知番号						備考
		急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり			急Y	急R	土Y	土R	地Y	地R	
区域	一部区域	Y区域	内、R区域	Y区域	内、R区域	Y区域	内、R区域								
大澤町		1 8	1 8	1 6	1 6			R2. 2. 7	406	406	407	407			
				4							405				
大津町	中町	(2)	(2)					R2. 2. 7	406	406					
	表野町	(2)	(2)					R2. 2. 7	406	406					
大深町		3 1	3 1					R2. 2. 7	406	406					
	田殿町	(2)	(2)					R2. 2. 7	406	406					
岡町		2	2	2	2			R2. 2. 7	406	406	407	407			
生子町		9	9	4	4			R2. 2. 7	406	406	407	407			
小和町		1 0	1 0	1	1			R2. 2. 7	406	406	407	407			
				1				R2. 2. 7			405				
	御所市鴨神					(1)		H27. 3. 17					513		
樫辻町		8	8	1	1			R2. 2. 7	406	406	407	407			
		1							404						
釜窪町		9	9	2	2			R2. 2. 7	406	406	407	407			
				1				R27. 1. 30			413				
	二見			(1)	(1)			R2. 2. 7			407	407			
上之町		1 5	1 5	9	9			R2. 2. 7	406	406	407	407			
				2				R2. 2. 7			405				
北山町		1 5	1 5	8	8			R2. 2. 7	406	406	407	407			
				1				R2. 2. 7			405				
木ノ原町		4	4	2	2			R2. 2. 7	406	406	407	407			
				1				R2. 2. 7			405				
久留野町		1	1	2	2			R2. 2. 7	406	406	407	407			
車谷町		1 0	1 0	4	4			R2. 2. 7	406	406	407	407			
				1				R2. 2. 7			405				
	下市町栃原			(2)	(2)			H30. 1. 16			336	336			
	滝町	(4)	(4)	(1)	(1)			R2. 2. 7	406	406	407	407			
黒駒町		1	1					R2. 2. 7	406	406					
上野町		2	2	1	1			R2. 2. 7	406	406	407	407			
	犬飼町	(2)	(2)					R2. 2. 7	406	406					
	釜窪町	(1)	(1)					R2. 2. 7	406	406					
小島町		1 2	1 2	1 2	1 2			R2. 2. 7	406	406	407	407			
		1 2						R2. 2. 7	404						
	宇野町			(2)	(2)			R2. 2. 7			407	407			
小山町		4	4	1	1			R2. 2. 7	406	406	407	407			
阪合部新田町		1 3	1 3					R2. 2. 7	406	406					
	大深町	(1)	(1)					R2. 2. 7	406	406					
	樫辻町	(1)	(1)	(1)	(1)			R2. 2. 7	406	406	407	407			
	山陰町	(1)	(1)					R2. 2. 7	406	406					
三在町		4	4	6	6			R2. 2. 7	406	406	407	407			
	宇野町			(1)	(1)			R2. 2. 7			407	407			
	西阿田町			(1)	(1)			R2. 2. 7			407	407			
島野町		6	6	3	3			R2. 2. 7	406	406	407	407			
	滝町	(1)	(1)	(1)	(1)			R2. 2. 7	406	406	407	407			
下之町		1	1					R2. 2. 7	406	406					
住川町	三在町			(2)	(2)			R2. 2. 7			407	407			
滝町		2 2	2 2	1 8	1 8			R2. 2. 7	406	406	407	407			
				1				R2. 2. 7			405				
	南阿田町			(1)	(1)			R2. 2. 7			407	407			
田殿町		1 4	1 4					R2. 2. 7	406	406					
	火打町	(2)	(2)					R2. 2. 7	406	406					
丹原町		3	3	1	1			R2. 2. 7	406	406	407	407			

所在地（町名） （区域と一部区域で重複あり）		自然現象の種類						指定 年月日	告知番号						備考
		急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり			急Y	急R	土Y	土R	地Y	地R	
区域	一部区域	Y区域	内、R区域	Y区域	内、R区域	Y区域	内、R区域								
近内町		2	2					R2. 2. 7	406	406					
出屋敷町		8	8					R2. 2. 7	406	406					
		1						R2. 2. 7	404						
	御所市鴨神					(1)		H27. 3. 17					513		
中町		2	2					R2. 2. 7	406	406					
中之町		7	7	1				R2. 2. 7	406	406	405				
西阿田町		2	2	1	1			R2. 2. 7	406	406	407	407			
				1				R2. 2. 7			405				
	山田町			(3)	(3)			R2. 2. 7			407	407			
西河内町				1	1			R2. 2. 7			407	407			
西久留野町				3	3			R2. 2. 7			407	407			
				1				R2. 2. 7			405				
野原町		4	4	3	3			R2. 2. 7	406	406	407	407			
	牧町			(6)	(6)			R2. 2. 7			407	407			
野原中		7	7					R2. 2. 7	406	406					
野原西	野原中	(1)	(1)					R2. 2. 7	406	406					
野原東		1 3	1 3					R2. 2. 7	406	406					
		4						R2. 2. 7	404						
	野原中	(1)	(1)					R2. 2. 7	406	406					
	牧町			(7)	(7)			R2. 2. 7			407	407			
八田町		6	6	8	8			R2. 2. 7	406	406	407	407			
				1				R2. 2. 7			405				
	南阿田町	(1)	(1)					R2. 2. 7	406	406					
原町		3	3	4	4			R2. 2. 7	406	406	407	407			
				1				R2. 2. 7			405				
	山田町	(1)	(1)	(1)	(1)			R2. 2. 7	406	406	407	407			
火打町		8	8	1	1			R2. 2. 7	406	406	407	407			
東阿田町		1	1	2	2			R2. 2. 7	406	406	407	407			
表野町		5	5	4	4			R2. 2. 7	406	406	407	407			
				2				R2. 2. 7			405				
	火打町	(1)	(1)					R2. 2. 7	406	406					
	山陰町	(1)	(1)					R2. 2. 7	406	406					
二見		3	3	1	1			R2. 2. 7	406	406	407	407			
	釜窪町			(1)	(1)			R2. 2. 7			407	407			
牧町		2	2	9	9			R2. 2. 7	406	406	407	407			
南阿田町		3	3	8	8			R2. 2. 7	406	406	407	407			
	滝町	(1)	(1)					R2. 2. 7	406	406					
	八田町			(1)	(1)			R2. 2. 7			407	407			
六倉町		3	3					R2. 2. 7	406	406					
	小島町	(2)	(2)					R2. 2. 7	406	406					
山陰町		1	1					R2. 2. 7	406	406					
山田町		5	5	4	4			R2. 2. 7	406	406	407	407			
	西阿田町			(1)	(1)			R2. 2. 7			407	407			
湯谷市塚町		1 1	1 1					R2. 2. 7	406	406					
霊安寺町		2 4	2 4	1 3	1 3			R2. 2. 7	406	406	407	407			
				1				R2. 2. 7			405				
	生子町	(2)	(2)					R2. 2. 7	406	406					
合 計		354 (31)	347 (31)	182 (34)	160 (34)	0 (2)	0 (0)	536 (67)							

西吉野地区

所在地（町名） （区域と一部区域で重複あり）		自然現象の種類						指定 年月日	告知番号						備考
		急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり			急Y	急R	土Y	土R	地Y	地R	
区域	一部区域	Y区域	内、R区域	Y区域	内、R区域	Y区域	内、R区域								
赤松		9	9					H31. 3. 1	412	412					
		1						H31. 3. 1	410						
	西吉野町百谷	（2）	（2）					H31. 3. 1	412	412					
尼ヶ生		3	3					H31. 3. 1	412	412					
	西吉野町八ツ川	（1）	（1）					H31. 3. 1	412	412					
永谷		2 4	2 4	1 3	1 3			H31. 3. 1	412	412	413	413			
	西吉野町西野	（1）	（1）					H31. 3. 1	412	412					
江出		2	2					H31. 3. 1	412	412					
老野		1	1					H31. 3. 1	412	412					
大峯		1 4	1 4					H31. 3. 1	412	412					
	西吉野町西日裏	（1）	（1）					H31. 3. 1	412	412					
	西吉野町絵川迫	（3）	（3）					H31. 3. 1	412	412					
奥谷		1 9	1 9					H31. 3. 1	412	412					
		2						H31. 3. 1	410						
						8		H27. 1. 30					414		
	西吉野町湯川	（1）	（1）					H31. 3. 1	412	412					
大日川		5	5	1	1			H31. 3. 1	412	412	413	413			
		5	5					H21. 6. 12	80	82					
						3		H25. 11. 22					276		
小古田		6	6	2	2			H31. 3. 1	412	412	413	413			
	西吉野町鹿場	（1）	（1）					H31. 3. 1	412	412					
陰地		9	9					H31. 3. 1	412	412					
唐戸		1 6	1 6					H31. 3. 1	412	412					
	下市町石堂谷			（3）	（3）			H30. 1. 16			336	336			
川岸		1 2	1 2					H31. 3. 1	412	412					
						1		H25. 11. 22					276		
	西吉野町鹿場	（1）	（1）					H31. 3. 1	412	412					
川股		6	6	1	1			H31. 3. 1	412	412	413	413			
						1		H25. 11. 22					276		
黒淵		1 4	1 4	1	1			R2. 2. 7	406	406	407	407			
						2		H25. 11. 22					276		
神野		5	5					H31. 3. 1	412	412					
		1						H31. 3. 1	410						
						4		H25. 11. 22					276		
阪巻		1 5	1 5					H31. 3. 1	412	412					
		1						H31. 3. 1	410						
						1		H25. 11. 22					276		
	西吉野町西野	（2）	（2）					H31. 3. 1	412	412					
鹿場		1 0	1 0					H31. 3. 1	412	412					
		1						H31. 3. 1	410						
城戸		1 4	1 4	2	2			H31. 3. 1	412	412	413	413			
	西吉野町阪巻	（1）	（1）					H31. 3. 1	412	412					
勢井		9	9	4	4			H31. 3. 1	412	412	413	413			
滝		6	6	2	2			H31. 3. 1	412	412	413	413			
立川渡		5	5					H31. 3. 1	412	412					
	西吉野町宗川野			（1）	（1）			H31. 3. 1			413	413			
津越		1 0	1 0					H31. 3. 1	412	412					
十日市		6	6					H31. 3. 1	412	412					
		1	1					H21. 6. 12	80	82					
	下市町西山	（1）	（1）					H30. 1. 16	335	335					
	西吉野町八ツ川	（2）	（2）					H31. 3. 1	412	412					

所在地（町名） （区域と一部区域で重複あり）		自然現象の種類						指定 年月日	告知番号						備考
		急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり			急Y	急R	土Y	土R	地Y	地R	
区域	一部区域	Y区域	内、R区域	Y区域	内、R区域	Y区域	内、R区域								
茄子原		1 5	1 5	2	2			H31. 3. 1	412	412	413	413			
	西吉野町宗川野			(1)	(1)			H31. 3. 1			413	413			
	西吉野町本谷	(2)	(2)					H31. 3. 1	412	412					
西新子		1 0	1 0					H31. 3. 1	412	412					
		1						H31. 3. 1	410						
						2		H27. 1. 30					414		
西野		9	9					H31. 3. 1	412	412					
						1		H25. 11. 22					276		
	西吉野町永谷			(2)	(2)			H31. 3. 1			413	413			
西日裏		9	9	5	5			H31. 3. 1	412	412	413	413			
	西吉野町勢井	(1)	(1)	(1)	(1)			H31. 3. 1	412	412	413	413			
桧川迫		1 6	1 6	3	3			H31. 3. 1	412	412	413	413			
桧川迫				1				H31. 3. 1			411				
平雄		2 7	2 7	2	2			H31. 3. 1	412	412	413	413			
平沼田		1 5	1 5	1				H31. 3. 1	412	412	411				
		1						H31. 3. 1	410						
						3		H27. 1. 30					414		
	西吉野町百谷	(3)	(3)					H31. 3. 1	412	412					
	西吉野町湯川	(1)	(1)					H31. 3. 1	412	412					
北曾木		2 0	2 0	1	1			R2. 2. 7	406	406	407	407			
						2		H25. 11. 22					276		
南山		8	8					H31. 3. 1	412	412					
向加名生		1	1					H31. 3. 1	412	412					
宗川野		5	5	2	2			H31. 3. 1	412	412	413	413			
		1						H31. 3. 1	410						
		1	1					R2. 2. 7	406	406					
	西野	(1)	(1)					H31. 3. 1	412	412					
本谷		4	4					H31. 3. 1	412	412					
百谷		4 0	4 0	2	2			H31. 3. 1	412	412	413	413			
		1						H31. 3. 1	410						
	西吉野町平沼田			(1)				H31. 3. 1			411				
八ツ川		1 0	1 0	1	1			H31. 3. 1	412	412	413	413			
	西吉野町十日市	(1)	(1)					H31. 3. 1	412	412					
		(1)	(1)					H21. 6. 12	80	82					
屋那瀬		5	5					H31. 3. 1	412	412					
						1		H25. 11. 22					276		
湯川		1 0	1 0					H31. 3. 1	412	412					
湯塩		2 2	2 2					H31. 3. 1	412	412					
		2						H31. 3. 1	410						
夜中		1 4	1 4					H31. 3. 1	412	412					
	西吉野町八ツ川	(1)	(1)					H31. 3. 1	412	412					
和田		6	6	1	1			H31. 3. 1	412	412	413	413			
				1				H31. 3. 1			411				
						3		H25. 11. 22					276		
	西吉野町屋那瀬	(1)	(1)					H31. 3. 1	412	412					
合 計		485 (29)	473 (29)	48 (9)	45 (8)	32 (0)		565 (38)							

大塔地区

所在地（町名） （区域と一部区域で重複あり）		自然現象の種類						指定 年月日	告知番号						備考
		急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり			急Y	急R	土Y	土R	地Y	地R	
区域	一部区域	Y区域	内、R区域	Y区域	内、R区域	Y区域	内、R区域								
宇井		3	3					R2. 2. 7	406	406					
小代		2	2	1	1			R2. 2. 7	406	406	407	407			
阪本		1 0	1 0	2	2			R2. 2. 7	406	406	407	407			
						3		H25. 11. 22					276		
篠原		3	3	3	3			R2. 2. 7	406	406	407	407			
				1				R2. 2. 7			405				
清水		2	2	3	3			R2. 2. 7	406	406	407	407			
簾		1	1					R2. 2. 7	406	406					
惣谷		3	3					R2. 2. 7	406	406					
辻堂		5	5	2	2			R2. 2. 7	406	406	407	407			
		1		1				R2. 2. 7	404		405				
						6		H27. 1. 30					414		
	大塔町殿野			（2）	（2）			R2. 2. 7			407	407			
閉君		1	1					R2. 2. 7	406	406					
殿野		1	1	2	2			R2. 2. 7	406	406	407	407			
堂平		1	1					R2. 2. 7	406	406					
中井傍示		1	1					R2. 2. 7	406	406					
中原		2	2					H29. 12. 12	280	280					
						3		H25. 11. 22					276		
引土		1	1					R2. 2. 7	406	406					
飛養曾		1	1					R2. 2. 7	406	406					
合 計		38 (0)	37 (0)	15 (2)	13 (2)	12 (0)		65 (4)							

4 通信に関する資料

4-1 奈良県防災行政通信ネットワーク専用電話番号表

局 名	課 名	防災 T E L	防災 F A X	備 考
県庁統制局	災害対策本部室	TN-111-7-4511	TN-111-9210	運用・映像担当課 企画・自衛隊誘致係 危機対策係 防災施設係
		TN-111-9100		
	災対本部スタッフ室	TN-111-9110		
	統制室	TN-111-102		
		TN-111-7-2282		
		TN-111-7-4507		
		TN-111-7-4508		
		TN-111-7-4509		
		TN-111-9070		
	防災統括室	TN-111-7-2287		
		TN-111-9009		
		TN-111-9010		
		TN-111-9011		
五條土木事務所	操作室(防災ラック)	TN-181-9471	TN-518-90	支部局

五條市（端末局）

旧市町村	局番号	防災 T E L	防災 F A X	F A X設置場所	N T T電話番号（代表）
五條市（本庁）	TN-207	91	207-90	危機管理課	0747-22-4001

各団体（端末局）

団 体 名	局番号	防災 TEL (FAX)	設置場所	N T T電話番号 (役場代表)
（県出先機関）				
吉野福祉事務所	TN-503	91 (90)	事務所	0746-32-5315
吉野保健所五條出張所	TN-510	91 (90)	事務室	0747-22-3051
南奈良総合医療センター	TN-531 (TN-514)	91 (90)	庶務課	0747-54-5000
（防災関係機関）				
奈良地方気象台	TN-570	93 (90)	事務室	0742-22-2556
陸上自衛隊第4施設団	TN-571	91 (90)	三科事務室	0774-44-0001
日本放送協会奈良放送局	TN-572	91 (90)	防災電話機	0742-26-3411
奈良テレビ放送株式会社	TN-573	91 (90)	防災電話機	0742-24-2961
日本赤十字社奈良支部局	TN-574	91 (90)	事務室	0742-61-5666
近畿農政局南近畿土地改良調査 管理事務所	TN-575	91 (90)	管理課	0747-52-2791

（注） TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

五	條	衛星系72 地上系71
---	---	-------------

4－2 災害時優先電話

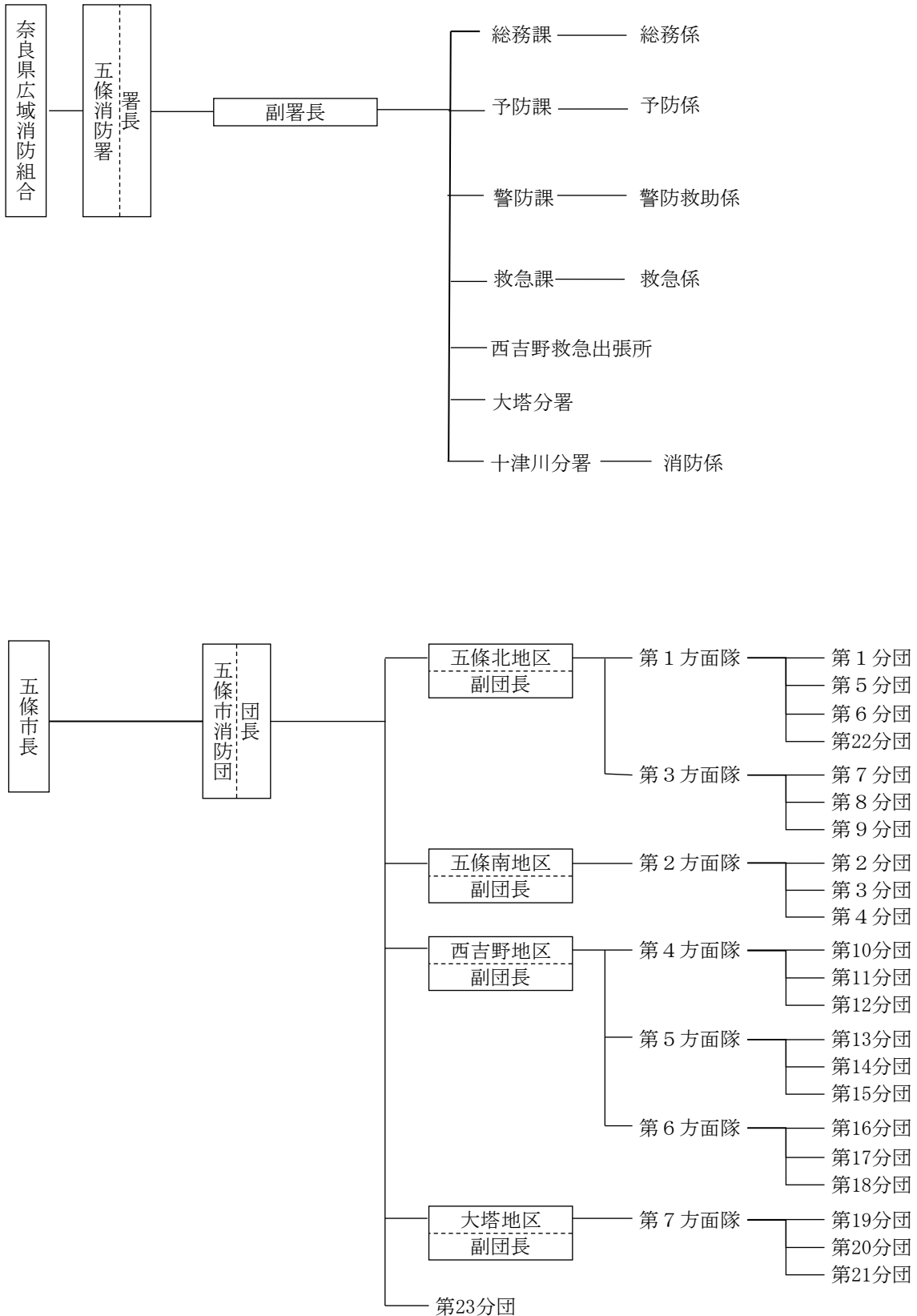
0747-22-4000 0747-22-4007 0747-22-4008 0747-22-4009
0747-23-2000 0747-24-2370

－ 災害時優先電話とは －

災害等が発生した場合、被災地等への通話が集中することから重要な通話を確保するため、通話を規制する場合があるが、予め「災害時優先電話」として登録した電話番号から発信する通話については優先的に取り扱われる。

5 消防に関する資料

5-1 消防の組織



5－2 消防力の現況（消防団保有分）

（令和5年4月1日現在）

1 消防車両等

	普通消防ポンプ自動車	指揮車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ車	広報車
消防団	12	1	39	7	1

2 特殊資器材

資器材名	分団	団本部
救助艇（船外機共）	1	
救助浮環	1	
救命胴衣	5	35
エンジンカッター	60	1
チェーンソー	55	1
油圧切断機		1
簡易破壊工具		1
簡易担架	4	1
携帯拡声器	38	2
携帯発電機一式	39	2
投光器	90	
投光器（バルーン式）	22	3
背負式簡易消火器具	10	
油火災消火薬剤	1400	

5－3 消防水利の現況

1 消火栓

(令和5年4月1日現在)

地区別 \ 配管m/m	75	100	125	150	200	250	300	350	Null	合計
五 条	125	24		28	7	6		10	5	205
野 原	65	8		15	17				1	106
南 宇 智	33	4		10		5				52
阪 合 部	42	6		21	2					71
牧 野	56	11		25			11			103
宇 智	72	24		40	7			9		152
北 宇 智	54	28		29	2					113
大 阿 太	14	4		2	8					28
南 阿 太	25	5		10						40
テクノパークなら	3	6		9	4	3				25
田 園	21	45		56	1	3				126
な つ み 台	11	10		4		5	5			35
西 吉 野										0
大 塔										0
合 計	521	175	0	249	48	22	16	19	6	1,056

※簡易水道分を除く。

2 防火水槽

(令和5年4月1日現在)

地区別 \ 容 量	40トン未満	40トン以上	私 設	合 計
五 条	3	44 (うち耐震性14)	3	50
野 原	3	35 (うち耐震性5)	5	43
南 宇 智	4	17	1	22
阪 合 部	6	30 (うち耐震性3)	1	37
牧 野	5	19 (うち耐震性2)	3	27
宇 智	2	26 (うち耐震性5)	10	38
北 宇 智	4	38 (うち耐震性4)	15	57
大 阿 太	1	17	0	18
南 阿 太	1	15	0	16
テクノパークなら	0	4	31	35

田 園	0	13（うち耐震性1）	0	13
な つ み 台	0	6（うち耐震性6）	0	6
西 吉 野	0	69	1	70
大 塔	11	35	0	46
合 計	40	368（うち耐震性40）	70	478

5－4 消防団所管区域一覧

（令和5年4月1日現在 総数499名）

消防団本部人数	団 長	副団長	方面隊長
	1	4	8

方面隊	地区	分 団	部	管轄地域	分団 人数	方面隊 人数	地区別 人数
第1方面隊	五條地区	1	1 部	五條地区 西川より東	17	102	292
			2 部	五條地区 西川より西			
	牧野地区	5	1 部	中之	35		
			2 部	木ノ原・大沢			
			3 部	上之・北山			
			4 部	下之・釜窪・畑田			
	宇智地区	6	1 部	今井・小島・六倉	28		
			2 部	岡			
			3 部	宇野・三在			
	田園地区 (なつみ台含む)	22	1 部	田園 1 ～ 4 丁目	22		
2 部			田園 5 丁目・なつみ台				
第2方面隊	野原地区	2	1 部	野原西・野原中（上田含む）	23	94	
			2 部	野原東			
	南宇智地区	3	1 部	霊安寺	36		
			2 部	御山・丹原・生子			
	阪合部地区	4	1 部	中・火打・山陰・黒駒・表野・大津・大野	35		
			2 部	相谷・犬飼・上野			
			3 部	大深・田殿			
			4 部	檜辻・阪合部新田			

方面隊	地区	分 団	部	管轄地域	分団 人数	方面隊 人数	地区別 人数
第3方面隊	北宇智地区	7	1 部	近内・西河内	36	96	
			2 部	住川・木材団地・県営住宅			
			3 部	居伝・出屋敷・小山			
			4 部	小和			
			5 部	久留野・西久留野			
	大阿太地区	8	1 部	東阿田・西阿田・大野新田・原・山田	29		
	南阿太地区	9	1 部	滝・車谷	31		
			2 部	南阿田・八田			
			3 部	島野・湯谷市塚			
第4方面隊	白銀北地区	10	1 部	奥谷	19	57	
			2 部	夜中・西新子			
		11	1 部	平沼田	23		
			2 部	百谷			
			3 部	赤松・湯川			
	白銀南地区	12	1 部	唐戸・尼ヶ生・八ツ川・十日市・鹿場・小古田・南山	15		
第5方面隊	賀名生地区	13	1 部	滝・老野・江出・神野	13	58	
		14	1 部	北曾木	22		
			2 部	和田・屋那瀬			
		15	1 部	向加名生・大日川	23		
			2 部	黒淵			
			3 部	湯塩			
第6方面隊	宗桧上地区	16	1 部	勢井・西日裏・川股・平雄・茄子原・本谷	8	42	157
	宗桧中地区	17	1 部	永谷・立川渡	20		
			2 部	宗川野・西野			
			3 部	阪巻			
	宗桧下地区	18	1 部	城戸	14		
			2 部	川岸・陰地・津越・大峯・桧川迫			

方面隊	地区	分 団	部	管轄地域	分団 人数	方面隊 人数	地区別 人数
第 7 方面 隊	大塔地区	19	1 部	辻堂・殿野・閉君・宇井・堂平・	12	23	23
			2 部	清水・飛養曾・引土・赤谷			
		20	1 部	小代・阪本・簾・天辻・猿谷・	6		
			2 部	中原			
		21	1 部	中井傍示・惣谷・篠原	5		
女性消防団員		23		全域	10		
機能別市役所支援隊				全域	4		

6 水防に関する資料

6－1 重要水防箇所

1 国土交通省所管

○紀の川重要水防箇所

和歌山河川国道事務所（令和３年５月）

河川名	左右岸 の別	種別	重要度	地 先 名	距離杭（km）	延長 （m）	備 考
紀の川（吉野川）	右	新堤防・破堤跡 ・旧川跡	要注意	五條市上野町	56.4～56.8	561	旧川跡
紀の川（吉野川）	〃	堤防高	A	〃 上野町	56.4～56.8	791	無堤区間
紀の川（吉野川）	〃	堤防断面	A	〃 上野町	56.4～56.8	791	無堤区間
紀の川（吉野川）	〃	新堤防・破堤跡 ・旧川跡	要注意	〃 犬飼町～二見５丁目	57.2～58.2	1,193	旧川跡
紀の川（吉野川）	〃	堤防高	A	〃 犬飼町～二見５丁目	57.2～58.8	1,744	無堤区間
紀の川（吉野川）	〃	堤防断面	A	〃 犬飼町～二見５丁目	57.2～58.8	1,744	無堤区間
紀の川（吉野川）	〃	堤防断面	B	〃 二見５丁目	58.0～58.4	280	HW堤、H27年度築堤
紀の川（吉野川）	〃	堤防高	B	〃 二見５丁目	58.0～58.4	280	HW堤、H27年度築堤
紀の川（吉野川）	〃	堤防高	A	〃 二見５丁目	58.4	119	HW堤、H28年度築堤
紀の川（吉野川）	〃	堤防断面	B	〃 二見５丁目	58.4	119	HW堤、H28年度築堤
紀の川（吉野川）	左	堤防高	A	〃 野原西６～野原西１	58.6～58.8	826	無堤区間
紀の川（吉野川）	〃	堤防断面	A	〃 野原西６～野原西１	58.6～58.8	826	無堤区間
紀の川（吉野川）	〃	堤防高	B	〃 野原西６～野原西１	58.8～58.8	80	HW堤、H29年度築堤
紀の川（吉野川）	〃	堤防断面	B	〃 野原西６～野原西１	58.8～58.8	80	HW堤、H29年度築堤
紀の川（吉野川）	〃	堤防高	B	〃 野原西６～野原西１	58.8～58.8	80	HWカミソリ堤、H28年度築堤
紀の川（吉野川）	〃	堤防断面	B	〃 野原西６～野原西１	58.8～58.8	80	HWカミソリ堤、H28年度築堤

紀の川（吉野川）	右	堤防高	B	五條市二見 5 丁目	58.8	230	HW堤、H26年度築堤
紀の川（吉野川）	〃	堤防断面	B	〃 二見 5 丁目	58.8	230	HW堤、H26年度築堤
紀の川（吉野川）	〃	堤防高	B	〃 二見 5 丁目	58.8～58.8	100	HW堤、H25年度築堤
紀の川（吉野川）	〃	堤防断面	B	〃 二見 5 丁目	58.8～58.8	100	HW堤、H25年度築堤
紀の川（吉野川）	左	堤防高	A	〃 野原西 1	58.8～58.9	71	無堤区間
紀の川（吉野川）	〃	堤防断面	A	〃 野原西 1	58.8～58.9	71	無堤区間
紀の川（吉野川）	〃	堤防断面	B	〃 野原西 1	58.9～59.6	369	
紀の川（吉野川）	〃	堤防高	B	〃 野原西 1	58.8～59.0	111	HWL堤
紀の川（吉野川）	〃	堤防断面	A	〃 野原西 1	58.8～59.4	148	HWL堤
紀の川（吉野川）	右	堤防高	B	〃 新町 2	59.4	170	
紀の川（吉野川）	左	堤防高	B	〃 野原西 1～野原西 3	59.6～60.6	953	
紀の川（吉野川）	右	堤防高	B	〃 新町一丁目～本町二丁目	59.8～60.0	407	
紀の川（吉野川）	〃	工作物	B	〃 五條 1 丁目	60.0+80.0		大川橋
紀の川（吉野川）	左	堤防断面	A	〃 野原西 2～野原西 3	60.2～60.6	575	バラペット区間
紀の川（吉野川）	右	工作物	A	〃 五條 3 丁目	60.2+64.0		田中樋門
紀の川（吉野川）	左	工作物	A	〃 野原西 3	60.6+5.0		野原第 2 樋管
紀の川（吉野川）	〃	水衝洗掘	B	〃 野原西 3～野原東 3	60.8～61.4	600	H23台風12号
紀の川（吉野川）	右	堤防高	B	〃 五條 4	61.0	151	
紀の川（吉野川）	左	堤防高	A	〃 野原東 1	61.2	150	無堤区間
紀の川（吉野川）	〃	堤防断面	A	〃 野原東 1～野原東 2	61.2～61.4	516	無堤区間

○紀の川重要水防箇所（重点区間）

和歌山河川国道事務所（令和 3 年 5 月）

河川名	左右岸 の 別	地 先 名	距離杭（km）	延 長 （m）	備 考
紀の川（吉野川）	右	五條市上野町	56.4～56.8	791	堤防高(A)、無堤区間
紀の川（吉野川）	〃	〃 犬飼町～二見 5 丁目	57.2～58.0	1,117	堤防高(A)、無堤区間

紀の川（吉野川）	右	五條市二見5丁目	58.4～58.6	119	堤防高(A)、HW堤、H28年度築堤
紀の川（吉野川）	左	〃 野原西6～野原西1	58.6～58.8	826	堤防高(A)、無堤区間
紀の川（吉野川）	〃	〃 野原西1	58.8～58.9	71	堤防高(A)、無堤区間
紀の川（吉野川）	〃	〃 野原西1	59.2～59.4	148	堤防高(A)、HWL堤
紀の川（吉野川）	〃	〃 野原東1	61.2～61.2	150	堤防高(A)、無堤区間

2 県所管

(1) 水防警報指定河川

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防区域		種別	特に重要な水防区域		種別
				位置	延長(m)		位置	延長(m)	
22 紀の川	左	五條	五條市	自 五條市島野町 ～ 至 国土交通省管理区間	4,750	堤防高	自 下市町・五條市界 ～ 至 五條市島野町	4,200	堤防高
	右	五條	五條市	自 五條市島野町 ～ 至 国土交通省管理区間	4,000	堤防高	自 大淀町・五條市界 ～ 至 五條市島野町	4,000	堤防高
23 丹生川	左	五條	五條市	自 五條市・下市町界 ～ 至 五條市生子町	16,500	堤防高	自 五條市丹原町 ～ 至 紀の川合流点	500	堤防高
	右	五條	五條市	自 五條市・下市町界 ～ 至 五條市西吉野町滝	16,500	堤防高	自 五條市靈安寺町 ～ 至 紀の川合流点	500	堤防高

(2) 水防警報指定河川以外の河川

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防区域		種別	特に重要な水防区域		種別
				位置	延長(m)		位置	延長(m)	
62 西川	左	五條	五條市	自 五條市北山町 ～ 至 五條市須恵町（JR下）	6,200	堤防高 家屋連担	自 五條市須恵町（JR下） ～ 至 紀の川合流点	500	堤防高

62 西川	右	五 條	五條市	自 五條市北山町 ～ 至 五條市本町（ＪＲ下）	6,200	堤防高 家屋連担	自 五條市本町（ＪＲ下） ～ 至 紀の川合流点	500	堤防高
63 東浄川	左	五 條	五條市	自 五條市岡町 ～ 至 五條市釜窪町	300	堤防高 家屋連担	自 五條市釜窪町 ～ 至 紀の川合流点	800	堤防高
	右	五 條	五條市	自 五條市岡町 ～ 至 五條市釜窪町	300	堤防高 家屋連担	自 五條市釜窪町 ～ 至 紀の川合流点	800	堤防高
64 内の川	左	五 條	五條市	自 五條市今井 ～ 至 五條市五條	700	堤防高 家屋連担			
	右	五 條	五條市	自 五條市今井 ～ 至 五條市五條	700	堤防高 家屋連担			
65 寿命川	左	五 條	五條市	自 五條市上之町 ～ 至 五條市新町	4,960	堤防高 家屋連担	自 五條市新町 ～ 至 紀の川合流点	500	堤防高
	右	五 條	五條市	自 五條市上之町 ～ 至 五條市二見	4,960	堤防高 家屋連担	自 五條市二見 ～ 至 紀の川合流点	500	堤防高
66 東谷川	左	五 條	五條市	自 五條市野原東 ～ 至 五條市野原東	200	堤防高	自 五條市野原東 ～ 至 紀の川合流点	580	堤防高
	右	五 條	五條市	自 五條市野原東 ～ 至 五條市野原東	200	堤防高	自 五條市野原東 ～ 至 紀の川合流点	580	堤防高
67 宇智川	左	五 條	五條市	自 五條市久留野町 ～ 至 五條市三在町	3,400	堤防高 家屋連担			
				自 大谷川合流点 ～ 至 五條市宇野町	750	堤防高 家屋連担			
				自 五條市小島町 ～ 至 五條市小島町	1,000	堤防高 家屋連担			

67 宇智川	右	五 條	五條市	自 五條市久留野町 ～ 至 五條市三在町	3,400	堤防高 家屋連担			
				自 大谷川合流点 ～ 至 五條市宇野町	1,150	堤防高 家屋連担			
				自 五條市小島町 ～ 至 五條市小島町	1,000	堤防高 家屋連担			
68 北 川	左	五 條	五條市	自 五條市出屋敷 町～ 至 五條市住川町	1,730	堤防高	自 五條市住川町 ～ 至 五條市住川町	550	堤防高
				自 五條市出屋敷町 ～ 至 五條市住川町	1,730	堤防高	自 五條市住川町 ～ 至 五條市住川町	550	堤防高
	右	五 條	五條市						
69 八幡川	左	五 條	五條市	自 五條市西吉野町百谷 ～ 至 五條市西吉野町湯川	4,400	堤防高	自 五條市靈安寺町 ～ 至 丹生川合流点	500	堤防高
				自 五條市西吉野町百谷 ～ 至 五條市西吉野町湯川	4,400	堤防高	自 五條市野原西 ～ 至 丹生川合流点	500	堤防高
	右	五 條	五條市						
70 宗 川	左	五 條	五條市	自 五條市西吉野町立川渡 ～ 至 丹生川合流点	3,000	堤防高			
				自 五條市西吉野町立川渡 ～ 至 丹生川合流点	3,000	堤防高			
	右	五 條	五條市						
71 天川 (熊野川)	左	五 條	五條市				自 五條市大塔町辻堂 ～ 至 五條市大塔町辻堂	800	堤防高
							自 五條市大塔町字井 ～ 至 五條市大塔町清水	500	堤防高
	右	五 條	五條市				自 五條市大塔町堂平 ～ 至 五條市大塔町清水	3,800	堤防高

6－2 水防上重大な影響を及ぼす橋梁

橋 梁 名	管 理 団 体 名	構 造 形 式	位 置		橋長 (m)	全幅 (m)	高さ (m)
			主要環線	町 村			
御 蔵 橋	五條土木 事 務 所	鋼トラス・合成桁（鋼桁） の混合橋	県道阪本 五 條 線	左岸 五條市中町 右岸 五條市犬飼町	99.0	5.9	10.3
阪合部橋	五 條 市	ワーゲントラス・動力コ ンクリート桁の混合橋	市道大津 相 谷 線	左岸 五條市大津町 右岸 五條市相谷町	85.54	5.0	19.0

6-3 防災重点ため池

番号	ため池名称	ふりがな	番地等
1	城後谷池	じょうごたにいけ	久留野町 356
2	庄利池	しよりいけ	大野町 254-1
3	大池	おおいけ	原町 640-1、山田町 400-1
4	大池	おおいけ	御山町 802-1、803-1
5	広喜池	こうきいけ	御山町 847-1
6	双又池	ふたまたいけ	御山町 839-1
7	長尾池	ながおいけ	三在町 912-1
8	ドンド池	どんどいけ	久留野町 776-1
9	上之大池	かみのおおいけ	上之町 525-1、525-2
10	畑田上池	はたけだうえいけ	野原中二丁目 2257-1
11	秋日谷池	あけびだにいけ	居傳町 658-1
12	山伏谷池	やまふしたにいけ	西阿田町 334-1
13	浄ヶ谷池	じょうがだにいけ	相谷町 32-1
14	ハサマ池	はさまいけ	上之町 195-1
15	東池	ひがしいけ	釜窪町 1176,1178,1179,1180,1181
16	柳谷下池	やなぎたにしもいけ	阪合部新田町 418-1
17	竈池	かごいけ	釜窪町 1120-1
18	木ノ尾下池	きのおしもいけ	出屋敷町 362-1
19	北谷池	きたたにいけ	近内町 1093-1
20	大池	おいけ	近内町 1090-1
21	長谷谷池	はせだにいけ	居傳町 722-1
22	高取池	たかとりいけ	西河内町 540-1
23	片平池	かたひらいけ	近内町 99-1
24	高谷池	たかたにいけ	岡町 3196-1
25	古寺池	ふるでらいけ	三在町 525-1
26	一本松池	いっぽんまついけ	三在町 569-1
27	塚池	つかいけ	三在町 507-1
28	矢谷池	やだにいけ	西河内町 1170-1
29	平木池	ひらきいけ	上之町 123-1
30	成佛池	じょうぶついけ	上之町 18-1
31	矢谷下池	やたにしもいけ	西河内町 1169-1
32	荒坂池(上池)	あらさかいけ(かみいけ)	今井町 1140-1,1395-5
33	荒坂池(下池)	あらさかいけ(しもいけ)	今井町 1139-1
34	栗ノ谷池	くりのたにいけ	中之町 1423-1
35	九度尾池	くどおいけ	田園四丁目 4
36	古池	ふるいけ	岡町 1396-1、1396-乙

番号	ため池名称	ふりがな	番地等
37	青楚池	あおそいけ	岡町 2463-1
38	溝尾池	みぞおいけ	五條市中之町 1607-1
39	東飛ヶ尾池	ひがしとびがおいけ	田園四丁目 100
40	上ノ池	かみのいけ	今井町 1903-1
41	大谷大池	おおたにおおいけ	岡町 3351-1
42	名ヶ谷池	みょうがだにいけ	中之町 648-1
43	松原共有池	わたくしいけ	今井町 1156-1
44	西山池	にしやまいけ	岡町 2031-1
45	松原大池	まつばらおおいけ	今井町 1154-1
46	宮ノ谷池	みやのたにいけ	今井町 1547-1
47	松ヶ坂池	まつがさかいけ	中之町 502-1
48	弥三谷池	やそだにいけ	釜窪町 273-1
49	大谷池	おおたにいけ	釜窪町 759-1
50	ひらんじ池	ひらんじいけ	釜窪町 518-1
51	天王池	てんのういけ	下之町 368-1
52	権六池	ごんろくいけ	野原東五丁目 481-1
53	小中代上池	こなかだいかみいけ	牧町 959-1
54	畑ノ垣内上池	はたのかいとかみいけ	牧町 928-1
55	小中代下池	こなかだいしもいけ	牧町 958-1
56	生蓮寺池	しょうれんじいけ	二見七丁目 602、1392-1
57	栢ヶ谷池	かやがたにいけ	二見七丁目 578
58	畑田下池	はたけだしたいけ	野原中二丁目 2244-1、2245、2246、2255、2256-2、2267、2268、2269、2270、2271、2272
59	畑ノ垣内下池	はたのかいとしたいけ	牧町 929-1、930-1
60	新池	しんいけ	牧町 907-1
61	奥の谷池	おくのたにいけ	野原町 1164-1
62	新池	しんいけ	牧町 798-1、801
63	ヨノフ池	よのふいけ	牧町不明
64	菖蒲谷池	しょうぶたにいけ	牧町 652-1
65	西新池	にししんいけ	釜窪町 1307-1,1307-6
66	樋の口池	ひのくちいけ	牧町 1334-1
67	さら池	さらいけ	牧町 687-1
68	上田新池	うえだしんいけ	野原町 1124-1
69	上田古池	うえだふるいけ	野原町 1107-1
70	姫谷上池	ひめだにかみいけ	霊安寺町 2212-1、西吉野町湯塩 1168
71	姫谷下池	ひめだにしたいけ	霊安寺町 2213-1、西吉野町湯塩 1166
72	長池	ながいけ	中町 265-1,266-1

番号	ため池名称	ふりがな	番地等
73	山本池	やまもといけ	黒駒町 580-1
74	徳池	とくいけ	中町 419-1
75	中町新池	なかちょうしんいけ	中町 433-1、434、435
76	二又池	ふたまたいけ	中町 440-1
77	中池	なかいけ	中町 439-1
78	大池	おいけ	中町 438-1
79	アセボ池	あせぼいけ	丹原町 962-1
80	大池	おおいけ	丹原町 935-1
81	新池	しんいけ	丹原町 986-1
82	平池	ひらいけ	大野町 471-1
83	新池	しんいけ	御山町 836-1
84	青池	あおいけ	阪合部新田町 442-1
85	大池	おいけ	山陰町 486、487-1
86	毘沙門池	びしゃもんいけ	表野町 561-1
87	平池	ひらいけ	五條市表野町 523-1
88	庚申池	こうしんいけ	五條市表野町 254-1
89	山口池	やまぐちいけ	近内町 755-1、755-6
90	山の原池	やまのはらいけ	釜窪町 1313-1
91	下池	しもいけ	東阿田町 263-1
92	湯屋谷池	ゆやだにいけ	木ノ原町 413-1
93	常願坊池	じょうがんぼういけ	御山町 332-1
94	新池	しんいけ	東阿田町 227-1
95	琵琶谷池	びあんだにいけ	西阿田町 715-1
96	平田池	ひらたいけ	南阿田町 703
97	音池	おといけ	原町 642-1、山田町 335-1
98	峠池	とうげいけ	滝町 1097-1
99	中池	なかいけ	原町 461-1、山田町 364-1
100	新池	しんいけ	南阿田町 678-1・678-3 合併、678-2
101	円坊下池	えんぼうしもいけ	滝町 162-1
102	古池	ふるいけ	五條市島野町 472-1
103	犬飼大池	いぬかいおおいけ	釜窪町 1153-1
104	新池	しんいけ	五條市島野町 480-1
105	円坊池	えんぼういけ	滝町 164-1
106	久保山池	くぼやまいけ	阪合部新田町 5-1、火打町 626-1
107	柳谷上池	やなぎたにかみいけ	阪合部新田町 426-1
108	釜の中池	かまのなかいけ	生子町 86-1
109	御池	おいけ	西吉野町滝 481-1、481-5

番号	ため池名称	ふりがな	番地等
110	西ヶ谷池	にしがたにいけ	二見三丁目 368-1、368-3、368-4、370
111	寄会池	よりあいいけ	今井町 1341-1
112	池ノ側池	いけのがわいけ	岡町 2273-1
113	呉ヶ谷池	くれがたにいけ	二見七丁目 601-1,601-2
114	瀧屋谷池	たきやたにいけ	大澤町 1083-1
115	上池	うえいけ	今井町不明
116	後池	うしろいけ	中之町 1664-1
117	大池	おおいけ	東阿田町 180-1
118	垣内池	かいといけ	中之町 1359-1
119	かんご池	かんごいけ	相谷町 92
120	北田池	きただいいけ	御山町 213-1
121	車池	くるまいけ	今井町 1342-1
122	コミツ池	こみついいけ	今井町 1029-1
123	金剛寺池	こんごうじいけ	西河内町 534-1
124	上池	かみいけ	今井町 1344-1
125	新池	しんいけ	今井町 1339-1
126	新池	しんいけ	相谷町 81-1
127	サクライ池	さくらいいけ	中之町 1665-1
128	坊主池	ぼうずいけ	三在町 984-1
129	中池	なかいけ	今井町 1345-1
130	中西池	なかにしいけ	相谷町 513-1
131	中山池	なかやまいけ	中之町 1739-1、1740-1
132	西飛ヶ尾池	にしとびがおいけ	田園四丁目 17
133	上池	かみいけ	今井町 1343-1
134	ハス池	はすいけ	釜窪町 1026-1
135	馬頭池	ばとういけ	今井町 1085-1
136	雫谷池	しずくたにいけ	釜窪町 1233-1
137	カミヤ池	かみやいけ	西河内町 144-1
138	コモヤ池	こもやいけ	下之町 357-1
139	槇野池	まきのいけ	釜窪町 1345-1
140	釜窪第1池	かまくぼだいいちいけ	釜窪町 1348-1
141	中川池	なかがわいけ	釜窪町 510-1
142	中の池	なかのいけ	中之町 958-1
143	新池	しんいけ	西吉野町滝 444-1
144	第二調整池	だいにちょうせいいけ	出屋敷町 361-3、近内町 1102-1
145	調整池	ちょうせいいけ	田園五丁目 118
146	森本池	もりもといけ	今井町 1111-1

番号	ため池名称	ふりがな	番地等
147	アンタメ池	あんためいけ	今井町 1110-1
148	長尾池	ながおいけ	今井町 1023-1
149	フサイ谷池	をさいだにいけ	今井町 1109-1
150	下池	しもいけ	今井町 1022-1
151	上池	うえいけ	今井町 1021-1
152	油池	あぶらいけ	今井町 1055-1
153	山本池	やまもといけ	今井町 1041-1
154	松原私池	まつばらわたくしいけ	今井町 1151-1
155	私池	わたくしいけ	今井町 1155-1
156	小山池	こやまいけ	今井町 1044-1
157	弓池	ゆみいけ	今井町 1340-1
158	国の木池	こくのぎいけ	今井町 992-1
159	宮ノ元池	みやのもといけ	今井町 1546-1
160	石橋池	いしばしいけ	なつみ台一丁目 131
161	石橋池	いしばしいけ	木ノ原町 986-1
162	花坂池	はなさかいけ	なつみ台一丁目 132
163	森ノ谷池	もりのたにいけ	釜窪町 1346-1
164	墓の上池	はかのうえいけ	釜窪町 1375-1
165	筏谷池	いかだやいけ	相谷町 518-1
166	第三調整池	だいさんちょうせいいけ	出屋敷町 361-9
167	木ノ尾池	きのおいけ	出屋敷町 186-4,186-32

5-43

[illegible]

7 危険物に関する資料

7-1 危険物規制対象施設一覧

(令和3年4月1日現在)

指定数量 の 倍 数	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所				合 計
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	一般取扱所	
5倍以下		9	8	3	15	1	15		4	2		15	73
5倍を超え 10倍以下	1	9	8		6		2	1	4			7	38
10倍を超え 50倍以下	1	9	2		11		3		5	1		7	39
50倍を超え100倍以下		0			1		1		2				4
100倍を超え150倍以下									2				2
150倍を超え200倍以下									2				2
200倍を超えるもの									1				1
合 計	2	27	18	3	33	1	22	1	20	3		29	159

7-2 火薬類販売業者

業 者 名	所 在 地	電話番号	代表者名	備 考
(株)シバテック	五條市丹原町212-2	0747-23-1585	柴田知啓	

7-3 高圧ガス事業者

1 高圧ガス第一種製造者（液化石油ガスのみを製造する事業所）

名 称	所 在 地	電 話
(株)森脇商店	五條市三在町336	0747-22-1821
中美燃料(株)	五條市二見1-3-22	0747-22-2335
伊丹産業(株) 五條工場	五條市住川町888-37	0747-23-1223
(株)大武	香芝市西真美1-2-3	0745-78-1111

2 高圧ガス第一種製造者（1以外のもの。冷凍を除く。）

事業所名称	所在地	電話番号	ガス名
奈良県農業協同組合五條地区センター五條市統合選果場	五條市野原東三丁目1-68	0747-23-1526	液化炭酸ガス
大峰堂薬品工業(株) 奈良工場	五條市住川町1321	0747-23-2311	液化炭酸ガス 炭酸ガス

8 避難に関する資料

8-1 指定緊急避難場所

番号	指定緊急 避難場所	住所	電話	避難対象町名	種別				収容 可能人数 (人)	面積 (㎡)	管理 責任者
					地 震	土 砂	大 火 事	洪 水			
1	中央公民館	本町3丁目1-13	24-2001	本町3丁目	○	○	○	○	410	827	指定管理者
2	五條小学校	本町1丁目1-4	22-2200	五條1～4丁目・本町1～3丁目 須恵1・2・3丁目・新町1・2・3丁目	○	○	○	○	1,000	8,964	学校長
3	人権総合センター	五條4丁目1-3	24-3727	五條3・4丁目・今井2丁目	○	○	○		300	540	所長
4	五條東体育館	五條4丁目2-6	—	五條3・4丁目	○	○	○		390	788	自治会長
5	五條中学校	下之町50	22-2094	下之町・釜窪町	○	○	○	○	1,000	13,615	学校長
6	五條市役所	岡口1丁目3-1	22-4001	岡口1・2丁目・岡町	○	○	○	○	2,000	4,710	市
7	五条駅前臨時駐車場	須恵3丁目240-1	—	岡口1・2丁目	○	○	○	○	300	1,580	市
8	五條中央公園	五條4丁目10	25-3766	五條3・4丁目	○	○	○		1,000	11,025	市
9	須恵公民館	須恵3丁目4-44	22-9850	須恵1丁目	○	○	○		120	242	館長
10	二見文化体育センター	二見7丁目6-50	25-4171	二見3・6・7丁目・下之町・釜窪町 畑田町・上野町・相谷町・犬飼町	○		○	○	380	768	館長
11	二見公民館	二見2丁目5-1	22-0400	二見1・2・4・5丁目	○	○	○	○	170	358	館長
12	二見4丁目公園	二見4丁目4番地3	—	二見4・5丁目・新町2丁目	○	○	○		400	1,200	市
13	クリーンオアシス	二見5丁目4-2	22-4441	二見5丁目	○	○	○		2,000	20,520	市

番号	指定緊急 避難場所	住所	電話	避難対象町名	種別				収容 可能人数 (人)	面積 (㎡)	管理 責任者
					地 震	土 砂	大 火 事	洪 水			
14	上野公園	上野町 246	24-2549	二見地区・畑田町・釜窪町 上野町・相谷町・犬飼町	○	○	○		3,000	56,100	市
15	旧阪合部小学校公民館	中町 31	22-5510	中町・黒駒町・表野町・大津町 火打町・大野町・山陰町	○	○	○		700	2,317	館長
16	田殿集会所	田殿町	—	大深町・田殿町・阪合部新田町	○	○	○	○	300	1,000	自治会長
17	牧野小学校	中之町 921	22-2584	北山町・上之町・中之町・田園 1～4 丁目	○	○	○	○	1,000	7,816	学校長
18	五條西中学校	大沢町 374	26-2118	大澤町・木ノ原町	○	○	○	○	2,000	15,730	学校長
19	シプレカントリーゴルフ	木ノ原町 963	22-8181	大澤町・木ノ原町・田園 1～4 丁目	○	○	○	○	3,000	160,990	事業者
20	なつみ台近隣公園	なつみ台 1 丁目 140	—	畑田町	○	○	○	○	2,000	7,000	市
21	田園体育館兼集会所	田園 2 丁目 18-2	—	田園 1・2 丁目	○	○	○	○	310	639	自治会長
22	田園公民館	田園 4 丁目 14-3	23-1511	田園 3・4 丁目	○	○	○	○	100	208	館長
23	岡近隣公園	田園 2 丁目 86	—	田園 1～4 丁目	○	○	○	○	2,000	19,709	市
24	旧阿太小学校	原町 225	—	原町・山田町・西阿田町・東阿田町	○	○	○		1,000	6,640	市
25	阿太ミニ体育館	山田町 2	—	原町・山田町・西阿田町・東阿田町	○	○	○		310	633	地区代表
26	阿太運動場	原町 637	—	原町・山田町・西阿田町・東阿田町	○	○	○		500	5,214	自治会長
27	阿田峯公園	三在町 1680	26-3751	三在町・住川町・大野新田町	○	○	○	○	1,000	14,000	指定管理者
28	南阿太公民館	滝町 504	25-0695	滝町・島野町・南阿田町・湯谷市塚町 車谷町・八田町	○	○	○		30	60	館長
29	芝崎河川公園（駐車場含む）	滝町 261-1	—	湯谷市塚町・車谷町・八田町	○		○		300	2,793	市
30	野原東住民センター	野原東 2 丁目 7-26	24-3707	野原東	○	○	○	○	100	194	館長
31	野原東運動場	野原東 2 丁目 44	—	野原東	○	○	○	○	300	4,049	自治会長
32	五條南小学校	野原中 3 丁目 5-43	22-2221	野原西・中・霊安寺町	○	○	○	○	1,000	12,812	学校長
33	旧野原小学校	野原中 3-8-38	—	野原西・中・丹原町・御山町・生子町	○		○	○	1,000	10,236	市
34	野原公民館	野原西 3 丁目 4-3	23-2961	野原中・東	○	○	○	○	100	204	館長

番号	指定緊急 避難場所	住所	電話	避難対象町名	種別				収容 可能人数 (人)	面積 (㎡)	管理 責任者
					地 震	土 砂	大 火 事	洪 水			
35	智辯学園	野原中 4-1-51	22-3191	野原西・中・東	○	○	○	○	2,000	20,860	学校長
36	南宇智公民館	霊安寺町 2016-3	24-4246	霊安寺町・樫辻町	○	○	○	○	40	82	館長
37	老人憩の家	霊安寺町 2205	23-0431	丹原町・御山町・生子町	○	○	○	○	80	168	指定管理者
38	北宇智体育館	近内町 779	—	住川町・小山町・居伝町	○	○	○	○	250	500	地区代表
39	北宇智公民館	近内町 735	25-3207	久留野町・西久留野町・西河内町	○	○	○	○	300	1,210	館長
40	旧北宇智小学校	近内町 1158	—	出屋敷町・近内町・小和町	○	○	○	○	1,000	12,764	市
41	奈良カントリークラブ	今井町 1141	22-2391	岡町・住川町・小山町・居伝町・久留野町 西久留野町・西河内町・出屋敷町 近内町・小和町	○	○	○	○	2,000	157,884	事業者
42	五條東小学校	今井町 1153	22-2515	宇野町・三在町・今井町	○		○	○	1,000	11,733	学校長
43	宇智公民館	今井 3 丁目 3-48	22-9673	今井町・今井 1・3・4 丁目	○	○	○	○	140	291	館長
44	今井コミュニティセンター	今井 3 丁目 3-20	25-0331	今井 1～4 丁目	○	○	○	○	60	122	館長
45	五條高等学校	岡町 1428	22-4116	岡町	○	○	○	○	2,000	21,560	学校長
46	五條東中学校	今井 5 丁目 7-12	22-2814	小島町・六倉町	○	○	○	○	1,000	11,192	学校長
47	宇智体育館	岡町 989	—	岡町・今井町・今井 5 丁目	○	○	○	○	250	500	地区代表
48	西吉野コミュニティセンター	西吉野町八ツ川 451	34-0046		○		○	○	300	1,315	指定管理者
49	旧白銀北中学校	西吉野町平沼田 1687	—		○	○	○	○	300	1,164	市
50	西吉野農業高等学校	西吉野町江出 174-1	32-0009		○	○	○	○	2,000	17,936	学校長
51	果樹・薬草研究センター	西吉野町湯塩 1345	24-0061		○	○	○	○	500	5,310	所長
52	賀名生体育館	西吉野町和田 77-1	—		○		○	○	100	433	地区代表
53	西吉野支所	西吉野町城戸 122	33-0301		○		○	○	100	1,420	市
54	旧西吉野小学校	西吉野町宗川野 77-1	—		○		○	○	200	2,458	市
55	大塔支所	大塔町辻堂 41	36-0311		○		○	○	100	1,635	市

番号	指定緊急 避難場所	住所	電話	避難対象町名	種別				収容 可能人数 (人)	面積 (㎡)	管理 責任者
					地 震	土 砂	大 火 事	洪 水			
56	ロジ星のくに	大塔町阪本 249	35-0321		○	○	○	○	300	1,013	指定管理者
57	大塔ライフハウス	大塔町宇井 183	36-0001		○	○	○	○	360	1.751	市

※五條市役所については、駐車場及びにぎわい広場を指定緊急避難場所として指定しているが、大規模災害時には、庁舎内五條モール及び大会議室等を一時的な避難や復旧活動を支援するスペースとして活用

8-2 1 指定避難所

番号	指定避難所	住所	電話	避難対象町名	収容 可能人数 (人)	面積 (㎡)	管理 責任者
1	中央公民館	本町 3 丁目 1-13	24-2001	本町 3 丁目・岡口 1・2 丁目	410	827	指定管理者
2	五條小学校	本町 1 丁目 1-4	22-2200	五條 1・2 丁目・本町 1～3 丁目 須恵 1・2・3 丁目・新町 1・2・3 丁目	430	1,164	学校長
3	人権総合センター	五條 4 丁目 1-3	24-3727	五條 3・4 丁目・今井 2 丁目	270	540	所長
4	五條東体育館	五條 4 丁目 2-6	—	五條 3・4 丁目	390	788	自治会長
5	五條中学校	下之町 50	22-2094	下之町・釜窪町	450	839	学校長
6	須恵公民館	須恵 3 丁目 4-44	22-9850	須恵 1・2・3 丁目	120	242	館長
7	岡口コミュニティセンター	岡口 1 丁目 9-18	—	岡口 1・2 丁目	100	188	自治会長
8	二見文化体育センター	二見 7 丁目 6-50	25-4171	二見 3・6・7 丁目・下之町・釜窪町	380	763	館長
9	二見公民館	二見 2 丁目 5-1	22-0400	二見 1・2・4・5 丁目	170	358	館長
10	新町公民館	新町 1 丁目 7-10	25-2300	新町 1・2・3 丁目	40	87	館長
11	上野公園総合体育館（シダーアリーナ）	上野町 246	24-2610	畑田町・釜窪町 上野町・相谷町・犬飼町	1400	2310	市
12	阪合部公民館	中町 31	22-5510	中町・黒駒町・表野町・大津町 火打町・大野町・山陰町	700	2,317	館長
13	田殿集会所	田殿町	—	大深町・田殿町・阪合部新田町	20	46	自治会長
14	牧野小学校	中之町 921	22-2584	北山町・上之町・中之町・田園 1～4 丁目	460	935	学校長
15	五條西中学校	大沢町 374	26-2118	大澤町・木ノ原町・畑田町	830	1,674	学校長
16	牧野公民館	中之町 1764-1	24-3175	中之町	110	224	館長
17	牧野体育館	中之町 595	—	中之町	250	504	自治会長
18	田園体育館兼集会所	田園 2 丁目 18-2	—	田園 1・2 丁目	310	639	自治会長
19	田園公民館	田園 4 丁目 14-3	23-1511	田園 3・4 丁目	100	208	館長
20	旧阿太小学校	原町 225	—	原町・山田町・西阿田町・東阿田町	400	799	市

番号	指定避難所	住所	電話	避難対象町名	収容 可能人数 (人)	面積 (㎡)	管理 責任者
21	阿太ミニ体育館	山田町 2	—	原町・山田町・西阿田町・東阿田町	310	633	地区代表
22	阿田峯公園	三在町 1680	26-3751	三在町・住川町・大野新田町	350	655	指定管理者
23	南阿太公民館	滝町 504	25-0695	滝町・島野町・南阿田町 湯谷市塚町・車谷町・八田町	30	60	館長
24	野原東住民センター	野原東 2 丁目 7-26	24-3707	野原東	100	194	館長
25	五條南小学校	野原中 3 丁目 5-43	22-2221	野原西・中・霊安寺町	350	814	学校長
26	旧野原小学校	野原中 3-8-38	—	野原西・中・丹原町・御山町・生子町	370	716	市
27	野原公民館	野原西 3 丁目 4-3	23-2961	野原中・東	100	204	館長
28	保健福祉センター（カルム五條） （指定福祉避難所を除く）	野原西 6 丁目 1-18	25-2631	野原西	※620 (内 190)	3,692	所長
29	智辯学園	野原中 4-1-51	22-3191	野原西・中・東	640	1,292	学校長
30	南宇智公民館	霊安寺町 2016-3	24-4246	霊安寺町・樫辻町	40	82	館長
31	老人憩の家	霊安寺町 2205	23-0431	丹原町・御山町・生子町	80	168	指定管理者
32	北宇智体育館	近内町 779	—	住川町・小山町・居伝町	250	500	地区代表
33	北宇智公民館	近内町 735	25-3207	久留野町・西久留野町・西河内町	50	110	館長
34	旧北宇智小学校	近内町 1158	—	出屋敷町・近内町・小和町	320	641	市
35	五條東小学校	今井町 1153	22-2515	宇野町・三在町・今井町	330	675	学校長
36	宇智公民館	今井 3 丁目 3-48	22-9673	今井町・今井 1・3・4 丁目	140	291	館長
37	今井コミュニティセンター	今井 3 丁目 3-20	25-0331	今井 1～4 丁目	60	122	館長
38	五條高等学校	岡町 1428	22-4116	岡町	610	1,221	学校長
39	五條東中学校	今井 5 丁目 7-12	22-2814	小島町・六倉町	330	698	学校長
40	宇智体育館	岡町 989	—	岡町・今井町・今井 5 丁目	250	500	地区代表
41	西吉野コミュニティセンター	西吉野町八ツ川 451	34-0046		300	1,315	指定管理者
42	旧白銀北中学校	西吉野町平沼田 1687	—		150	1,164	市

番号	指定避難所	住所	電話	避難対象町名	収容 可能人数 (人)	面積 (㎡)	管理 責任者
43	平沼田 老人憩の家	西吉野町平沼田 1466	—		66	110	市
44	西吉野農業高等学校	西吉野町江出 174-1	32-0009		810	1,633	学校長
45	賀名生体育館	西吉野町和田 77-1	—		100	433	地区代表
46	旧西吉野小学校	西吉野町宗川野 77-1	—		200	2,458	市
47	宗桜公民館	西吉野町宗川野 97	33-0425		170	671	館長
48	ロジ星のくに	大塔町阪本 249	35-0321		60	1,013	指定管理者
49	大塔ライフハウス	大塔町宇井 183	36-0001		360	1,751	市

保健福祉センター（カルム五條）は指定福祉避難所を兼ねており、指定福祉避難所としての収容人数(190名)を含み620名の収容が可能である。

8-2 2 広域避難拠点施設

施設名	所在地	電話番号	収容可能人員（人）	面積（㎡）	管理責任者
上野公園総合体育館（シダーアリーナ）	五條市上野町 246 番地	24-2610	1400	2,310	市

8-2 3 福祉避難所

	施設名	所在地	電話番号	区 分
1	特別養護老人ホーム まきの苑	五條市大澤町 5-25-2	22-5511	高齢者
2	特別養護老人ホーム 祥水園	五條市野原西 3-3-41	23-0615	高齢者
3	介護老人保健施設 ルポゼまきの	五條市大澤町 9-8	24-0033	高齢者
4	介護老人福祉施設 友喜苑	五條市住川町 1165-4	26-5577	高齢者
5	介護老人保健施設 ローズ	五條市二見 5 丁目 3-64	22-5200	高齢者
6	特別養護老人ホーム ハートランド五條	五條市二見 5 丁目 3-63	26-0005	高齢者
7	障害者支援施設 つわぶき苑	五條市住川町 1163-2	26-1313	障害者（精神・知的）
8	障害者支援施設 五條学園	五條市島野町 709-1	22-7115	障害者（精神・知的）
9	障害者支援施設 仁優園	五條市滝町 6-1	26-6500	障害者（身体）
10	五條市保健福祉センター（カルム五條） （交流コーナー、図書室、待合スペース、カウンセリング室、健康相談室、生活指導室）	五條市野原西 6 丁目 1-18	25-2631	妊産婦・乳幼児
11	五條市立養護老人ホーム 花咲寮	五條市二見 5-3-63	22-2939	高齢者

8-3 1 五條市避難行動要支援者避難支援計画

この計画は、五條市地域防災計画の目的を踏まえ、またその下位計画として位置づけ、地震や風水害その他の災害が発生した場合、またはその恐れのある場合における避難行動要支援者の避難支援に関する必要な事項を定め、迅速かつ安全な避難の実施に資することを目的とする。

なお、具体的な運用は五條市災害時避難行動要支援者名簿運用要綱のとおりとする。

1 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者であって、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に避難情報の入手、避難行動の判断又は自ら避難することが困難な在宅で生活する者（家族等の介助により避難に支障がない者を除く。）とする。

- (1) 身体障害者のうち身体障害者手帳を有する者で、障害の程度が1級及び2級の者
- (2) 知的障害者のうち療育手帳を有する者で、障害の程度がA1及びA2の者
- (3) 精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者で、障害の程度が1級及び2級の者
- (4) 障害程度区分認定者で区分4以上の者
- (5) 要介護者認定で要介護3以上の者
- (6) 独居及び日中独居の高齢者
- (7) 高齢者のみの世帯
- (8) その他市長が必要と認める者

2 避難行動要支援者登録制度

- (1) 前項の避難行動要支援者の範囲にある者で、災害時の避難支援を希望するものは、避難行動要支援者登録申請書兼同意書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。当該記載事項に変更が生じた場合も、同様とする。
- (2) 前号の場合において、当該個人情報を関係者等に提供することを承諾しない者は、申請書を提出する際に、その旨を申し出るものとする。
- (3) 市長は、次に定めるところにより、避難行動要支援者の登録を行うものとする。

ア 第2号の規定による申し出を行わなかった者の登録

避難行動要支援者名簿（個人情報提供承諾者）に登録（様式第2号の1）する。

イ 第2号の規定による申し出を行った者の登録

避難行動要支援者名簿（個人情報提供不承諾者）に登録（様式第2号の2）する。

3 避難行動要支援者の避難支援者

- (1) 避難行動要支援者ごとに避難支援者として、近隣住民、ボランティア等の内、同意を得たもの3名以内を指定するものとする。
- (2) 避難支援者は、避難に関する発令があった場合は、その情報を避難行動要支援者に電話、戸別訪問、その他の方法により伝達し、地域防災計画に定めるところにより、避難誘導等の支援を行う。

4 避難場所の指定

避難行動要支援者用の避難場所として、個別状況にあった避難場所を選定し、またその状態に応じて、社会福祉施設等への緊急入所等ができる体制を整備する。

8-3 2 浸水想定区域内および土砂災害（特別）警戒区域内に位置する要配慮者利用施設

番号	施設名称	住所	想定浸水深		土砂災害	
			計画規模	想定最大規模	警戒区域	特別警戒区域
1	ハートランド五條デイサービスセンター	五條市二見 5-3-63	0.5～3.0m	5.0～10.0m		
2	はるす・デイサービス西吉野	五條市西吉野町城戸 430			土石流	
3	ハートランド五條短期入所施設	五條市二見 5-3-63	0.5～3.0m	5.0～10.0m		
4	介護老人保健施設ローズ	五條市二見 5-3-64	0.5～3.0m	5.0～10.0m		
5	ケアサロンエリゼ西吉野	五條市西吉野町滝 389				急傾斜地
6	デイサービスエリゼ西吉野	五條市西吉野町滝 389				急傾斜地
7	通所介護事業所音和舎''善''	五條市五條 3-1-4	0.5～3.0m	5.0～10.0m		
8	特別養護老人ホームハートランド五條	五條市二見 5-3-63	0.5～3.0m	5.0～10.0m		
9	グループホームはるすのお家・西吉野	五條市西吉野町城戸 430			土石流	
10	養護老人ホーム花咲寮	五條市二見 5-3-63	3.0～5.0m	5.0～10.0m		
11	ポムリエサード	五條市五條 2-2-6		0.5～3.0m		
12	なのはな	五條市滝町 12	0.5～3.0m	5.0～10.0m	急傾斜地	
13	仁優園	五條市滝町 6-1	0.5～3.0m	5.0～10.0m	急傾斜地	

番号	施設名称	住所	想定浸水深		土砂災害	
			計画規模	想定最大規模	警 戒 区 域	特別警戒区域
14	竜陽館	五條市野原西 5-176-5	0.5～3.0m	5.0～10.0m		
15	五條市障害者デイサービスセンター	五條市野原西 6-1-18	0.5～3.0m	5.0～10.0m		
16	ちべん保育園	五條市野原西 2-8-8	0.5～3.0m	5.0～10.0m		
17	五條市子育て支援センター	五條市今井 2-150	0.5～3.0m	0.5～3.0m		
18	カルム五條	五條市野原西 6-1-18	0.5～3.0m	5.0～10.0m		
19	南和広域医療企業団五條病院	五條市野原西 5-2-59	0.5～3.0m	5.0～10.0m		
20	五條東小学校	五條市今井町 1153				急傾斜地
21	きぼうこども園	五條市中町 31		0.5～3.0m		

8-3 3 五條市災害時避難行動要支援者名簿運用要綱

平成30年11月2日

五條市告示第73号

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定めるところにより、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎となる名簿の作成及び避難支援等関係者への提供に関し必要な事項を定め、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (2) 避難支援等 避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難支援等関係者 避難支援等の実施に携わる自治会、自主防災組織、民生児童委員、消防署、消防団、社会福祉協議会、警察署その他市長が認める者をいう。

(避難行動要支援者)

第3条 避難行動要支援者は、本市の区域内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、社会福祉施設、医療機関等に入所し、又は入院している者を除く。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に定める級別が1級、2級に該当するもの
- (2) 療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度がA1、A2と判定されているもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に定める障害程度等級が1級、2級に該当するもの
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める障害支援区分が4、5又は6以上に該当するもの
- (5) 介護保険法に基づく要介護認定結果が要介護3、4又は5に該当するもの
- (6) 65歳以上の、独り暮らし又は日中独居の高齢者
- (7) 65歳以上の高齢者のみの世帯に属するもの
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

9 防災施設・物資に関する資料

9-1 防災資機材備蓄倉庫設置状況一覧

1 防災資機材備蓄倉庫設置場所（令和5年7月1日現在）

	設 置 場 所	設 置 場 所 住 所	管 轄 地 区
1	五條小学校	五條市本町1丁目1-4	本町地区
2	東田中児童遊園地	五條市五條2丁目9-18	中央地区
3	人権総合センター	五條市五條4丁目1-3	五條東地区
4	五条駅前臨時駐車場内	五條市須恵3丁目240-1	須恵岡口地区
5	新町・裁判所西	五條市新町3丁目936-5	新町地区
6	二見文化体育センター	五條市二見7丁目6-50	二見地区
7	二見四丁目公園	五條市二見4丁目4	二見地区
8	野原公民館	五條市野原中3丁目4-3	野原地区
9	宇智公民館	五條市今井3丁目3-48	宇智地区
10	今井コミュニティセンター	五條市今井3丁目3	宇智地区
11	中之町消防格納庫	五條市中之町1786-6	牧野地区（なつみ台含む）
12	田園公民館	五條市田園4丁目14-3	田園地区
13	田園公民館グラウンド	五條市田園4丁目14-3	田園地区
14	あづみ台防災広場	五條市田園5丁目	牧野地区（なつみ台含む）
15	阪合部公民館	五條市中町31	阪合部地区
16	上野集会所	五條市上野町314	阪合部地区
17	旧北宇智小学校	五條市近内町1158	北宇智地区
18	南宇智公民館	五條市靈安寺2016-3	南宇智地区
19	丹原児童遊園地	五條市丹原町489-5	南宇智地区
20	吉野川自然公園（滝）駐車場	五條市滝町134	南阿太地区
21	旧阿太小学校	五條市原町225	大阿太地区
22	旧白銀北体育館	五條市西吉野町平沼田1680	白銀北地区
23	西吉野コミュニティセンター	五條市西吉野町八ツ川451	白銀南地区
24	賀名生体育館	五條市西吉野町和田49-1	賀名生地区
25	宗桧上地域集会所	五條市西吉野町茄子原718	宗桧上地区
26	旧西吉野小学校	五條市西吉野町宗川野77-1	宗桧中地区
27	専用道城戸駅内	五條市西吉野町城戸16	宗桧下地区
28	ふれあいトンネル南側	五條市大塔町宇井	大塔地区

2 大塔町防災倉庫設置表

設 置 場 所	対象自治会名	所 在 地	数量	備 考
辻堂集会所前	辻堂自治会	大塔町辻堂120	1	
市道殿野線支線4号入口	殿野自治会	大塔町殿野	1	
閉君集会所内	閉君自治会	大塔町閉君288-2	1	

大塔支所堂平倉庫前	堂平自治会	大塔町堂平379-1	1	
飛養曾集会所前	飛養曾自治会	大塔町飛養曾564	1	
引土集会所前	引土自治会	大塔町引土200-1	1	
市道清水線西村宅入口	清水・赤谷自治会	大塔町清水	1	
中井傍示集会所前	中井傍示自治会	大塔町中井傍示229-1	1	
消防団第21分団格納庫前	惣谷自治会	大塔町惣谷743	1	
篠原集会所前	篠原自治会	大塔町篠原1011	1	
阪本なかよし広場内	阪本自治会	大塔町阪本	1	
天辻集会所前	天辻自治会	大塔町簾16	1	
落溜健治氏宅前	簾自治会	大塔町簾	1	
中原開拓集会所前	中原開拓自治会 小代自治会	大塔町中原427	1	
中原集会所上	中原自治会	大塔町中原311-2	1	

3 各地区自主防災会備蓄物品（令和5年7月1日現在）

資機材物品名	資 機 材 物 品 仕 様	数量	保管場所
非常食	アルファ米（1箱50食）	494箱	各地区防災倉庫 （28箇所）
非常食	パン（1箱24食）	116箱	
飲料水	2Lペットボトル（1箱6本）	415箱	
手斧（弁慶）		113本	
両口鉄ハンマー		311本	
バール		333本	
ノコギリ		331本	
両つるはし		275本	
ショベル		273本	
油圧ジャッキ		275個	
ロープ		266本	
アルミ製二つ折り梯子		89台	
災害用救急箱		91箱	
消火器		280本	
ブルーシート	5.4m×3.6m	210枚	
拡声器		119個	
懐中電灯		335個	
蛍光灯ランタン		26個	
担架		56台	
ヘルメット		381個	
毛布（五條市）		555枚	
カセットボンベ発電機		28個	
三重コンロセット		56個	

段ボールパターション		340個	
段ボールベッド		60個	
段ボールトイレ		83個	
災害用簡易組立トイレ		26基	
ポータブルトイレ		1基	
マルチルーム		1個	
アルミマット	100cm×180cm×8mm	20枚	
大型扇風機		42台	

※各倉庫の数量は、危機管理課にお問い合わせください。

9-2 防災用備蓄物資（令和5年7月1日現在）

1 五條小学校倉庫、第6分庁舎、西吉野支所、大塔支所、大塔ライフハウス、シダーアリーナ、防災力強化棟、阿田峯体育館、福祉センター備蓄分

品名	仕 様	数量	保管場所
非常食	アルファ米（1箱50食）	64箱	各地区防災倉庫 （9箇所）
保存食パン	パン（1箱24食）	16箱	
飲料水	2Lペットボトル（1箱6本）	281箱	
消火器		18本	
ブルーシート	3.6m×5.4m	90枚	
	5.4m×7.2m	16枚	
	7.2m×7.2m	116枚	
	7.2m×9m	3枚	
	10m×10m	120枚	
懐中電灯		7個	
ヘルメット		16個	
毛布（五條市）		748枚	
カセットボンベ発電機		21台	
段ボールパターション		1477個	
段ボールベッド		219個	
段ボールトイレ		50個	
段ボールチェア	（1箱18脚）	28箱	
投光器		16台	
ポータブルトイレ		27基	
マルチルーム		31個	
アルミマット	1,000×1,800×8mm	290枚	
可搬型蓄電池		28台	
避難所用テント		250セット	
水循環システム等一式		1セット	

大型扇風機		14台	
-------	--	-----	--

2 大塔町備蓄倉庫分（令和5年4月現在）

防災用資機材	資 機 材 物 品 仕 様	数 量
発電機	YAMAHA EF3500	1台
スコープ（丸型）	815mm	1本
ジョレン	815mm	3本
つるはし（バチヅル）	600mm	2本
金てこ	25φ×1,200mm	2本
バール	900mm	2本
番線カッター	600mm	1本
掛け矢		2本

※各倉庫の数量は、危機管理課にお問い合わせください。

9-3 上水道施設

名 称	所 在 地	電話番号（市外局番0747）
水道局	本町3丁目1番13号	22-4001
浄水場	小島町265番地	22-3100

9-4 環境衛生に関する施設

名 称	所 在 地	電話番号（市外局番0747）
エコリレーセンターごじょう	近内町1104番地の4	24-4111
クリーンオアシス	二見5丁目4番2号	22-4441
五條市斎場ハートピアさくら	五條4丁目10番1号	22-5625

9-5 災害被災物等仮置場指定地一覧

指 定 箇 所 名	地 区
上野公園南側	本町、新町、二見、阪合部の一部（相谷、上野、犬飼）、牧野の一部（畑田、山之原、木ノ原、下之町、南釜窪、東釜窪、西釜窪、新栄町）
五條南小学校グラウンド	南宇智、野原、阪合部（相谷、上野、犬飼を除く。）
五條市中央公園	中央、五條東、宇智今井（小島台団地、小島町、六倉町を含む。）、須恵
旧北宇智小学校グラウンド	北宇智、宇智三在（宇野町を含む。）、大阿太（大野新田を含む。）
岡近隣公園グラウンド	田園、宇智岡、岡口、牧野（畑田、山之原、木ノ原、下之町、南釜窪、東釜窪、西釜窪、新栄町を除く。）
阿 太 運 動 場	大阿太（大野新田を除く。）、南阿太

10 輸送に関する資料

10-1 緊急輸送道路

機能区分	道 路 種 別	路 線 名
第 1 次	一般国道 (指定区間)	国道24号
		京奈和自動車道
	一般国道 (指定区間外)	国道168号
		国道309号
		国道310号
		国道370号
	市町村道	住川 1 号線
		住川 3 号線
		住川テクノパーク・なら 4 号線
		住川大淀線
		五條北部幹線
第 2 次	主要地方道	下市宗檜線
		五條吉野線
		橋本五條線
		高野天川線
	一般県道	赤滝五條線

10-2 ヘリポート予定地

1 防災ヘリコプター等飛行場外離着陸場

番号	離発着場名	地名・番地	座標	長さ(m) ×幅(m)	燃料補給 の可否	公共用、 非公共用 の別
1	上野公園	五條市上野町246	34° 19' 58" 135° 40' 34"	20×20	可	非公共用
2	五條中央公園多目的 グラウンド	五條市五條 4 丁目317 番地の1	34° 20' 57" 135° 42' 38"	40×40	可	非公共用
3	阿田峯公園	五條市三在町1680番 地	34° 22' 42" 135° 43' 55"	20×20	可	非公共用
4	阿太運動場	五條市原町637番地	34° 21' 52" 135° 45' 07"	40×40	可	非公共用
5	阪合部運動場	五條市中町521番地の 2	34° 19' 47" 135° 40' 45"	38×35	可	非公共用

6	一の木ダム	五條市西吉野町湯塩 1165番地の10	34° 19' 29" 135° 43' 35"	18×15	可	非公共用
7	西吉野きすみ広場	五條市西吉野町川岸 392番地の5	34° 17' 05" 135° 45' 34"	38×38	可	非公共用
8	勢井（土佐治）	五條市西吉野町勢井 322番地の1	34° 15' 46" 135° 50' 40"	18×15	可	非公共用
9	五條市大塔町高野辻へ リポート	五條市大塔町殿野97 番地	34° 10' 10" 135° 47' 48"	18×16	可	非公共用
10	大塔運動場	五條市大塔町宇井149 番地	34° 09' 23" 135° 44' 38"	38×38	可	非公共用

2 自衛隊災害活動用緊急飛行場外離着陸場

番号	名称	所在地	地図 (1/5万)	座標	面積 (㎡)	標高 (m)	市町村 庁舎との距離 (m)	水利状況		ヘリ利用可能状況		
								種類	容量・ 能力 (㎡)	UH1		消火剤 吊上の場合の 条件等
										離着 陸	消火 剤	
1	五條小学校	五條市本町 1-1-4	五條	639007	6,100	102	60	ﾌﾟｰﾙ	500	◎1	○1	電線要 注意
2	旧野原小学校	五條市野原 中3-8-38	五條	648997	14,400	116	2,000	ﾌﾟｰﾙ	423	◎3	◎2	
3	五條東小学校	五條市今井 町1153	五條	655017	11,000	162	2,500	ﾌﾟｰﾙ	348	◎2	◎1	
4	五條中学校	五條市下之 町50	五條	637009	12,000	115	500	ﾌﾟｰﾙ	560	◎1	×	
5	吉野川浄 化センター	五條市二見 5-1314	五條	632994	10,000	98	200	消火 栓	ø50mm	◎4	◎2	
6	五條西中 学校	五條市大沢 町374	五條	635008	12,666	223	2,500	ﾌﾟｰﾙ	425	◎2		
7	五條健民 運動場	五條市霊安 寺町2210-4	五條	641997	9,600	110	2,100	河川	あり	◎3		
8	白銀北 運動場	五條市西吉 野町奥谷 1860	高野 山	688979	2,800	260	15,000	ﾌﾟｰﾙ 消火 栓	340 ø35mm 3kg/cm	×	×	
9	旧五條高 校賀名生 分校	五條市西吉 野町黒淵888	高野 山	687940	5,100	150	1,800	河川	丹生川 (100m)	◎1	○1	東西の み可能
10	西吉野農 業高等学 校	五條市西吉 野町江出 174-1	五條	685946	6,000	300	6,500	上水 道	あり	◎1		

(注) 1 「ヘリ利用可能状況」欄のうち、UH1は中型ヘリコプターをいい、◎は適地、○は条件付き適地、×は不適地を示す。

2 「地図(1/5万)」欄は、国土地理院の地形図(1/5万)の図名である。

10－3 救援物資の集積場所

番号	施 設 名	所 在 地	電話番号	面 積
1	五條市保健福祉センター	五條市野原西6丁目1-18	25-2631	749m ²
2	阿田峯体育館	五條市三在町1680	26-3751	866m ²
3	上野公園総合体育館 (シダーアリーナ)	五條市上野町246	24-2610	2,310m ²
4	西吉野支所	五條市西吉野町城戸122-1	33-0301	1,420m ²
5	西吉野コミュニティセンター	五條市西吉野町八ッ川451	34-0046	1,604m ²
6	西吉野農業高等学校体育館	五條市西吉野町江出174-1	32-0009	1,767m ²
7	大塔山村振興センター	五條市大塔町辻堂41	36-0311	752m ²
8	大塔ライフハウス	五條市大塔町宇井94	36-0001	1,761m ²

11 各種協定

11-1 応援協定

11-1-1 橋本市、五條市消防相互応援協定書

消防組織法第21条の相互応援を有機的に運用し広域防災体勢を確立するために橋本市、五條市（以下「協定市」という。）の間における消防相互応援について次のように協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市の区域内における災害の発生に際して、協定市消防機関が相互に応援協力しその災害の防除に当たることを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において災害とは、火災、救急、水防の災害で応援活動を必要とするものを云う。

（応援の区域）

第3条 協定市は、その市の全部又は一部に災害が発生した場合相互に応援するものとする。

（応援の種別）

第4条 協定市間の相互応援は次に掲げる応援とする。

- （1）通常応援 協定市に相接する地域および当該地域周辺部における火災の発生をなんらかの方法で覚知した場合発生地の市長の要請をまたずに出動する応援
- （2）特別応援 協定市の地域内に災害が発生した場合発生地の市長の要請に基づいて出動する応援

（応援要請の方法）

第5条 応援の要請は、次の事項を明らかにして災害発生市長から口頭その他の方法により応援側市長に対して行ない、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- 1 災害の種別とその概要
- 2 応援場所（災害発生場所）
- 3 応援を必要とする人員、機械器具、消火薬剤等の数
- 4 応援隊、誘導員の配置の有無および場所
- 5 応援要請連絡担当者の所属、氏名
- 6 その他必要事項

（応援隊の派遣）

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市長は要請した市長と協議のうえ必要消防隊を派遣するものとする。

（応援隊の指揮）

第7条 応援する消防隊の指揮は災害発生地を管轄する消防長が応援隊の長に対して行なうものとする。ただし緊急を要する場合は直接応援消防隊に対して行なう事がある。

（応援時の報告）

第8条 応援消防隊の長は、現場到着、引揚げ、および応援活動の概要を受援地の消防長に報告するものとする。

(応援に要した経費の負担)

第9条 応援に要した経費は次の区分により負担するものとする。

- 1 応援業務による機械器具の破損修理、燃料、消防職員（団）の手当等に関する経費は応援側の負担とする。
- 2 応援業務により消費した消火薬剤および応援隊の食糧は受援側の負担とする。
- 3 応援によって発生が予想される重大な人的、物的災害の補償その他必要な事項についてはそのつど関係当事者間において協議決定するものとする。

(事務協力)

第10条 協定市は火災予防行政等一般事務についても相互に協力するものとする。

(資料の交換)

第11条 協定市は、応援業務の円滑を期するため消防計画等の資料を相互に交換するものとする。

(実施細目)

第12条 この協定実施について必要な事項は関係当事者間において協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

この協定は、昭和45年3月7日から施行する。

上記の協定成立を証するため、この協定書2通を作成し協定市各1通を所持する。

昭和45年3月7日

記名押印〔略〕

11-1-2 災害時における相互応援協定

大阪府河内長野市・和歌山県橋本市・奈良県五條市（以下「協定市」という。）における災害相互応援については、他の協定に定めがあるものの他、この協定の定めるところによる。

（目的）

第1条 この協定は、協定市相互の協力体制を確立し、協定市の区域内において災害が発生し、被災市独自では十分な救援活動等の応急措置が実施できない場合、被災市が他の協定市からの応援により、応急対策活動を迅速に行うことを目的とする。

（応援）

第2条 協定市は、応援の要請があったときは可能な範囲で、相互に応援するものとする。

（応援要請）

第3条 被災市の市長又は災害対策本部長は、人員の応援を要請する場合は、災害の状況、出動を求める人員並びに職種等を明示し、他の協定市（以下「応援市」という。）の市長に対し行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協定市の区域内において災害が発生し、又は発生する恐れがあると認知し、若しくは受報し、かつ、特に緊急を要し、同項の要請を待ついとまがないと認められる場合には、応援市は要請を待たずに応援を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を被災市へ通報するものとする。

3 災害援助及び防御のため、救援物資及び機械器具、化学消火剤等（以下「救援物資等」という。）を必要とする場合においては、協定市はその供給について相互に応援の要請をすることができる。

4 前項の要請があったときは、応援市は、当該救援物資等を要請地まで搬送するものとする。

5 第3項の規定にかかわらず応援市は、応援要請がない場合においても、当該救援物資等を把握のうえ、被災地まで搬送することができる。

（指揮）

第4条 応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

（1）被災市の市長又は災害対策本部長が指揮する。

（2）指揮は、応援隊の長に対して行う。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 応援要請がない場合においても、初動体制が整備されるまでの間、応援市の責任において指揮することができる。

（経費の負担）

第5条 災害援助及び防御のため、応援に要した経費の負担については、次の区分によるものとする。

（1）機械器具の破損の修理、自動車等の燃料、職員の出動手当及び被服等についての諸経費（応援が長期間にわたる場合は除く。）は、応援側の負担とする。

（2）応援要請に基づく往復途中の移動間において第三者に損害を与えた場合の補償費及び前号以外の経費負担については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

（物資等の携行）

第6条 応援要請に応え、応援隊を派遣する場合には、応援隊が消費し又は使用する物資等を携行させるものとする。

(地域防災計画その他資料の交換)

第7条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他災害応急活動に必要な参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 相互の連絡調整を円滑に行うため、常に連絡担当部局を明らかにしておくものとする。

(疑義の調査)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、その都度協定市又は双方協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書3通を作成し、協定市長記名押印のうえ各1通を保管する。

平成14年7月22日

記名押印〔略〕

11-1-3 奈良県水道災害相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水、その他水道災害の緊急時において、奈良県、県内各市町村、日本水道協会奈良県支部（以下「日水協県支部」という。）及び奈良県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する奈良県内及び他の都道府県における相互応援活動について必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。また、組織の連絡網についてもこれによる。

2 この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を奈良、郡山、葛城、桜井、吉野及び内吉野の6ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町村を、また、奈良ブロックを除いた各ブロックには副代表市町村を置く。

3 前項に規定する代表市町村は、保健所在置の市町村がこれにあたるものとする。副代表市町村は、各ブロックで選任し、任期は2年とする。また、副代表市町村は代表市町村の代理が行えるものとする。

(水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、奈良県、奈良県水道局、日水協県支部長担当市町村、県簡水協会事務局及び第2条第2項に規定する各ブロック代表市町村で構成する。

3 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、奈良県が招集する。

4 この協定に基づく応援活動のまとめ、調整、資料交換等の事務局は、奈良県（生活衛生課）が担当する。

5 とりまとめ資料は下記の事項について行うものとする。

(1) 水道災害時の連絡窓口及び担当者の氏名（様式－1）

(2) 緊急時連絡先（様式－1）

(3) 緊急物資及び資機材等の保有状況（様式－2）

(4) 応援可能職員者数（様式－3）

(5) 災害対策マニュアル、地図等災害対策に必要と考えられる事項

上記の資料のとりまとめは毎年5月に日水協会員の市町村については日水協奈良県支部が行い、その他の市町村については奈良県生活衛生課が行うものとする。また、とりまとめた資料の各市町村への配布は、奈良県生活衛生課が行うものとする。

(水道災害対策本部)

第4条 水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を奈良県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応援要請、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 情報収集及び連絡調整

- (2) 応急給水作業
- (3) 応急復旧工事
- (4) 前各号に必要な資機材、車両等の抛出
- (5) 工事業者のあつ旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 応援活動の調整は、対策本部において行う。

(応援要請等)

第6条 被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町村を通じて、奈良県（生活衛生課及び県水道局）または日水協県支部長に必要な措置を要請するものとする。

2 前項の要請がない場合であっても、奈良県、日水協県支部長または所属するブロックの代表市町村のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。

3 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。

4 他の都道府県等から応援を受け入れるとき、連絡会議または対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。

5 他の都道府県等から応援の要請があった場合についてもこの協定に基づき応援協力するものとする。

(応援要請の手続)

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により奈良県または日水協県支部長を通さず、応援要請を行った場合についても同様に事後報告を行うものとする。(様式－4)

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員等の職種別人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(物資等の携行)

第8条 応援をする団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」という。）に災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

2 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

(訓練)

第9条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要に応じて訓練を実施するものとする。

(費用負担)

第10条 第6条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援経費は、被災団体が支弁し、被災団体が負担する額は、応援職員が所属する団体の旅費及び諸手当に関する規定により算出した当該応援団体の職員の旅費相当額及び諸手当相当額の範囲内とする。
- (2) 法令上の特別の定めその他特別の措置により、応援職員に対して応援経費につき補てんがあった場合は、その金額を被災団体の負担額から控除する。
- (3) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、被災団体が負担する。
- (4) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は応援団体の負担とする。ただし、被災地において、被災団体が応急治療をする場合の治療費は、被災団体の負担とする。
- (5) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災団体が、被災団体への往復途中に生じたものについては応援団体が、その賠償の責に任じる。
- (6) 応援団体の職員とともに応援に従事する業者等の派遣に要する経費は、被災団体の負担とし、応援職員の算定基準による。これにより難しい場合は、その都度調整を図る。
- (7) 応援職員は、被災団体が応援経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災団体から要請があった場合は、一時繰替支弁する。

応援経費を一時繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について被災団体に請求する。

ア 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額

イ 車両類については、燃料費及び破損または故障を生じた場合の修理費に相当する額

ウ 機械器具等については、輸送費及び破損または故障を生じた場合の修理費に相当する額
被災団体への請求は、関係書類を添付した応援団体からの請求書により行う。

- 2 前項各号の定めにより難しいときは、各団体が協議して定めるものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成15年6月2日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、奈良県知事、各市町村長、日水協県支部長及び簡水協会長が記名押印の上、奈良県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその1通を保有し、他の市町村長はその写しを保有する。

平成15年6月2日

記名押印〔略〕

11-1-4 奈良県消防防災ヘリコプター支援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、奈良県内の市町村（消防の一部事務組合を構成する市町村にあつては、当該組合をいう。以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法第18条の3の規定に基づき、奈良県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることに關し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等の区域内で災害が発生した場合に、当該市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当するため、防災ヘリの活動が必要と判断するとき、奈良県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御若しくは災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(支援要請の方法)

第5条 支援要請は、奈良県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。なお、支援要請時に全ての事項について明らかにするいとまがない場合は、必要最小限の事項を連絡するものとし、他の事項については判明次第速やかに防災航空隊に連絡するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生時の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の市町村側の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 支援に要する資機材等の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

(支援要請の方法の特例)

第6条 知事は、前条に掲げる支援要請がない場合でも、発災後に収集した被害規模等の情報の内容から判断して緊急に派遣の必要があると認められる場合であつて、通信網等の途絶等で発災市町村等と前条に定める通常の手続きが取れない場合については、市町村長からの要請があつたものとみなして、防災航空隊を派遣し、支援を実施することができる。

(防災航空隊の派遣)

第7条 知事は、第4条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 第4条の規定による支援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

3 前項の場合において、知事は、知事と他の都道府県知事等との間で別途締結する協定等に基づき、他の都道府県が保有する防災ヘリ等の応援による支援を実施できる場合には、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するとともに、他の都道府県知事等に対して応援を求めるものとする。

(防災航空隊の隊員の活動)

第8条 前条第1項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員の活動は、発災市町村等の消防機関と密接な連携を図りながら行うものとする。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、奈良県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、奈良県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成16年4月1日から実施する。

2 本協定の実施に伴い、奈良県防災ヘリコプター応援協定は廃棄する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成16年4月1日

記名押印〔略〕

11-1-5 五條市と野迫川村における消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき五條市（以下「甲」という。）と野迫川村（以下「乙」という。）との境界周辺で発生した災害に対する消防相互応援協定、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定摘要区域)

第2条 この協定の適用区域は、甲及び乙の境界周辺区域（以下「協定適用区域」という。）とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、協定適用区域で発生した次の各号に規定する事案で、自らの消防力では十分に対応できないと認め、甲又は乙の長が応援を必要とする事案とする。

- (1) 火災事案
- (2) 救急事案
- (3) 救助事案
- (4) 前各号に定めるほか、甲又は乙の長が特に応援を必要と認める事案

2 甲又は乙は、協定適用区域での行方不明者の捜索については、別に協議する。

(応援の要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、次の事項を明確にし、要請側の長から応援側の長に行うものとする。

- (1) 災害種別、発生日時、発生場所及び状況
- (2) 被害場所
- (3) 必要とする人員、車両及び資機材
- (4) 集結場所及び連絡責任者の所属、氏名
- (5) その他必要な事項

2 甲及び乙は、協定適用区域で発生した災害を覚知した時点で、その発生場所が甲乙どちらかの管轄下を確定できないときは、災害を覚知した側の長から相手側の長に対してその旨を通報し、双方とも必要な隊を出動させるものとする。この場合において、現場に先着した隊は、管轄に関係なく直ちに災害防衛活動を開始するものとする。

前項により出動した隊が管轄外で活動するとき（到着時、管轄が不明のまま活動を開始し、その後、管轄外であることが判明した場合を含む。）は、災害場所を管轄する甲又は乙の長からこの協定による応援要請があったものとみなす。

援

(応援隊の派遣)

第5条 応援側の長は、前条第1項による応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援側の長は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに要請側の長に通報するものとする。

(現場における指揮)

第6条 この協定により出動した隊の指揮は、要請側最高指揮者とする。ただし、第4条2項の

場合において、活動時においても管轄が判明しない場合は、その旨を速やかに要請側の長に通報するものとする。

(経費の負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号によるものとする。ただし、応援側の重大な過失により発生した経費については、甲及び乙が協議し決定する。

(1) 応援側が負担する経費

- ア 出動隊員の人件費及び災害補償
- イ 出動車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- ウ 応援により特に要した車両及び機械器具の小修理に要する経費
- エ 応援出動中に応援側が起こした事故等による損害の賠償に要する経費
- オ 出動隊員の被服の損料費

(2) 要請側が負担する経費

- ア 車両及び機械器具の燃料費で、現地で調達したもの
- イ 応援により特に要した車両及び機械器具の大修理に要する経費
- ウ 応援に際し特に調達した化学消火薬剤等に要した経費
- エ 消防法第29条第3項の規定による損失補償及び第36条の3第1項に規定する損害補償に要する経費
- オ 応援隊員の死傷に伴う賞じゅつ金
- カ その他応援活動中に要した諸経費

2 前項の経費負担について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(応援活動の報告)

第8条 甲又は乙は、この協定により応援活動を行ったときは、当該応援活動の内容について作成した活動報告書の写しを、相手側に送付するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関する詳細事項は、甲乙の長が協議して定めるものとする。

(協議の改廃)

第10条 この協定について改正または廃止の必要性が生じたときは、甲及び乙の長が協議のうえ行うものとする。

(疑義)

第11条 この協定に定めがない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙の長が協議して決定する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 上記の協定成立を証するため、この協定書2通を作成し協定市各1通を所持する。

平成19年7月1日

記名押印〔略〕

11-1-6 五條市と十津川村における消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき五條市（以下「甲」という。）と野迫川村（以下「乙」という。）との境界周辺で発生した災害に対する消防相互応援協定、必要な事項を定めることを目的とする。

（以下略）

平成19年7月1日

記名押印〔略〕

11-1-7 五條市と黒滝村における消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき五條市（以下「甲」という。）と黒滝村（以下「乙」という。）との境界周辺で発生した災害に対する消防相互応援協定、必要な事項を定めることを目的とする。

（以下略）

平成19年10月1日

記名押印〔略〕

11-1-8 五條市と天川村における消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき五條市（以下「甲」という。）と天川村（以下「乙」という。）との境界周辺で発生した災害に対する消防相互応援協定、必要な事項を定めることを目的とする。

（以下略）

平成19年10月1日

記名押印〔略〕

11-1-9 五條市と御所市における消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき五條市（以下「甲」という。）と御所市（以下「乙」という。）との境界周辺で発生した災害に対する消防相互応援協定、必要な事項を定めることを目的とする。

(以下略)

平成19年11月26日

記名押印〔略〕

11-1-10 五條市と高野町における消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき五條市（以下「甲」という。）と高野町（以下「乙」という。）との境界周辺で発生した災害に対する消防相互応援協定、必要な事項を定めることを目的とする。

(以下略)

平成19年12月1日

記名押印〔略〕

11-1-11 高野龍神国定公園における消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、和歌山県田辺市、かつらぎ町、高野町、有田川町及び伊都消防組合並びに奈良県五條市、野迫川村及び十津川村との間において、高野龍神国定公園内における消防の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(協定摘要区域)

第2条 この協定の適用区域は、前条に定める市町村、消防本部及び消防組合（以下「協定市町村等」という。）の高野龍神国定公園内における境界周辺区域（以下「協定適用区域」という。）とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、協定適用区域で発生した次に掲げる事案で、災害が発生した協定市町村等が応援を必要と認める事案とする。

- (1) 火災事案
- (2) 救急事案
- (3) 救助事案
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害が発生した協定市町村等が応援を必要と認める事案

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に掲げる災害が発生した協定市町村等（以下「要請側市町村等」という。）の消防長（消防本部を置かない村の場合は、村長。第5条までにおいて同じ。）が要請側市町村等の消防力のみでは十分に対応できないと認める場合において、他の市町村等（以下「応援側市町村等」という。）の消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害種別
- (2) 災害発生場所及び災害状況
- (3) 必要とする人員、車両及び資機材
- (4) 集結場所及び連絡責任者
- (5) その他必要な事項

3 協定適用区域で発生した災害を覚知した場合で、その発生場所を管轄する協定市町村等が確定できないときは、当該災害を覚知した協定市町村等の消防長から、発生場所を管轄する可能性がある協定市町村等の消防長に対して、その旨の通報を行うものとし、この通報により管轄する協定市町村等の消防長から応援要請があったものとみなす。

(応援隊の派遣)

第5条 応援側市町村等の消防長は、前条の規定による応援要請を受けた場合は、業務に特別な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援側市町村等の消防長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請側市町村等の消防長に通報するものとする。

(現場における指揮)

第6条 この協定により出動した隊の指揮は、要請側市町村等の消防長とする。

（経費の負担）

第7条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の区分によるものとする。

（1）応援側市町村等が負担する経費

- ア 出動隊員の人件費及び災害補償
- イ 出動車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- ウ 応援により特に要した車両及び機械器具の小修理に要する経費
- エ 応援出動中に応援隊が起こした交通事故に係る損害賠償に要する経費
- オ 被服の損料費

（2）要請側市町村等が負担する経費

- ア 車両及び機械器具の燃料費で、現地で調達したもの
- イ 応援により特に要した車両及び機械器具の大修理に要する経費
- ウ 応援に際し特に調達した化学消火薬剤費等
- エ 応援活動中に第三者に与えた損害賠償に要する経費（前号エに掲げる経費を除く。）
- オ 応援隊員の死傷に伴う賞じゅつ金
- カ その他応援活動中に要した諸経費

2 前項の経費負担について疑義が生じた事項については、その都度双方の協定市町村等の長が協議のうえ決定するものとする。

（実施細目）

第8条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町村等の消防長（消防本部を置かない村にあっては、消防事務担当課長）が協議して定めるものとする。

（旧協定の廃止）

第9条 この協定の締結によって、平成19年5月1日に締結した高野龍神国定公園における消防相互応援協定は、廃止するものとする。

この協定の締結の証として、この協定書8通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ各1通をほゆうするものとする。

平成23年7月1日

記名押印〔略〕

11-1-12 災害時における資機材レンタルの協力に関する協定

五條市（以下「甲」という。）と奥村機械株式会社（以下「乙」という。）は、五條市内において風水害、地震等により大規模災害が発生した際（以下「災害時」という。）における避難所の開設や災害復旧に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタル協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時において乙が管理及び所有する資機材のレンタルについて、協力を要請することができる。

（要請手続き）

第2条 前条の規定による甲の要請は、次の号に掲げる事項を明示して、別に定める様式にて、乙に要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び理由
- (2) 必要とする資機材の種別、数量及び運搬先
- (3) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別な理由のないかぎり、他の業務に優先して甲に協力するものとする。ただし乙の事由により、乙が甲の要請通りに協力の実施が行えない場合のあることを承諾するものとする。

（レンタルの範囲）

第4条 甲が乙に調達を要請する資機材は、次に掲げるものとする。

- (1) 避難所開設に必要な資機材
- (2) 災害復旧に必要な資機材

（運搬）

第5条 資機材の引渡しは甲の指定する場所で行うものとし、資機材の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（損害の負担）

第6条 資機材のレンタル協力について損害が生じたときには、その損害の責について甲、乙が協議して定める。

（報告）

第7条 乙は、協力を実施したときには、別に定める様式にて、甲に対して次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 資機材の種別、数量及び運搬先
- (2) その他必要な事項

（費用分担）

第8条 甲の要請により乙がレンタルした資機材の対価及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

（費用の請求及び価格の決定）

第9条 乙は、第7条の規定による文書の提出後、甲の認定を受けてレンタルに要した経費を甲

に請求するものとする。ただし、納入日より一週間は無償提供するものとする。

- 2 甲が負担する経費の価格は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成23年7月8日から平成24年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対し、申し出がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第11条 この協定は、やむを得ない事情があるときは、甲、乙協議のうえ、解除することができる。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲、乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年7月8日

記名押印〔略〕

11-1-13 災害時における物資供給に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施した時は、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月1日

記名押印〔略〕

11-1-14 災害時における物資供給等に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と市民生活協同組合ならコープ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給すること並びに住民の安全な避難のために必要な協力事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を書面により甲に報告するものとする。

（引渡等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び運搬等の経費は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生前における標準販売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年6月1日

記名押印〔略〕

11-1-15 災害時におけるL P ガス等の供給に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と奈良県L P ガス協会五條支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲の行う応急措置業務等を支援し、市民生活の早期安定を図るため、L P ガス及びL P ガス使用器具（以下「L P ガス等」という。）の確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、必要があると認めるときは、乙に対して、L P ガス等の供給を協力要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

（要請の方法等）

第4条 第2条の要請は、原則として災害時等L P ガス等供給要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後、速やかに災害時等L P ガス等供給要請書を提出するものとする。

2 要請に当たっては、甲は、協力を要請する期間その他必要な事項を乙に連絡するものとする。

3 前項の協力を要請する期間は、災害の状況により甲が必要と認めるときは、乙と協議の上、延長することができる。

（安全点検）

第5条 乙がL P ガス等を供給するときは、燃料器具の安全点検をして供給するものとする。

（L P ガス等の受渡し）

第6条 L P ガス等の受渡し場所は、甲が指定するものとし、甲が当該受渡し場所へ職員を派遣し、要 請したL P ガス等を確認の上、これを受け取るものとする。

（使用料の決定）

第7条 L P ガス等の使用料は、災害発生直前時における通常の価格を基礎として算出するものとする。

（使用料の請求）

第8条 L P ガス等の使用料は、乙の作成した請求書により請求するものとする。

（使用料の支払）

第9条 甲は、前条の規定により乙から使用料の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡責任者等）

第10条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者を定めるとともに、災害時等は、連絡調整員を速やかに定めるものとする。

（報告等）

第11条 連絡責任者は、災害時等に支障を来さないよう、定期的に連絡体制、連絡方法等につい

て協議 することとし、その相互確認に努めるものとする。

2 乙は、毎年5月末までにこの協定に基づき協力を実施できる会員等の名称、所在地及び電話番号並びに連絡責任者等必要な事項を甲に報告するものとする。

3 乙は、前項の規定により報告した事項に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な細部手続及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成25年8月29日

記名押印〔略〕

11-1-16 災害時における災害情報通信等に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と奈良県タクシー協会五條支部（以下「乙」という。）は、災害時における災害情報通信、避難者等の緊急移送、物資の緊急搬送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、タクシー無線を使用した地域情報の収集や伝達（以下、「災害情報通信」という。）及び避難者等の緊急移送並びに物資の緊急搬送等（以下、「移送等」という。）を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、乙に対して、乙が所有するタクシー等による災害情報通信及び移送等を要請することができる。

（要請の範囲）

第4条 甲が、乙に要請する災害情報通信の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災状況及び負傷者等の状況。
- (2) 災害対策の上で必要と認められる事項。

2 移送等の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が所有するタクシー等において対応可能なものとする。

- (1) 災害対応職員の現場あるいは避難所までの緊急移送。
- (2) 避難所から避難所間もしくは、避難所から他の施設への避難者の緊急移送。但し、傷病者の移送は要請しないものとする。
- (3) 災害対策本部もしくは災害物資備蓄拠点から避難所までの物資の搬送。

なお、タクシー車両等から、施設までの搬入も含むものとする。

（要請の方法）

第5条 第3条の災害情報通信の要請については口頭によることとし、移送等の要請については、別記様式1「災害時における緊急移送等応援要請書」により、移送する人員数や区間、搬送する物資量や区間を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できない場合は、口頭等で要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。

（協力体制）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、優先的に災害情報通信及び移送等に努めるものとする。

2 乙は、移送等を実施したときは、その移送等の終了後速やかにその実施状況を別記様式2「災害時における緊急移送等応援結果報告書」により、甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 乙は、第3条により要請された、第4条の移送等を行う場合は、甲が指名する者の指示に従い、最も安全で最短のルート情報を収集し出来るだけ短時間で、移送等を行うものの引渡

しを終了するものとする。

(損害補償)

第8条 乙が移送等を行う途中に惹起した交通事故等の損害賠償については、乙が加入する損害保険の範囲において対応するものとする。

(費用の負担)

第9条 第4条の規定により、乙が行った移送等の代金は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、要請直前における旅客運送運賃を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第10条 甲は、前条の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成25年8月29日

記名押印〔略〕

11-1-17 災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と奈良県電気工事工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における電気設備の応急復旧等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、電気設備の応急復旧（以下「応急復旧」という。）を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、応急復旧の必要がある場合には、乙に対して応援を要請することができる。

2 甲は、乙に応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、別記様式1「災害時における電気設備の応急復旧応援要請書」により行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できない場合は、口頭等で要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 災害が発生した場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急復旧の応援内容
- (4) 必要な資機材及び人員
- (5) 応援が必要な期間
- (6) 現場における甲の指揮者
- (7) その他応援に関して参考となる事項

3 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立し、可能な限り甲に協力するものとする。

4 前項の規定により出動した乙の会員及び所属員は、甲が定める現場における指揮者の指示により応急復旧に従事するものとする。

（報告）

第3条 乙は、応急復旧の応援が終了した場合は、甲に別記様式2「災害時における電気設備の応急復旧応援終了報告書」を提出するものとする。

（費用負担）

第4条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧に要した費用については、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、災害対策基本法第91条に定めるところにより、甲が負担するものとする。

（災害補償）

第5条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧により生じた災害補償については、甲と乙とで協議するものとする。

（被災した他の自治体への応援）

第6条 他の被災地からの応急復旧の応援要請について、甲が乙に協力を要請した場合においては、乙は、可能な限り協力するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては五條市危機管理監を、乙においては奈良県電気工事工業組合事務局長をそれぞれ指名するものとする。

(情報の提供等)

第8条 甲は、応急復旧が迅速かつ的確に実施されるよう、乙に対して必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、電気設備の損害、道路の陥没等の被災状況について、甲に情報提供するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成25年9月30日

記名押印〔略〕

11-1-18 災害時等における避難所施設利用に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と十津川村（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、十津川村内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、十津川村大字沼田原及び長殿地区住民（以下「避難者」という。）は、これまで上野地地区避難所へ避難することとしていたが、紀伊半島大水害以降、上野地地区への避難経路に土砂ダムの影響や谷の崩壊など危険箇所が増え上野地地区避難所への避難が困難であることから、甲の所有する大塔ライフハウス（以下「施設」という。）を避難所として利用させていただきたく、ここに必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所としての利用）

第2条 乙の避難者が甲の施設を避難所として利用する際は、甲の施設の避難所運営に準じ、利用するものとする。

（職員の配置）

第3条 乙の避難者が甲の施設に避難する場合は、乙から職員を最低1名配置することを原則とする。

（費用負担）

第4条 乙の避難者によって避難所に生じた損害は、乙が負担するものとする。

2 災害により、乙が避難者に対し救援物資等を手配できない状況の場合、甲が避難者に対し飲料水、食料等の手配を行った場合は乙が負担するものとする。

（避難所解消への努力）

第5条 乙は、甲が早期に営業再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難対策者の報告）

第6条 乙は、避難所として利用する対象人数、地元代表者名と連絡先を年度当初に甲に報告するものとする。

（協定の期間）

第7条 協定の有効期間は、協定締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了3ヶ月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたときは、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年10月1日

記名押印〔略〕

11-1-19 災害時における避難所用簡易パーティションの供給に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と株式会社タカオカ（以下「乙」という。）は、災害時における避難所用簡易パーティションの供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が行う避難所等における生活環境等の整備業務を支援するため、避難者等のプライバシーの保護と負担軽減に資するための避難所用簡易パーティションの供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、必要があると認めるときは、乙に対して、避難所用簡易パーティションの供給を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条により甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するとともに、甲に対して優先的に避難所用簡易パーティションの供給に努めるものとする。

（要請の方法等）

第4条 第2条の要請は、原則として災害時における避難所用簡易パーティション供給申請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後、速やかに避難所用簡易パーティション供給要請書を提出するものとする。

（引渡し等）

第5条 避難所用簡易パーティションの引渡し方法については、避難所用簡易パーティション供給要請書に記載又は口頭による場合はその内容によるものとし、引渡し場所において甲乙双方の関係者が立ち会い確認の上で引渡すものとする。

（費用負担）

第6条 この協定に基づき乙が実施した避難所用簡易パーティションの供給に関して要した費用については、甲が負担するものとし、災害時等の発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

（費用の支払い）

第7条 甲は、前条の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその１通を保有する。

平成２５年１１月２７日

記名押印〔略〕

11-1-20 砂防関係協力市町村災害時応援協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）に基づく災害時の応援に関し、宮城県蔵王町、秋田県東成瀬村、新潟県出雲崎町、長野県下條村、長野県大桑村、岐阜県海津市、大阪府河南町、奈良県五條市、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、徳島県牟岐町、宮崎県高原町及び熊本県錦町（以下「協定市町村」という。）は、次のとおり「砂防関係協力市町村災害時応援協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市町村の行政区域において法第2条1号で規定する災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災市町村の要請に応え、災害を受けていない市町村（以下「被災市町村」という。）が友愛精神のもとに相互に応援協力し、被災市町村の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために必要な事項について定める。

（応援の内容）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災した児童、生徒等の一時受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請する被災市町村は、原則として、次に掲げる事項を明らかにした上、電話その他の方法により応援を要請し、後日、速やかに当該事項を記載した文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物品等の品名、数量等その他必要な事項
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 前条第5号及び第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、当該収容又は受入れの人数、被災した児童、生徒等の学年又は年齢その他必要な事項
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第4条 前条に基づく応援の要請を受けた被災外市町村は、相互信頼に基づき、直ちに必要な応援活動を実施するものとする。

- 2 被災市町村の災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ前条の応援の要請を行うことができない状況と判断されるときは、同条の要請を待たずに応援活動を実施することができるものと

する。

- 3 前項の規定により、応援活動を実施した場合は、協定市町村の友愛精神のもとに行うものであり、被災市町村から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(費用の負担)

第5条 応援に要した費用は、原則として、要請した市町村（以下「要請市町村」という。）の負担とする。

- 2 前項に規定する応援に要した費用のうち、応援職員の派遣に係る費用（以下この条において「派遣費用」という。）の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 要請市町村が負担する派遣費用の額は、応援した市町村（以下「応援市町村」という。）が定める規程に基づき算出した応援職員の派遣に係る旅費及び諸手当の額の範囲内とすること。

- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の公務災害補償に係る費用は、応援市町村が負担すること。

- (3) 前各号に掲げるもののほか、派遣費用の負担については、協定市町村が協議の上定めるものとする。

- 3 応援職員が第三者に損害を与えた場合における賠償責任は、応援業務に従事中のものにあっては要請市町村が、応援市町村・要請市町村間の旅行中のものにあっては応援市町村が、負うものとする。

- 4 要請市町村が費用を支弁するいとまがないため、法第92条第2項の規定により当該費用の一時繰替え支弁の要請を行ったときは、応援市町村は、当該費用の一時繰替え支弁を行うものとする。

(連絡担当課)

第6条 相互応援を円滑にするため連絡担当課を定め責任者を置く。

- 2 この協定に基づく応援の円滑化を図るため、連絡担当課は災害が発生したときは速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(体制の整備)

第7条 この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(情報の交換)

第8条 この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画、その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を交換し、災害対策について研究するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から、1年間とする。

ただし、この期間満了の日の1月前までに申し出がないときは、この期間は更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書には各市町村長が記名、押印して13通を作成し、各1通を保有するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成２５年１２月１８日から施行する。
- 2 12市町村災害時相互応援協定（平成２５年４月１１日締結）は廃止する。

記名押印〔略〕

11-1-21 阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により大阪府八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村及び柏原羽曳野藤井寺消防組合並びに奈良県五條市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、王寺町及び奈良県広域消防組合との間における消防の相互応援について次のように協定する。

なお、この協定書は18通を作成し、それぞれの関係市町村長、管理者において各1通を保管する。

平成26年4月1日

記名押印〔略〕

阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定

（目的）

第1条 大阪府八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村及び柏原羽曳野藤井寺消防組合並びに奈良県五條市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、王寺町及び奈良県広域消防組合（以下「協定市町村等」という。）との林野火災にかかる消防相互応援については、この協定の定めるところによる。

（応援）

第2条 協定市町村等は、境界を接する林野火災の防御のため、次に掲げる方法により応援隊を派遣する。ただし、富田林市の非常備消防及び同市域にかかるものを除く。

- (1) 消防機関が把握した情報により火災の発生を認知し、又は火災を発見した場合は、一隊を派遣するものとする。
- (2) 要請があった場合は、特別の事由がない限り、その要請隊数を派遣するものとする。
- (3) 前2号の規定による出動の後、応援隊の派遣がなお必要と認められる場合は、受援側の消防機関の長と応援側の消防機関の長と協議のうえ応援隊数を決定し、当該隊数を派遣するものとする。

（指揮）

第3条 応援隊の指揮は、次に掲げる方法による。

- (1) 受援側の消防機関の長が指揮するものとする。
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。

2 現地に応援隊が先着した場合は、第1項の規定にかかわらず、受援側の指揮者が到着するまでの間は、応援隊の長が指揮するものとする。

（経費負担）

第4条 応援に要した経費は、次によって負担する。

- (1) 応援側において負担するもの

ア 応援隊員の災害補償費並びに消防賞じゅつ金

イ 応援隊員の応援出場から帰着までの間における交通事故によって、応援隊員又は第三者

に与えた死傷及び物損に伴う諸経費

ウ 人件費、被服費及び雑費

エ 車両の燃料費

オ 消防機械器具の修理が5万円以内のもの

(2) 受援側において負担するもの

ア 消火に要した薬剤等の実費

イ 前号オに定める破損の程度を超える消防機械器具の修理費。ただし、破損の原因が応援隊の重大な過失によるものを除く。

ウ 建築物、工作物、土地等に対する補償費

エ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料費及び食糧費

2 前各号以外の経費の負担区分については、協定市町村等が協議のうえ、決定するものとする。
(この協定に定めのない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協定市町村等において協議のうえ、決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成26年4月1日から実施する。

2 阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定書（平成16年協定）は廃止する。

11-1-22 災害時相互応援に関する協定

大阪府八尾市、奈良県五條市及び和歌山県新宮市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 8 条第 2 項第 12 号に基づき、協定市に災害が発生した場合、国内交流都市の深い友情をもって相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（災害の範囲）

第 1 条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。

（応援の内容）

第 2 条 応援の内容は次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第 3 条 応援を要請しようとする市（以下「被災市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第 8 条に定める連絡担当部局を通じて、電信、電話等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援を必要とする物資等の種類及び数量
- （3）応援を必要とする職員の職種及び人数
- （4）応援集結場所及びその経路
- （5）応援を必要とする期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第 4 条 応援しようとする市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。

（大規模災害時の自主的応援活動）

第 5 条 地震等の大規模な災害時において、通信途絶等により被災市から第 3 条の規定による要請がないときは、応援市は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動をすることが望ましいと判断するときは、要請を待たずに、自主的に必要な応援体制等を編成し、応援活動を実施するものとする。

（市民ボランティアへの支援等）

第 6 条 応援市は、被災市でのボランティア活動を希望する住民に対し、情報を提供する等その活動を支援するものとする。

（応援経費の負担）

第 7 条 応援に要した経費は、別に定めるところにより被災市又は応援市が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(情報交換)

第9条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回、前条に定める連絡担当部局その他必要な情報を相互に交換し、災害時に備えるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、協定市は署名押印の上、各1通を保有する。

平成26年5月9日

記名押印〔略〕

11-1-23 奈良県五條市・北海道余市町災害時相互応援協定書

奈良県五條市と北海道余市町は、昭和41年から始まった五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校生徒による農業実習をとおして培われた交流を踏まえ、今後のさらなる交流の発展・拡大による連携強化に資するため、異常な自然現象による大規模な災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、当該災害により被害を受けた奈良県五條市及び北海道余市町（以下、「協定市町」という。）の応急対策が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、協定市町のいずれかの区域内において災害が発生し、被災者の救援等の応急対策が十分に実施できない場合に、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援は協定市町の過剰な負担にならない範囲内のものとする。

- (1) 被災者の支援に必要な物資及び機材の提供
- (2) 食糧、飲料水その他生活必需品等の物資及びそれらを提供するために必要な機材の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- (4) 災害応急対策の実施に必要な職員の派遣
- (5) 災害支援ボランティアのあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第3条 協定市町が応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請内容
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援に要する品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び集結場所（経路を含む）
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 協定市町は、応援の要請を受けた場合は、実施可能な応援について回答するとともに、速やかに応援を実施するものとする。

2 協定市町は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

（連絡窓口）

第5条 協定市町は、必要な情報等の相互提供により応援を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

（指揮権）

第6条 応援を行う協定市町（以下、「応援協定市町」という。）の職員が応援に従事するときは、

応援を受ける協定市町（以下、「被災協定市町」という。）の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として、被災協定市町の負担とする。

2 前項の規定によりがたいときは、その都度協定市町が協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第8条 応援協定市町の職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援協定市町が負担するものとする。

2 応援協定市町の職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災協定市町への往復途中において生じたものを除き、被災協定市町がその賠償の責務を負うものとする。

（情報の交換）

第9条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

（その他）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、協定市町が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成26年5月30日

記名押印〔略〕

11-1-24 災害時における応急復旧等対策業務に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と一般社団法人奈良県五條建設業協会（以下「乙」という。）は、乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における応急復旧対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が管理する所管施設等の災害状況の調査及び把握又は応急復旧等を行うことについて、甲乙が協力し、市民の安心・安全を確保するため、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（施設等）

第2条 この協定による施設等とは、甲が管理する河川、道路、下水道、公園、その他公共施設及び公共的建造物並びに甲が行う応急復旧等のために特に必要と認める私的施設（民家を含む）をいう。

（緊急対応業務の内容）

第3条 この協定による業務は、次のとおりとする。

- （1）被災した所管施設等の被害状況等の情報収集及び報告並びに応急対応に必要な資材等の確保
- （2）緊急対応に必要な建設機械及び資材の速やかな提供
- （3）被災した所管施設等の応急復旧工事
- （4）その他必要と認める応急復旧対策業務

（準備）

第4条 乙は、応急復旧対策業務を行うために平常時から次に掲げる事項について整備しておくものとする。

- （1）災害発生時における連絡体制と業務の実施体制
- （2）資材及び出動が可能な建設機械並びに技術者についての実態把握

（協力の要請）

第5条 甲は、応急復旧対策業務のため乙に対して協力を求める必要があると認めるときには、乙に協力を要請するものとする。

2 前項の場合において、甲は乙に対し、応急復旧等を実施する場所、工事、着手日、規模その他必要と認める事項を明らかにし、様式第1号により要請するものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できない場合は、口頭等で要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の受託）

第6条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、速やかに応急復旧等を実施する態勢をとり、必要な資機材及び人員等を提供し、甲の指示に従い、応急復旧等を実施するものとする。

2 乙は、応急復旧等が完了した場合は、甲に対し、速やかに様式第2号によりその旨を報告しなければならない。

（費用の負担等）

第7条 この協定に基づく応急復旧対策業務に伴う経費は原則として第3条第1号の費用については乙が、同条第2項、第3項及び第4項の資材、建設機械、技術者等の出勤に係る費用については、原則甲の負担とする。

(補償)

第8条 乙は、応急復旧対策業務に伴い第三者に損害を与えたとき及び応急復旧対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合においては、原則としてその責を負うものとする。ただし甲は次に掲げる場合を除いては、乙と協議の上、その対応を決定するものとする。

- (1) 従事する者の故意または重大な過失による場合
- (2) 従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けることが出来る場合
- (3) 当該事故などが第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害補償を受けることができる場合

(協議)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとし、有効期間は平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する30日前までに双方又はいずれか一方から協定を延長しない旨の書面による通知をしない場合には、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成26年10月15日

記名押印〔略〕

11-1-25 災害時における物資供給に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と奈和食品株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資供給を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、乙に対して、物資供給を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、可能な限り、甲に対して物資供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施した時は、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（要請の方法等）

第4条 第2条の要請は、原則として「災害時における物資供給依頼書（別記様式1）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 甲が乙に要請する物資の範囲は、乙が通常取り扱う「食料品」とし調達可能なものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡し方法については、「災害時における物資供給依頼書」に記載または口頭等による場合はその内容によるものとし、引渡場所において甲乙双方の関係者が立ち会い確認の上で引き渡すものとする。

2 乙は物資供給が終了すれば「災害時における物資引渡し連絡書（別記様式2）」により、その結果を甲に連絡するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定に基づき乙が実施した物資供給に関して要した費用については、甲が負担するものとし、災害の発生直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

（費用の支払い）

第7条 甲は、前条の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定す

るものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定は、協定締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了 1 ヶ月前までに甲乙いずれかより変更または解除の申し入れがない場合は、1 年間自動的に延長され、以後もまた同様とする。

本協定の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの 1 通を保有する。

平成 2 7 年 2 月 4 日

記名押印〔略〕

11-1-26 災害時における緊急輸送に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と公益社団法人奈良県トラック協会五條支部（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う物資等の緊急輸送（以下、「緊急輸送」という。）の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するために必要な事項を定めるものとする。

（要請の方法）

第2条 甲は、緊急輸送が必要と認めるときは、「災害時における緊急輸送要請書（別記様式1）」により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、出来る限り通常業務に優先して緊急輸送を行うものとする。

2 甲は、本協定に基づき物資を運搬する乙の事業用自動車に対して、優先通行等に配慮するものとする。

（報告）

第4条 乙は緊急輸送が終了すれば、「災害時における緊急輸送結果報告書（別記様式2）」により、その結果を甲に報告するものとする。

（経費負担）

第5条 第3条の規定による緊急輸送に要した費用（運賃・料金、有料道路通行料、駐車場代等の実費負担額）は、甲が負担する。

2 運賃・料金等の算出方法については、災害発生直前における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として甲、乙協議の上、決定するものとする。

（事故等）

第6条 乙が緊急輸送に使用した事業用自動車故障その他の理由により運行を中断した時は、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその緊急輸送を継続しなければならない。

（補償）

第7条 甲は、第2条に基づく要請により、乙が行う緊急輸送に従事する事業用自動車損傷し、又は滅失したときは、当該車体の損害を補償する。ただし、当該業務の従事員の居眠り、飲酒運転等の重大な過失による場合は除外する。

2 第3条の規定により緊急輸送に従事した者が、当該業務に従事したため負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合においては、甲は次に掲げる場合を除き、甲と乙が協議したうえで、その損害を補償する。

(1) 従事する者の故意または重大な過失による場合

(2) 従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けることが出来る場合

(3) 当該事故が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

（連絡体制）

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制についての情報交換を行い、災害時に備えるものとし、この協定に関する連絡責任者は、甲においては危機管理課長、乙においては公益社団法人奈良県トラック協会五條支部長とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了1ヶ月前までに甲乙いずれかより変更または解除の申し入れがない場合は、1年間自動的に延長され、以後もまた同様とする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成27年2月5日

記名押印〔略〕

11-1-27 奈良県市町村相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、奈良県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、奈良県内の全ての市町村が相互に協力すること並びに奈良県、奈良県市長会及び奈良県町村会が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (2) 被災者の避難のための施設の提供及びあっせん
- (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、応援を要請しようとする場合には、応援の具体的な内容等を明らかにして 電話等により奈良県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、 奈良県市長会長、奈良県町村会長と協議のうえ、他の市町村の長に対して速やかに要請文書（様式第 2 号）により応援を要請する。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し後日文書を提出するものとする。

2 前項の規定により応援を受けた被災市町村の長は、知事及び応援を実施した市町村の長に対し、後 日速やかに要請文書（様式第1号）を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援 を実施する場合は、その内容を知事及び被災市町村の長に対し受諾文書（様式第3号）及び電話等により連絡し、応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 市町村の長は、被災市町村の長又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被災市 町村と連絡がとれないときや被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めたときは、自主的に 被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づき応援を行うものとする。

2 前項による応援については、第3条第1項の規定による被災市町村の長から要請があったものとみなし、この協定を適用し、県に応援内容を応援実施報告書により（様式第4号）提出するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を受けた市町村で負担するものとする。ただし、被災市町村の情報収集に要する費用は、応援を行った市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁する暇がないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(連絡担当課等)

第7条 市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当課等を定めるものとする。

(情報の交換等)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報等を相互に共有するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定は、奈良県消防広域相互応援協定のほか、既に締結しているその他の災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

2 この協定に定めのない事項については、県及び市町村がその都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成27年2月20日から施行する。

2 この協定の成立は、県内全ての市町村長、市長会長及び町村会長の同意書をもって証する。

11-1-28 災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と奈良県理容生活衛生同業組合五條支部（以下「乙」という。）は、災害時における避難者に対する理容サービス業務の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき指定避難所における市民生活及び公衆衛生の向上と精神安定を図るために行う乙の業務提供に関する必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 業務については、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2に定める業務のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 頭髮の刈込
- (2) 洗髪
- (3) 顔そり

（業務の提供者）

第3条 業務の提供者は、理容師法に定める理容師免許を保有するもので、乙の組合員又は乙の組合員が経営する理容店の従業員とする。

（業務の対象者）

第4条 業務の提供を受けることができる者は、現に指定避難所で避難生活を送る者とし、既に就労している者は業務の対象者から除くものとする。

（要請の方法等）

第5条 甲は避難生活が長期化した場合において必要があると認めるときは、乙に対し業務の提供を依頼することができる。

2 甲は、乙に業務を依頼する場合は、業務提供依頼書（別記様式1）により行うものとする。

（報告）

第6条 乙は業務が完了したときは業務結果報告書（別記様式2）により、甲に報告するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が指定避難所で行う業務については無料とする。ただし、乙が業務を提供するにあたり要した消耗品の費用は甲の負担とする。

2 前項の消耗品の費用については、災害発生直前における地域の小売価格を基準として甲、乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 甲は、前条の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡体制）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制についての情報交換を行い、災害時に備えるものとし、この協定に関する連絡責任者は、甲においては危機管理課長、乙においては奈良県理容生活衛生同業組合五條支部長とする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、協定締結の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了 1 ヶ月前までに甲乙いずれかより変更または解除の申し入れがない場合は、1 年間自動的に延長され、以後もまた同様とする。

本協定の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

平成 27 年 3 月 23 日

記名押印〔略〕

11-1-29 北海道函館市・奈良県五條市災害時相互応援協定

北海道函館市と奈良県五條市（以下「協定市」という。）は、平成6年から始まった「奈良の柿」消費拡大キャンペーンを通じ、継続的な北海道函館市内の福祉施設への柿の寄贈やPR活動を通じた函館市民との交流を踏まえ、今後のさらなる交流の発展・拡大による連携強化に資するため、異常な自然現象による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、当該災害により被害を受けた市（以下「被災市」という。）の応急対策が円滑に遂行されるよう、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市のいずれかの区域内において災害が発生し、被災者の救護等の応急対策が十分に実施できない場合に、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援は協定市の過剰な負担にならない範囲内のものとする。

- (1) 被災者の支援に必要な物資および機材の提供
- (2) 食料、飲料水その他生活必需品等の物資およびそれらを提供するために必要な機材の提供
- (3) 災害応急対策の実施に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第3条 協定市が応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援に要する品目、規格、数量等
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び集結場所（経路を含む）
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 協定市は、応援の要請を受けた場合は、実施可能な応援について回答するとともに、速やかに応援を実施するものとする。

2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施することができるものとする

（連絡窓口）

第5条 協定市は、必要な情報等の相互提供により応援を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

（指揮権）

第6条 応援を行う市（以下「応援市」という。）の職員が応援に従事するときは、被災市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要する経費は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として、被災市の負担とする。

2 前項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 応援市の職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援市が負担するものとする。

2 応援市の職員が応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災市への往復途中において生じたものを除き、被災市がその賠償の責務を負うものとする。

(情報の交換)

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1ヶ月前までに、協定市のいずれからも申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、協定市双方署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年6月23日

記名押印〔略〕

11-1-30 行方不明者等捜索に関する覚書

五條市（以下「甲」という。）及び五條市消防団（以下「乙」という。）並びに奈良県五條警察署（以下「丙」という。）は、行方不明者等の捜索に関して下記のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、五條市内に居住又は五條市内で発生した行方不明者等事案において早期解決を目指し、甲乙丙が相互理解と信頼の下協力し、行方不明者の生命・身体及び財産を守るため迅速かつ的確に対応するために必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第2条 丙は、行方不明者等事案が発生し捜索等に乙の応援が必要な場合は、行方不明者の届出人（家族又は行方不明者を監護する者、その他行方不明者の保護について責任を有する者）から原則、同意を得たうえで甲に対して事案の概要等を明らかにして応援要請を行う。

2 甲は、丙からの応援要請を受理したときは、直ちに乙に連絡し、消防団員の派遣に向け速やかに調整を行う。ただし消防団員の派遣規模や期間（原則、五條市内居住者は5日間、その他の物は3日間）は、甲と乙が協議し決定する。

3 現場に臨調した甲の現場責任者及び派遣された乙の現場責任者は、捜索方法や範囲等を丙の現場責任者と協議した上で、十分に連携を図りながら捜索等を行うこととする。

（経費）

第3条 乙が第2条の規定により捜索等に従事した手当等については、原則、甲が負担する。

（秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、捜索等により知りえた個人情報については、第三者に漏らしてはならない。

2 現場における関係者及び報道機関等への対応は、原則丙が行うこととする。

3 人命救助等の必要に鑑み、丙は発生当初から五條消防署に対しては積極的に情報提供を行うこととする。

（連絡責任者）

第5条 この覚書の運用に関しては、次の各号に掲げる者を連絡責任者とする。

（1）甲 危機統括室危機管理課長

（2）乙 五條市消防団副団長

（3）丙 生活安全課長

（協議）

第6条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この覚書は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了1カ月

前までに甲乙丙いずれかより変更または解除の申し入れがない場合は、1年間自動的に延長され、以後もまた同様とする。

本覚書の締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上それぞれその1通を保有する。

平成27年6月24日

記名押印（略）

11-1-31 自動販売機設置に関する協定書

奈良県五條市（以下、甲という）と、ダイドードリンコ株式会社（以下、乙という）は、災害時における自動販売機の飲料水等の提供支援を目的として、乙が所有する自動販売機の設置に関して、下記のとおり協定を締結する。

（自動販売機の設置等）

第1条 甲の事前承認により乙は、別表1の場所に乙が所有または管理する自動販売機を設置できるものとする。

2 自動販売機の設置場所の変更及び交換については、甲乙が事前に協議をしたうえで行う。

（設置場所への立ち入り）

第2条 甲は乙の従業員等が自動販売機への商品もしくは原材料の補充、売上金の回収、機械の保全、修理、撤去等のために設置場所へ立ち入ることを認める。

（品質維持等）

第3条 乙は商品の品質維持、商品・原材料の補充、売上金、空容器の回収を行う。

（保全・修理）

第4条 乙は自動販売機の保全・修理を行う。

2 甲は前項の保全に協力し故障が生じた場合は直ちに乙に連絡する。

3 自動販売機の修理に要する費用は、甲の責に帰すべきものを除き、乙の負担とする。

（販売価格・販売手数料）

第5条 乙が自動販売機により販売する商品の販売価格は別表2のとおりとする。

（相殺の予約）

第6条 乙が甲に債権を有する場合、乙は当該債権と乙が甲に対して支払うべき販売手数料支払い債務とを、弁済期のいかんにかかわらず、何時でも対等額で相殺することができる。

2 本協定の効力が失われた後に発生する当該債権についても、前項と同様とする。

（災害時の飲料水の無償提供）

第7条 五條市に災害が発生し、五條市役所に災害対策本部が設置され、上水道施設が破壊又は寸断される事態が発生した場合、甲はその旨を乙に連絡し、乙の承認後、甲は自動販売機を無償で無料開放するものとする。ただし、通信手段が不通になり連絡が出来ない場合、甲の判断において無料開放するものとする。この場合、甲は、事後速やかに乙に連絡するものとする。

2 無料開放の期間は、前項に定める無料開放開始のときから、自動販売機内の在庫本数終了までとする。

3 無料開放で使用した商品については乙が負担するものとする。

（鍵の保管）

第8条 無料開放する際に使用する自動販売機の鍵については、甲が善良なる管理者の注意をもってこれを保管管理するものとし、別途、乙が発行する鍵の預かり証に記名捺印し乙に手渡すものとする。また、甲が鍵を紛失した場合は、実費を乙に支払うものとする。

（協定の解除）

第9条 甲と乙は、相手方に次の事由が一つでも発生した場合、何らの通知・催告の手続をせず、ただちに本協定を解除することができる。その場合、乙は甲の承諾なく自動販売機を撤去する

ことができる。

- ① 自己に対する売買代金その他の債務につき支払い義務を怠ったとき。
- ② 他から破産・民事再生・会社更生の申立てを受け、または自ら申立てたとき。
- ③ 差押え・仮差押えの処分を受けたとき。
- ④ 手形交換所より不渡処分を受けたとき。
- ⑤ 営業を廃止し、または何ら理由を示すことなく休業または所在不明により、2週間以上連絡が取れないとき。
- ⑥ 本協定または甲乙協議により定めた事項に違反したとき。
- ⑦ 前各号のほか、本協定の継続が著しく困難であると合理的に認められる事態が生じたとき。

(反社会的勢力との関係遮断)

第10条 甲及び乙は、自らが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号の定める暴力団を始めとする反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力との関係を一切遮断していること並びに今後も遮断することを表明し、保証する。

2 甲及び乙は、相手方に次の事由が一つでも認められる場合、何らの通知・催告の手続をせず、ただちに本協定を解除することができる。

- ① 反社会的勢力であるとき、または反社会的勢力であったとき。
- ② 反社会的勢力を利用するなど前項に違反したとき。
- ③ 自らの属性にかかわらず、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号の定める行為を自らが行い、または、第三者を利用して行わせたとき。
- ④ 相手方に対し、詐術・暴力的行為・脅迫を用い、又は第三者を利用して行わせたとき。
- ⑤ 相手方に対し、業務妨害を自ら行い、又は第三者を利用して行わせたとき。
- ⑥ その他、前各号と同視される事項が発生したとき。

(機密情報の取扱い)

第11条 甲及び乙は、本協定および本協定の履行に伴い知り得た相手方の機密情報（個人情報を含む）を秘密とし、国内の法規に従い本協定の有効期間中はもとより、本協定終了後も適切に取り扱うものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から翌年の3月31日までとする。なお、この期間満了の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも何らの申出のない場合、本協定は更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定外事項の協議)

第13条 本協定に定めのない事項については、甲乙が別途協議の上決定する。

本覚書の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成27年8月19日

記名押印〔略〕

11-1-32 災害時における食糧・物資の供給に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と吉野ストア株式会社（以下「乙」という。）は、五條市内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、市民生活の安定に資するため、食糧・物資（以下、食糧等という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、食糧等の供給を迅速かつ円滑に実施し、物価の高騰及びパニックの防止等を図り、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（供給物資の種類）

第2条 供給物資の種類は、食糧品及び日用品並びに衛生用品とする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議のうえ、別途要請できるものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、乙に対して、食糧等の供給を要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、可能な限り、甲に対して食糧等の供給に努めるものとする。

（要請の方法等）

第5条 第3条の要請は、原則として「災害時における物資供給依頼書（別記様式1）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 甲が乙に要請する物資の範囲は、乙が通常取り扱う「食料品」とし調達可能なものとする。

（引渡し等）

第6条 食糧等の引渡し方法については、「災害時における物資供給依頼書」に記載または口頭等による場合はその内容によるものとし、引渡し場所において甲乙双方の関係者が立ち会い確認の上で引き渡すものとする。

2 乙は物資供給が終了すれば「災害時における物資引渡し連絡書（別記様式2）」により、その結果を甲に連絡するものとする。

（費用の負担）

第7条 この協定に基づき乙が実施した食糧等の供給に関して要した費用については、甲が負担するものとし、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 甲は、前条の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了1ヶ月前までに甲乙いずれかより変更または解除の申し入れがない場合は、1年間自動的に延長され、以後もまた同様とする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、それぞれの1通を保有する。

平成27年10月1日

記名押印〔略〕

11-1-33 災害等における不明者等の捜索に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）及び日本警察犬協会奈良県支部（以下「乙」という。）並びにSAR-DOG CWG（以下「丙」という。）は、地震、豪雨、風水害その他災害（以下、災害という。）及び高齢者等の行方不明等事案（（以下、行方不明者等事案という。）総じて、以下、災害等という。）における被災者及び行方不明者等（以下、不明者等という。）の捜索活動に関して下記の通り協定書を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、五條市内において発生した災害等に関し、不明者等を早期に発見することを目指して、災害救助犬等により行う捜索活動にあたり、甲、乙、丙が相互理解と信頼のもと協力し、不明者等の生命・身体及び財産を守るため迅速かつ的確に対応するための要請手続き、その他必要な事項を定めるものとする。

（活動内容等）

第2条 甲は、災害等における不明者等の捜索活動に関し、乙及び丙の応援が必要な場合、次の各号の基準に照らして応援要請を行う。

(1) 災害等における不明者等に関し、災害発生場所周辺の捜索活動により、被災した不明者等を早期に発見し、生命、身体の保護が必要と認められる場合

(2) 行方不明者等事案に関し、五條警察署長から五條市長に対して、行方不明者等の捜索に関する覚書（平成27年6月24日締結、以下、覚書という。）に基づく捜索の応援要請がなされ、五條警察署長との協議を経たうえで、かつ、行方不明者の届出人（家族又は行方不明者を監護する者、行方不明者の保護について責任を有する者）から原則、同意が得られている場合

2 甲は、前項の基準に基づき、乙又は丙、若しくはその両方に応援要請を行う場合は、災害救助犬等の出動に関する要請書（別記様式第1号・以下、要請書という。）により行うものとする。

3 乙及び丙は、前項に基づく要請書を受理した場合、事案の概要に即した犬種などを判断し、乙及び丙が連携して、必要な要員の派遣に向け速やかに調整を行うとともに、要請に応じた会員から、災害救助犬の出動に関する同意書（別記様式第2号・以下、同意書という）を徴収して、派遣に応じられる頭数等を、甲に対して、災害救助犬の出動に関する報告書（別記様式第3号・以下、報告書という。）に同意書を添えて報告するものとする。

そのうえで、甲は、報告書に基づいて、派遣期間、集結場所、受け入れ体制などの必要事項について、乙または丙、若しくは乙及び丙と協議して決定する。

4 甲及び乙並びに丙の現場責任者は、現場において、捜索方法や範囲等を甲の現場責任者と協議した上で、十分に連携を図りながら捜索活動を行うものとする。ただし、行方不明者等事案においては、五條警察署または五條消防署、若しくはその双方の現場責任者を交えて協議するものとする。

（業務の終了）

第3条 この協定に基づく業務の終了は、甲の現場責任者が行方不明者等事案に関して搜索活動の終了を告げたとき、または、災害救助犬などによる搜索活動の続行が不可能となったとき。
(費用負担)

第4条 乙及び丙又は乙又は丙のいずれか片方が、第2条第1項各号の規定により搜索活動等に従事した費用は、業務終了後、甲に対して当該業務に要した費用を請求できるものとする。
(補償)

第5条 この協定による乙及び丙の出動、搜索活動または訓練に伴って生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、原則、乙または丙の責任において行うものとする。
(秘密の保持等)

第6条 甲及び乙並びに丙は、搜索等により知り得た個人情報については、第三者に漏らしてはならない。

2 現場における関係者及び報道機関等への対応は、原則、甲が行うこととする。

3 行方不明者等事案における人命救助等の必要性に鑑み、甲は、五條警察署並びに五條消防署と緊密な連携を図るため、乙並びに丙が得た情報について、五條警察署並びに五條消防署に情報提供を行うこととする。

(連絡責任者)

第7条 この協定書の運用に関しては、それぞれ次の各号に掲げるものを連絡責任者とする。

(1) 甲 五條市危機統括室危機管理課長

(2) 乙 公益財団法人日本警察犬協会奈良県支部 幹事長

(3) 丙 SAR-DOG CWG 代表

(訓練の実施)

第8条 甲は、乙及び丙が、この協定書による搜索活動を円滑に行うことができるよう、訓練場を提供し、乙及び丙は、随時、訓練を実施するものとする。
(協議)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙及び丙が協議の上、決定するものとする。
(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了1ヶ月前までに甲、乙、丙いずれかより変更または解除の申し入れがない場合は、1年間自動的に延長され、以後もまた同様とする。

本協定書の締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成27年11月5日

記名押印〔略〕

11-1-34 奈良県消防広域相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、奈良県内のすべての市町村及び奈良県広域消防組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、奈良県の全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模又は特殊な災害、事故等により被害が発生した市町村等の消防力では災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- (2) 市町村等の境界付近において、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、被害の拡大防止を図るため隣接する市町村等の応援の必要がある災害

(応援要請の手続き)

第4条 応援の要請は、災害発生地の市町村等の長又は消防長（以下「被災地市町村等の長」という。）が行うものとする。ただし、災害の規模等により緊急を要し、被災地市町村等の長からの応援の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、被災地市町村等の長から応援の要請を受ける市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長又は消防長に対し、電話、ファクシミリ又は奈良県防災行政通信ネットワークにより行うものとする。

3 応援要請時は、次の事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び概要
- (3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別及び員数
- (4) 応援隊の現場への進入経路又は誘導員の配置場所
- (5) その他必要事項

4 応援要請を行った被災地市町村等の長は、その旨を奈良県消防担当課へ通報するものとする。
(応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた市町村等の長は、特別な理由がない限り、応援隊を派遣するものとし、その旨を被災市町村等の長に通報するものとする。また、応援要請に応じることができない場合にも同様とする。

2 前項に規定する応援隊は、消防組織法第9条に規定する消防機関により構成される消防隊、救助隊、救急隊、その他必要な部隊とする。

(応援の中断)

第6条 応援市町村等に応援隊を帰還させる特別の事態が生じた場合において、応援市町村等の長は、被災市町村等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、消防組織法第47条に基づき、被災地市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

(費用負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町村等において負担する経費

- ア 消防職員及び消防団員の公務災害補償に要する経費
- イ 応援職員の旅費及び出動手当
- ウ 受援市町村等への出動若しくは帰路途中において発生した第三者に対する損害賠償費
- エ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 被災地市町村等において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 消防職員及び消防団員が応援活動中に死亡又は障害の状態となった場合における賞金
- ウ 応援活動中、第三者に対する損害賠償費及び損失補償費。ただし、応援市町村等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町村等の負担とする。
- エ 化学消火薬剤等の資機材費

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

(情報提供等)

第9条 市町村等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定に基づく消防広域相互応援を迅速かつ効率的に行うために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町村等が協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成8年5月7日付で締結した奈良県消防広域相互応援協定は平成29年3月31日をもって廃止する。ただし、この協定の前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、なお従前の例による。
- 3 この協定の成立は、奈良県内の全ての市町村長及び奈良県広域消防組合管理者の同意書をもって証明する。

平成29年4月1日

記名押印〔略〕

11-1-35 災害時における緊急放送に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と社会福祉法人祥水園（以下「乙」という。）は災害時等における緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の地域に密着した緊急放送を通じて、迅速に災害等に関する情報を周知することにより、被害の軽減を図り、もって市民等の安全確保に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「災害等」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪、大規模火災、武力攻撃事態その他非常の事態をいう。
- (2) 「緊急放送」とは、前条の目的を達成するために、他の番組に優先して行う災害等に関する情報の放送をいう。

（緊急放送の実施）

第3条 緊急放送は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 甲が必要と認める情報を乙に提供し、乙が所有するFM放送において、スタジオでの緊急放送、生中継番組等で放送する。
- (2) 甲が緊急放送の必要があると判断し、その実施を乙に要請した場合は、乙は特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、速やかに準備し、緊急放送を行うものとする。
- (3) 甲は、乙に対して災害情報等の放送を要請する場合は、放送要請書（別紙様式）によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話、FAX、電子メール等によって行い、後日放送要請書をもって処理するものとする。
- (4) 甲は、緊急放送を行う場合又は緊急放送が必要と判断した場合は、事前にその旨を乙に連絡するものとする。ただし、やむを得ない場合は緊急放送終了後、速やかに甲に報告するものとする。

（緊急放送の内容）

第4条 緊急放送の内容は、次に掲げる点に留意するものとする。

- (1) 甲は、緊急放送について市民が必要とする情報を的確に反映することに努めなければならない。乙は、地域に密着したFM放送としての理念に基づき、緊急放送を行うよう努めなければならない。
- (2) 甲及び乙は、個人情報の取扱いに特に留意し、災害等に関する情報が確認済であるかを含めて、放送内容を十分に確認するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、緊急放送を円滑に実施するため、それぞれの連絡責任者を定めるものとし、連絡責任者を決定又は変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

甲及び乙の連絡先、連絡責任者

甲 五條市

電話番号 0747-22-4001

FAX 0747-25-0211

M a i l kikikanri@city.gojo.lg.jp

連絡責任者 危機管理監

乙 社会福祉法人祥水園 FM五條

電話番号 0 7 4 7 - 2 3 - 0 6 1 5

F A X 0 7 4 7 - 2 2 - 8 7 1 3

M a i l jun.saito@shousuien.or.jp

連絡責任者 放送局長

(費用の負担)

第6条 乙は甲からの要請を受け緊急放送を実施した場合の費用は無料とする。ただし、放送時間が長期間に及ぶ場合には、別途協議するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙双方から何らの意思表示がないときは、この協定の期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じたときには、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年7月3日

記名押印〔略〕

11-1-36 災害時における看板等の工作物の作成・設置及び除去に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と奈良県広告美術塗装業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項（以下「法」という。）に規定する災害が発生又は発生する恐れがある場合、甲が行う災害時に必要な看板等の工作物の作成・設置（以下「災害用看板の作成・設置」という。）及び法第64条第2項の規定に基づき、甲が行う看板等の工作物の除去（以下「危険看板の除去」という。）に関し、乙に協力を求めることについて必要な事項を定める。

（協力の要請等）

第2条 甲は災害時において、災害用看板の作成・設置及び危険看板の除去を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができる。

2 第1項において、甲は乙に対し、災害用看板の作成・設置を実施する場所、工事着手日、規模その他必要と認める事項を明らかにし、要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話又は口頭によることができる。

3 第1項において、甲は乙に対し、危険看板の除去を実施する場所、工事着手日、規模その他必要と認める事項を明らかにし、要請書（様式第2号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話又は口頭によることができる。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、速やかに、災害用看板の作成・設置及び危険看板の除去を実施する体制をとり、必要な人員を提供し、甲の指示に従い、災害用看板の作成・設置及び危険看板の除去を実施するものとする。

（協力体制）

第4条 乙は、要請を受けた場合に、災害用看板の作成・設置及び危険看板の除去を円滑に実施するため、乙の構成員の担当区域をあらかじめ定め、協力体制の整備をしておくものとする。

（完了報告）

第5条 乙は、災害用看板の作成・設置完了後は、甲に対し、速やかに活動報告書（様式第3号）により完了報告をしなければならないものとする。

2 乙は、危険看板の除去完了後は、甲に対し、速やかに活動報告書（様式第4号）により完了報告をしなければならないものとする。

（除去した危険看板の保管場所）

第6条 除去した危険看板の保管場所については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（費用の負担等）

第7条 甲の要請により、乙が災害用看板の作成・設置及び危険看板の除去に要した費用については、乙と協議の上、甲が負担する。

2 前項の費用については、災害発生時における標準工事価格とする。

（災害補償）

第8条 この協定に基づき実施した災害用看板の設置及び危険看板の除去に従事した者が、そのために負傷、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における損害は、乙の責任により処理するものとする。

(第三者に対する損害の補償)

第9条 この協定に基づき実施した災害用看板の設置及び危険看板の除去により、第三者に損害を生じさせた場合は、甲乙協議し処理、解決にあたるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定による適正な事務執行のため、甲乙それぞれに連絡責任者を置く。

2 前項の連絡責任者は、甲にあっては危機管理課長、乙にあっては奈良県広告美術塗装業協同組合副理事長とする

(訓練への参加)

第11条 乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう甲が主催する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知するまで継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年11月21日

記名押印〔略〕

11-1-37 災害発生時等における無人航空機による情報収集に関する協定書

五條市、野迫川村、十津川村(以下「協定自治体」という。)及び五條警察署並びにドローン災害救援ブルーウインド(以下「ブルーウインド」という。)は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に規定する地震、暴風、洪水その他の災害時及び行方不明等事案発生時等(以下「災害発生時等」と総称する。)において、無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 協定自治体、五條警察署及びブルーウインドは、災害発生時等において協定自治体及び五條警察署の要請に基づきブルーウインドが実施する無人航空機の運用(以下「本業務」という。)について、円滑かつ適切に実施するために本協定を締結する。

(緊急時の協力要請)

第 2 条 協定自治体及び五條警察署は、災害発生時等に情報収集等のため必要と認めるときは、ブルーウインドに対し災害発生時等の情報収集要請書(様式第 1 号)により協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、情報収集要請書によらず要請することとし、後日速やかにブルーウインドに情報収集要請書を提出するものとする。

2 協定自治体又は五條警察署が、ブルーウインドに協力を要請する場合は、協力を要請する場所を管轄する自治体と五條警察署との間において、必要事項を連絡するものとする。

(内容)

第 3 条 協定自治体又は五條警察署が、ブルーウインドに支援協力を要請する内容は以下のとおりとする。

(1) 災害発生時等の対応に必要な映像、画像等の情報収集及び協定自治体又は五條警察署への提供に関すること。

(2) 協定自治体職員及び五條警察署職員に対する無人航空機の運用に関する指導及び教養の実施に関すること。

(3) その他、協定自治体及び五條警察署並びにブルーウインドとの協議の上決定した事項。

2 ブルーウインドは、協定自治体及び五條警察署から要請を受けた場合は、必要な人員、無人航空機および資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応ずるものとする。

3 ブルーウインドは、第 2 条の要請を受けて活動するときは、関連法令を遵守するとともに協定自治体及び五條警察署の指示に従うものとする。

(報告)

第 4 条 ブルーウインドは、本業務を実施した場合、当該本業務に係る写真または動画を保存したメディアにより協定自治体又は五條警察署の定める期限までに報告を行う。

(映像等の所有権等)

第 5 条 本業務に係る映像、画像等の所有権及び著作権は、協定自治体又は五條警察署に帰属するものとする。

(費用負担)

第 6 条 本業務に要した費用は、法令その他特別に定めがあるものを除き、原則としてブルーウインドの負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、協定自治体又はブルーウインドいずれが負担すべきか判断しがたい費用については、その都度、協定自治体とブルーウインドが協議してその負担区分を定める

ものとする。

(秘密の保持)

第7条 ブルーウインドの会員が本業務の実施上知り得た、協定自治体、五條警察署及び第三者の秘密を外部に漏らしてはならない。本業務終了後もまた同様とする。

(災害の補償)

第8条 第2条の規定により本業務に従事した者が、当該業務により負傷し、又は疾病にかかり、もしくは死亡した場合におけるその者の損害は、ブルーウインドの責任により処理するものとする。

2 本業務の実施により第三者に生じた損害の補償は、協定自治体及びブルーウインドの責任において補償するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、協定自治体及び五條警察署においては各機関における防災担当課長等とし、ブルーウインドにおいては代表者とする

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定自治体、五條警察署又はブルーウインドが文書をもって協定の終了を通知するまで継続するものとする。

(変更及び解除)

第11条 協定自治体、五條警察署及びブルーウインドは、協議により本協定の全部又は一部を変更し、若しくは解除することができる。

(協議)

第12条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて協定自治体、五條警察署及びブルーウインドが協議してこれを定める。

この協定の締結を証するため、協定書を5通作成し、5者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年8月17日

記名押印〔略〕

11-1-38 災害救助物資の調達に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは、五條市内で地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、五條市災害対策本部が設置された場合、災害時に必要な物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 日用品等（トイレ関係用品を含む。）
- (2) 作業関係用品
- (3) 冷暖房機器及び電気用品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第5条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（担当者名簿の作成）

第7条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（疑義の決定）

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間の満了する1箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年6月24日

記名押印〔略〕

11-1-39 大規模災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と奈良県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、五條市域において地震等により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、五條市地域防災計画に基づき、遺体の収容・遺体の処理・遺体の火葬を円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定の期間）

第2条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し申出がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の内容で更新されるものとし、以後も同様とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、乙に対し、災害時において必要が生じた場合は、次に掲げる業務について協力を要請するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給
- (2) 遺体安置施設等の確保並びに提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他遺体の処理に必要とする業務

2 やむを得ない事情により、甲が乙と連絡がとれない場合は、甲は乙の加盟店に対し、直接協力を要請することができるものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は前条の規定により甲の要請を受けたときは、乙の加盟店と連携の上、同条各号に掲げる業務を実施するものとする。

2 乙は、本協定を実施するために、甲の求めるところにより、乙の加盟店の名簿を提出するものとする。

3 乙は甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は乙が実施した第3条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

（経費の決定）

第6条 甲が負担する経費の価格は、災害時等の直前における適正価格を基準として甲、乙が協議して決定するものとする。

(実績報告並びに経費の請求)

第7条 乙は業務が完了したときは、速やかに乙の加盟店の業務実績を集計し、その実績を甲に報告するものとする。

2 乙は、前条に基づいて決定された金額を前項の実績報告とともに甲に対して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条第2項の規定により乙から請求を受けた場合には、適正な請求書及び実績報告書を受領後30日以内に乙に経費を支払うものとする。

(支援体制の整備)

第9条 甲と乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で別に定めるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して決定するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、本協定を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の義務は本協定が解除または終了したあとも有効である。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有するものとする。

令和元年8月28日

記名押印〔略〕

11-1-40 自動販売機設置協定書

五條市（以下、甲という）と、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社（以下、乙という）及びFVジャパン株式会社（以下、丙という）とは、災害時における自動販売機内の飲料水の提供支援を目的として、乙および丙が所有する災害対応型自動販売機（以下「自動販売機」と称す。）の設置に関して、下記のとおり災害対応型自動販売機設置協定を締結する。

記

第1条（自動販売機の設置等）

1. 甲は、別表1の場所への自動販売機設置に関し契約締結をする権利を正当に有することを保証する。
2. 乙及び丙は別表1の場所に乙または丙が所有または管理する自動販売機を設置することができるものとし、甲へ事前に通知のうえで自動販売機を交換することができるものとする。
3. 前項による設置において、甲は自動販売機の賃借権、使用貸借権等の名目の如何を問わず、借用権を主張することができないことを確認する。
4. 自動販売機の設置場所を変更するときは、甲乙丙が事前に協議をしたうで行う。

第2条（設置場所への立入）

甲は乙または丙の従業員および乙または丙が指定する業者等が自動販売機への商品もしくは原材料の補充、売上金の回収、機械の保全、修理、撤去等のために設置場所へ立ち入ることを認める。

第3条（品質維持・自動販売機の保全等）

1. 乙および丙は商品の品質維持、商品・原材料の補充、売上金の回収、自動販売機の保全・修理、空容器の回収等を行う。
2. 甲は前項の保全に協力し、故障等が生じた場合は直ちに乙または丙に連絡する。

第4条（諸費用の負担）

自動販売機の設置、交換、移動、撤去は乙または丙の費用と責任にて行うものとする。なお、自動販売機の修理に要した費用は、甲の責に帰すべきものを除きすべて乙または丙が負担する。

第5条（販売価格・販売手数料）

1. 乙および丙が自動販売機により販売する商品の販売価格及び甲に支払う販売手数料は、別表2のとおりとし乙が丙の支払いを代行し、一括で支払うこととする。
2. 乙は販売手数料を甲の指定する別表3の振込口座への振込により支払うものとする。甲は乙からの振込をもって当該販売手数料の受領と認め、領収書は発行しないものとする。

第6条（譲渡の禁止）

甲、乙および丙は、本協定に係る権利、義務を相手方の書面による承諾なく、第三者に譲渡または担保に供してはならないものとする。ただし、乙丙間については本条の適用はないものとする。

第7条（相殺の予約）

1. 乙または丙が甲に債権を有する場合、乙または丙は当該債権と、乙または丙が甲に対して支払うべき販売手数料支払い債務とを、弁済期の如何にかかわらず、何時にても対当額で

相殺することができる。

2. 本協定の効力が失われた後に発生する当該債権についても、前項と同様とする。

第8条（協力内容）

1. 別表1の場所を管轄する行政区域内にて地震・水害等の災害が発生もしくは発生する恐れがある場合において、別表1の場所を管轄する行政区域に、災害対策基本法等、国または地方公共団体が定める法令に基づき災害対策本部が設置された場合、甲は乙および丙に対し次項の協力を要請できるものとする。
2. 乙および丙は甲に対し、甲から要請を受けた時点における、自動販売機の機内在庫品（以下、本商品という）に限り、無償提供するものとする。
3. 乙および丙が本条に基づき本商品を提供するにあたり、甲に対しフリーベンドキーもしくは乙または丙保有の機材（以下、本物件という）を貸与する場合、甲は本物件の預かり証を発行すると共に、本物件を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。なお、甲が本物件を紛失・破損した場合、乙または丙に対し実費を支払うものとする。

第9条（協力要請および実施）

1. 甲は、本協定に基づき本商品の提供が必要な場合、乙または丙に対し別紙救援物資提供要請書による協力要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。
2. 乙または丙は、甲から前項に定める内容にて協力要請があった場合、要請内容を確認のうえ、甲に対し本商品提供の諾否の通知を行うものとする。ただし、甲が本物件の貸与を受けながらも乙または丙に連絡が取れない場合においては、甲の判断により本商品を無償提供できるものとする。この場合、甲は、事後速やかに乙または丙に報告し、別紙救援物資提供要請書を提出するものとする。
3. 自動販売機の機内在庫状況およびライフラインの停止等協力要請時点または要請後の状況次第では、本商品の提供ができないことを、甲は承諾するものとする。
4. 災害等による通信障害や自動販売機の予期せぬ故障など、乙または丙の責に帰することのできない事由によって無償提供ができなかった場合、乙および丙は一切責任を負わない。

第10条（協定の解除）

甲、乙または丙は、相手方に次の事由が一つでも発生した場合、何らの通知・催告の手続をせず、直ちに本協定を解除することができる。その場合、乙および丙は、甲の承諾なく自動販売機を撤去することができる。

- ① 自己に対する売買代金その他の債務につき支払い義務を怠ったとき。
- ② 他から破産・民事再生・会社更生の申立てを受け、または自ら申し立てたとき。
- ③ 差押え・仮差押えの処分を受けたとき。
- ④ 手形交換所より不渡処分を受けたとき。
- ⑤ 事業を廃止し、または何ら理由を示すことなく休業または所在不明により、2週間以上連絡が取れないとき。
- ⑥ 本協定または甲乙丙協議により定めた事項に違反したとき。
- ⑦ 前各号のほか、本協定の継続が著しく困難であると合理的に認められる事態が生じたとき。

第11条（反社会的勢力との関係遮断）

1. 甲、乙および丙は、自らが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号の定める暴力団を始めとする反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議が取り纏めた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の定める反社会的勢力）ではないこと、および反社会的勢力との関係を一切遮断していること、ならびに今後も遮断することを表明し、保証する。
2. 甲または乙は、相手方に次の事由が一つでも認められる場合、何らの通知・催告の手続をせず、直ちに本協定を解除することができる。その場合、乙および丙は、甲の承諾なく自動販売機を撤去することができる。
 - ① 反社会的勢力であるとき、または反社会的勢力であったとき。
 - ② 反社会的勢力を利用するなど前項に違反したとき。
 - ③ 自らの属性にかかわらず、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号の定める行為を自らが行い、または、第三者を利用して行わせたとき。
 - ④ 相手方に対し、詐術・暴力的行為・脅迫的発言を自らが用い、または、第三者を利用して行わせたとき。
 - ⑤ 相手方に対し、業務妨害を自ら行い、または、第三者を利用して行わせたとき。
 - ⑥ その他、前各号と同視される事項が発生したとき。
3. 甲、乙または丙が前項の規定に基づき本協定を解除した場合、解除権を行使した当事者は相手方に対し、一切の損害賠償義務を負担しない。

第12条（機密情報の取扱い）

甲、乙および丙は、本協定書および本協定の履行に伴い知り得た相手方に関する情報（以下、機密情報という）を機密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく第三者へ開示または漏洩してはならず、また、本協定の目的以外で使用してはならないものとする。なお、本条の規定は、個人情報に関しては、本協定終了後も期限の定めなく存続し、その他の機密情報に関しては、本協定終了後3年間は存続する。

第13条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、2019年11月26日より2024年11月25日までの5年間とする。
なお、この期間満了の1カ月前までに、甲乙丙いずれからも、何らの申出のない場合は、本協定はさらに1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

第14条（連絡先）

1. 甲は、乙または丙に届け出た連絡先を変更した場合、または同連絡先に1週間を超えて連絡が付かない事情が発生した場合、速やかに新たな連絡先を乙または丙に届け出る義務を負う。
2. 甲が前項の義務を怠った結果、乙または丙から甲に対してなされた通知または送付された書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとする。
3. 甲が乙または丙からの連絡に対して2週間以上の期間返答をしなかった場合、乙および丙は何ら催告や通知を要しないで、直ちに本協定の全部または一部を解除することができる。

第15条（不可抗力）

地震、台風、洪水、その他の天災地変、輸送機関・通信回線等の事故、法令の変更・改廃、公権力による命令、その他不可抗力により、本協定（金銭債務を除く）の全部もしくは一部の履行遅滞または履行不能については、いずれの当事者も責任を負わないものとする。

第16条（協定外事項の協議）

本協定に定めない事項については別途協議のうえ決定する。

第17条（合意管轄）

甲、乙および丙は、本協定及び本協定に付随する契約に関し紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条（特約次項）

前条までの規定以外の本協定当事者の合意事項は、別表特約のとおりとする。

以上、本協定締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年10月28日

記名押印〔略〕

11-1-41-1 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と特別養護老人ホーム まきの苑（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該施設に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定書において「要配慮者」とは、災害発生時において高齢者、障害者その他の避難所での生活において特に配慮を要する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、社会福祉施設、医療機関等に入所し、または入院している者を除く。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に定める級別が1球、2級に該当するもの
- (2) 療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度がA1、A2と判定されているもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に定める障害程度等級が1球、2級に該当するもの
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める障害支援区分が4、5または6以上に該当する者
- (5) 介護保険法に基づく要介護認定結果が要介護3、4又は6以上に該当するもの
- (6) 65歳以上の、一人暮らし又は日中独居の高齢者
- (7) 65歳以上の高齢者のみの世帯に属するもの
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

（福祉避難所の設置の要請等）

第3条 甲は、あらかじめ指定する避難所では適切に対応することが困難な要配慮者のため、この協定書に定める施設を福祉避難所として使用するときは、乙に対しあらかじめ使用の可否を確認のうえ、「福祉避難所設置要請書（別記様式1）」により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 甲は、前項の要請を行うとき、または要請後速やかに、「要配慮者個別受け入れ要請書（別記様式2）」を提出するものとする。

3 乙は、第1項の要請に対し、可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（要配慮者の避難手段）

第4条 福祉避難所への移送は、原則として要配慮者等が自身の責任において行うものとする。ただし、緊急の場合等は、甲が要配慮者を移送することができる。

2 乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（管理運営）

第5条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、次の各号に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活

上の支援

(2) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求
(管理運営の期間)

第6条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から原則7日以内とする。
ただし、期間の延長が必要な時は、甲乙協議の上、延長することができる。

(物資の調達及び人的支援)

第7条 甲は、必要な場合に限り、福祉避難所における要配慮者にかかる福祉用具、日常生活用品、食料、医薬材料その他必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、第6条に定める期間中は、施設管理のため可能な範囲で当直者及び介護支援者を配置するものとする。

(実施報告及び経費の請求)

第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次の各号に掲げるものについて支払をするものとする。

(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

(2) 要配慮者に要する食費

(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用（領収書を添付すること。）

2 前号に係る費用については、次に掲げる書類のうち、市が必要と認めるものを添付して、「福祉避難所設置等実施報告書（別記様式3）」により請求するものとする。

(1) 福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費及び要配慮者に要する食費に関する届出（集計）（別記様式4）

(2) 介助員・宿直者勤務表（別記様式5）

(3) 食事提供表（日計）（別記様式6）

(4) その他直接支払表（別記様式7）

3 第1号各項に定めのないものについては、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は販売業者が甲へ直接行うものとする。

(協力体制)

第9条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるよう努めるものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第10条 乙は、この協定により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、またはその権利を担保にしてはならない。

(関係図書の保管)

第11条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(意見交換等)

第13条 甲及び乙は、必要に応じ、本協定の実施について意見交換を行い、適宜、協定の内容の見直しを行うものとする。

(協定締結期間)

第14条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲又は乙から書面による解約の申出がない限り、毎年自動更新されるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年11月29日

記名押印〔略〕

11-1-41-2 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と特別養護老人ホーム 祥水園（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（以下略）

11-1-41-3 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と介護老人保健施設 ルポゼまきの（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（以下略）

11-1-41-4 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と介護老人福祉施設 友喜苑（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（以下略）

11-1-41-5 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と介護老人保健施設 ローズ（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（以下略）

11-1-41-6 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と特別養護老人ホーム ハートランド五條（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（以下略）

11-1-41-7 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）とつわぶき苑（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（以下略）

11-1-41-8 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と五條学園（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（以下略）

11-1-41-9 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と仁優園（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（以下略）

11-1-42 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と株式会社キナン（以下「乙」という。）は、五條市内において風水害、地震等により大規模災害が発生した際（以下「災害時」という。）における避難所の開設や災害復旧等に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタル協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における避難所の開設及び復旧業務等を実施するにあたり必要な資機材を迅速かつ円滑に提供するために必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時において、資機材を必要とする時は、乙に対し、乙の保有する又は、調達できる資機材について優先的な提供を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた時は、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材を甲に優先的に提供するものとする。

（資機材の種類）

第3条 甲が、乙に要請する資機材は、次に掲げるものとする。

（1）別表で掲げる資機材

（2）その他乙の調達できる範囲内で甲が指定する資機材

（要請手続き）

第4条 第2条の規定による要請は、別に定める様式にて行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等をもって要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

（資機材の引渡し）

第5条 資機材の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる

（報告）

第6条 乙は、レンタル協力を実施したときには、別に定める様式にて、甲に対して次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

（1）資機材の種別及び数量、運搬先

（2）その他必要な事項

（費用の負担）

第7条 甲が乙よりレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。ただし、レンタルした資機材の対価については、納入日より一週間は無償提供するものとする。

2 前項に規定する費用は、前条の規定による報告書に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（費用の支払い）

第8条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。
ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づいて乙の業務に従事した者が本業務において負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(損害の負担)

第10条 資機材のレンタル協力について損害が生じたときには、その損害の責について甲、乙が協議して定める。

(情報交換及び連絡体制)

第11条 甲と乙は、平常時から資機材のレンタル等についての情報交換を行うとともに、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。
ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙のいずれかが文書をもって協定終了等何らかの意思表示をしない限り、この協定は、有効期限が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協定の解除)

第13条 協定の有効期間内であっても、やむを得ない事情がある時は、甲乙協議のうえ、解除することができる。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年8月18日

記名押印〔略〕

11-1-43 災害に係る情報発信等に関する協定書

五條市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、五條市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、五條市が五條市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ五條市の行政機能の低下を軽減させるため、五條市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、五條市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、五條市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、五條市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 五條市が、五條市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 五條市が、五條市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 五條市が、災害発生時の五條市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 五條市が、五條市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 五條市が、五條市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 五條市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、五條市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく五條市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、五條市から提供を受ける情報について、五條市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、五條市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両方で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、五條市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、五條市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2021年2月4日

記名押印〔略〕

11-1-44 災害時相互応援に関する協定書

大阪府泉佐野市と奈良県五條市とは、大規模な災害時における災害応急対策及び災害復旧に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、いずれかの市域において、大規模な災害が発生し、応援を要請する市（以下「要請市」という。）が独自で十分な応急対策ができない場合において、一方の市（以下「応援市」という。）が要請市の要請を受けて実施する災害時相互応援業務を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 要請市の長は、次に掲げる事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して電話又は無線等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、業務内容及び人数
- (5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施等)

第4条 応援市の長は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

2 応援市の長は、前条の要請に応じることができない場合には、その旨を速やかに要請市の長に通報するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

- 2 要請市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市から要請があった場合には、応援市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度両市が協議して定める

ものとする。

(災害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市が地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 災害が発生し、要請市との連絡がとれない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、第5条の規定を準用する。

ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

(連絡担当部局)

第8条 両市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度、両市が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、令和3年3月29日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、協定市双方署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年3月29日

記名押印〔略〕

11-1-45 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

五條市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において甲乙協力の下、避難者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 覚書に規定する「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法第223号）に定める災害をいう。

- 2 本契約に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書にもとづき、災害発生時に速やかに利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（端子盤、配管、電話機等）を整備し、乙が設置する電話回線（屋内配線、モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に速やかに利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

- 2 電話回線が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置一覧（五條市）」（別紙1）を作成し甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「情報管理責任者（変更）通知書」（別紙2）をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙3に定める接続試験を実施することに努めるものとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、避難者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙で連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し開始した場所の連絡を行うこととする。

（特設公衆電話の利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、後日、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（設置場所の公開）

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

（目的外利用の禁止）

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負

担するものとする。

(協議事項)

第14条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

令和3年12月8日

記名押印〔略〕

11-1-46 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

五條市(以下「甲」という)と佐川急便株式会社(以下「乙」という)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、五條市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び輸送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる五條市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、五條市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入れ及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、前条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。

ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、物資の輸送などに乙の支援が必要な事項

2 甲は、支援物資の受入れ及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資受入れ及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする

ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入れ及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入れ及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。

ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任先)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は文書により相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定は、定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年4月21日

記名押印〔略〕

11-1-47 災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と株式会社メルカート（以下「乙」という。）は、災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、五條市域において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し、協力を求める際の手続き等を定めることを目的とする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において甲だけでは応急対策を実施することが困難な場合、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1）甲が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- （2）避難所開設が困難な地域におけるキッチンカー等による炊き出しの実施
- （3）乙が調達可能な物資の供給
- （4）甲が提供する食材の調理
- （5）その他甲が指定する支援

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、別に定める協力要請書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請に伴う措置）

第5条 甲から第3条による協力の要請があった場合は、乙は速やかに業務の実施可能性について検討し、可能な限りの協力を行うものとする。

2 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合は、厚生労働省が定める特定原材料及び特定原材料に準じるものについて、表示又は利用者に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、この協定に基づき協力を行ったときは、甲に対し別に定める様式により実施報告を行うものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が提供した労務及び原材料等に要した費用の対価は、原則として、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議の上決定し、甲が負担するものとする。

2 乙が行った移動に係る費用は、乙による通常業務での移動と同様とみなし、乙が負担するも

のとする。ただし、移動が広範に渡る場合等、通常業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲と乙が協議の上、負担額を調整するものとする。

(連絡体制の整備)

第8条 甲と乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、相互に確認するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(暴力団排除)

第10条 乙が第5条第1項の規定により協力を行う場合において、協力の実施に関わる個人又は団体が五條市暴力団排除条例（平成24年五條市条例第7号）第2条第1号から第3号のいずれかに該当または該当のおそれがあることが判明した場合には、この協定を終了する。

2 前項によりこの協定が終了したときは、甲は協定終了により乙に生じた一切の損害について、賠償責任を負わないものとする。

(有効期間等)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、前条第1項に該当する場合を除き、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙のいずれかが文書をもって協定終了等何らかの意思表示をしない限り、この協定は、有効期限が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和4年6月20日

記名押印〔略〕

11-1-48 大規模災害時における道路啓開や停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する覚書

五條市（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、道路啓開や停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、道路啓開や停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等を実施するため、甲と乙が協力して円滑に作業に当たれるよう、甲乙間における基本的事項を定め、もって、道路啓開や停電の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本覚書は、甲が管理する道路において、次の場合に適用する。

- （1） 道路の啓開を行う際に乙の電気設備が支障となる場合。
- （2） 乙の電力設備や停電の復旧を行う際に道路の啓開が必要な場合。

（実施区間）

第3条 実施区間は、甲が管理する市道、林道、法定外公共物（里道、水路）、河川（以下「道路等」という。）を対象とする。

（連携内容）

第4条 甲及び乙は、孤立集落の解消に資する道路等、緊急輸送道路及び重要な電気設備復旧に資する等の優先的に通行を確保すべき道路等の応急対策を優先して行うものとする。

- 2 甲は、乙の現場着手が遅れ、優先的に啓開すべき道路等の通行に支障を来すと判断した時は、乙による安全確認を実施した上で、乙に代わり通行の支障となる電気設備等の除去を実施することができる。
- 3 前項の乙による安全確認を実施するため、甲は乙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することとし、当該要請後乙は直ちに技術員を派遣し電氣的安全措置等を実施することとする。
- 4 乙は、電気設備等の復旧にあたり、甲が管理する道路等において、障害物の除去が必要となった場合は、甲に対して当該作業の実施を要請することができる。
- 5 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、自己の緊急の業務に支障のない範囲において、除去作業を実施するものとする。ただし、除去作業を甲自ら実施することが困難である場合は、乙に対し、事前協議の上、当該作業の実施を書面で依頼することができる。
- 6 前項ただし書において、緊急を要するとき、乙に対する依頼を口頭又は電話等で行うことができる。ただし、除去作業の実施後、遅滞なく前項に基づき依頼手続きを行うものとする。
- 7 災害等の状況により、軽微で費用負担を求める必要のない障害物除去の必要が生じた場合は、

乙は甲の協力依頼を待たず除去作業を実施することができる。

(協力体制)

第5条 前条第5項ただし書及び第6項の依頼に対して乙は、乙の業務に支障のない限りにおいて、速やかに除去作業を実施するものとする。

(障害物等の保管)

第6条 乙は、除去作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従うものとする。

(完了報告)

第7条 乙は、除去作業が完了した場合は、速やかに履行した措置の内容を報告書により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第8条 本覚書に基づき、実施した除去に要した費用のうち、本来甲又は乙が行うべき障害物の除去に係る費用は、甲乙協議のうえ、相手方に請求する。請求された方は負担するものとし、その費用の額、支払い方法等については、甲乙が別に協議するものとする。

(損失補償)

第9条 甲及び乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、それぞれの責任において処理解決に当たるものとする。

2 除去作業の実施に起因する障害物等の所有者等との紛争について明らかに実施者の責めに帰するもの以外は、甲乙協議の上、解決に当たるものとする。

(連絡体制の確保)

第10条 甲及び乙は、災害時に迅速かつ適切に連絡体制を確保できるよう、平素から連絡窓口の情報共有を図るものとする。

2 甲及び乙は、災害時の各種通信手段途絶に備え、非常時の通信手段確保について協力を行うものとする。

(その他)

第11条 本覚書に定めのない事項、又は本覚書に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

(期間及び解約)

第12条 本覚書の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかから書面による特段の申し出がない場合は、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲及び乙のいずれか一方が、本覚書の解約を申し出る場合は、解約予定日の1ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することで、本覚書の解約ができるものとする。

この覚書の締結を証するため、本通2通を作成し、甲乙は記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年1月6日

記名押印〔略〕

11-1-49 災害時における段ボールベッドの供給に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と株式会社高木包装（以下「乙」という。）は、災害時における段ボールベッドの供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が行う避難所等における感染症対策を踏まえた生活環境の整備を支援するため、避難者等の負担軽減に資するための段ボールベッドの供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、必要があると認めるときは、乙に対して、段ボールベッドの供給を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するとともに、甲に対して優先的に段ボールベッドを供給するよう努めるものとする。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、原則として段ボールベッド供給要請書兼供給完了書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後、速やかに段ボールベッド供給要請書兼供給完了書を提出するものとする。

（段ボールベッドの運搬）

第5条 第2条の要請に対する段ボールベッドの運搬は、原則として乙が行うものとする。

（段ボールベッドの引渡し）

第6条 段ボールベッドの引渡し方法については、段ボールベッド供給要請書兼供給完了書の記載内容、第4条ただし書の場合にあっては、口頭、電話等の内容によるものとし、引渡場所において甲乙双方の関係者が立ち会い、確認の上で引き渡すものとする。

（段ボールベッドの回収）

第7条 乙は、供給した段ボールベッドについて、甲の使用が終了し、甲から回収の依頼があった場合、できる限り段ボールベッドの回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

（費用負担）

第8条 この協定に基づき乙が実施した段ボールベッドの供給に関して要した費用については、甲が負担するものとし、当該負担の額は、災害時等の発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、供給後速やかに決定するものとする。

（費用の支払い）

第9条 甲は、乙から前条に規定する費用の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに当該請求額を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制についての情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第 12 条 この協定は、協定締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、双方署名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 5 年 1 月 1 6 日

記名押印〔略〕

11-1-50 災害時の法律相談等に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と奈良弁護士会（以下「乙」という。）とは、被災者を対象とした法律相談等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、五條市で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びこれに類する大規模な被害が発生した場合において、五條市内の被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地の円滑な復旧復興を実現するために実施する法律相談等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項の実施のために連携協力する。

- （1）被災者に対する弁護士による法律相談（無料相談を含む。）
- （2）被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- （3）前2号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

（連絡責任者）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、連絡責任者届（別記第1号様式）により相互に通知するものとする。なお、変更があった場合には、直ちに相手方に報告する。

（法律相談等の要請）

第4条 甲は、乙による法律相談等（第2条各号に規定する事項をいう。以下同じ。）が必要になったときは、要請書（別記第2号様式）により、法律相談等の実施を乙に対し要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は乙に口頭、電話等により要請し、後日、速やかに書面を提出するものとする。

（法律相談等の完了報告）

第5条 第2条の事項を実施した場合、乙は完了報告書（別記第3号様式）により甲が指定する日までに報告するものとする。

（事前準備）

第6条 甲及び乙は、本協定が想定する事態に備え、常時情報交換や相談窓口の連絡先等の提供に努め、連携協力するものとする。

2 前項の目的を達するため、甲及び乙は、必要に応じて、意見交換会を行うものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲及び乙は、法律相談等に関して、活動上知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。なお、この協定の終了後も同様とする。

（期間）

第8条 本協定は、本協定締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が書面をもって本協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第9条 本協定に関し必要な事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

2 本協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 5年 3月30日

記名押印〔略〕

11-1-51災害時における無人航空機を活用した物資の輸送等に関する協定書

五條市（以下「甲」という。）と株式会社西田電気設備（以下「乙」という。）は、災害時における無人航空機を活用した物資の輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、豪雪その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て、乙の無人航空機を活用して行う物資の輸送等を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において次に掲げる事項について乙に協力を要請する必要があるときは、様式第1号により協力要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により協力要請し、事後に書面を提出するものとする。

（1）孤立集落等への物資の輸送

（2）その他乙の協力を必要とする事項

2 協力の要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）災害の発生場所及び状況

（2）要請内容

（3）活動期間

（4）活動場所

（5）その他必要な事項

（実施）

第3条 乙は、甲からの協力要請に対する実施の可否について、速やかに甲に電話等にて連絡するものとする。

2 乙が協力要請を受けたときは、物資の輸送等に関して甲と協議したうえで実施するものとする。

（安全の確保等）

第4条 甲は、要請を受けて協力する乙に対し、安全の確保に十分配慮するものとする。

なお、甲又は乙が必要と認める場合は、甲は乙の現場活動に同行することができる。

（映像等の使用）

第5条 乙は、撮影に伴う映像等を本協定の目的以外に使用してはならない。

（業務の完了）

第6条 乙は、協力要請による業務が完了した場合、実施した業務内容及び実績について、様式第2号により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条第1項に基づく要請により、乙が行う物資の輸送等に要した費用（人件費）は、甲の負担とする。

（損害の負担等）

第8条 乙は、無人航空機が破損、紛失する等、物資の輸送等で損害を被った場合でも、甲に対しその賠償を求めない。

2 乙は、物資の輸送等で乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その賠償を行い、責任をもって解決に当たるものとする。

3 乙は、第1項の損害を補填し、又は前項の損害賠償を確実に実施するため、物資の輸送等に当たっては、必要な保険に加入している無人航空機を使用するものとする。

(訓練等への参加)

第9条 乙は、この協定による物資の輸送等が円滑に行われるように、甲が行う訓練等へ積極的に参加するものとする。その際に必要となる航空法における許可申請等は、乙が手続きを行うものとする。

2 訓練等に参加する際に発生する費用は、乙の負担とする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、平時及び緊急時における連絡先を明らかにし、相互に確認するものとする。また、変更があった場合には速やかに連絡することとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、物資の輸送等において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。協定の終了後も、同様とする。

(法令等の順守)

第12条 乙は、物資の輸送等において、航空法、電波法その他の関係法令等を順守するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

(協定の効力)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年8月31日

記名押印(略)

11-2 その他の協定

11-2-1 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

国土交通省国土地理院と奈良県五條市は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(以下略)

令和2年7月3日

記名押印〔略〕

11-2-2 五條市と大塚製薬(株)との健康づくりに関する包括連携協定書

五條市と大塚製薬(株)とは、相互に連携及び協力して、五條市民の健康維持・増進、安全・安心の確保に取り組み、もって市民のサービスの向上と健康的な生活の実現を目指すため、以下の通り協定を締結する。

(以下略)

令和3年1月19日

記名押印（略）

12 関係規程等

12-1 災害救助法による救助の程度と期間

奈良県災害救助法施行細則 令和5年7月14日

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間	備 考		
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。				災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は、別途計上		
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たりは地域の実情世帯に構成等に応じて設定する。 2 限度額1戸当たり 6,775,000円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる)				1 建設型応急住宅 災害発生の日から20日以内着工 2 賃貸型応急仮設住宅 災害発生の日から速やかに借り上げ	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,530,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高 2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。		
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,230円以内				災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1／3日)		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費				災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること	
				1人世帯	2人世帯				
		全壊	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
		全壊	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
		半壊	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬 剤、治療材料、医療器具 破損等の実費 2 病院又は診療所…国民 健康保険診療報酬の額以 内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日か ら14日以内	患者等の移送費は、別途 計上
助 産	災害発生の日以前又 は以後7日以内に分 娩した者であって災 害のため助産の途を 失った者(出産のみ ならず、死産及び流 産を含み現に助産を 要する状態にある 者)	1 救護班等による場合 は、使用した衛生材料等 の実費 2 助産師による場合は、 慣行料金の100分の80以 内の額	分娩した日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途 計上
被 災 者 の 救 出	1 現に生命、身体 が危険な状態にあ る者 2 生死不明な状態 にある者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日か ら3日以内	1 期間内に生死が明ら かにならない場合は、 以後「死体の搜索」と して取り扱う。 2 輸送費、人件費は、 別途計上
被 災 し た 住 宅 の 応 急 修 理 (被 害 拡 大 防 止 の た め の 緊 急 の 修 理)	1 住家が半壊(焼) 若しくはこれに準 ずる程度の損傷の ある者 2 雨水の進入等を 放置すれば被害が 拡大する者	住家の緊急修理のための費 用 (合成樹脂シート、ロープ、土のう 等) 1世帯 5万円以内	災害発生の日か ら10日以内	
被 災 し た 住 宅 の 応 急 修 理 (日 常 生 活 に 必 要 な 最 小 限 度 の 修 理)	1 住宅が半壊(焼) し、自らの資力に より応急修理をす ることができない 者 2 大規模な補修を 行わなければ居住 することが困難で ある程度に住家が 半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部 分(1世帯当たり) 1 半壊(焼)に準ずる程 度の損壊 706,000円以内 2 1に掲げる世帯以外 343,000円以内	災害発生の日か ら3か月以内 (緊急災害対策 本部設置時は6 か月以内)	
学 用 品 の 給 与	住家の全壊(焼)、流 失、半壊(焼)又は床 上浸水により学用品 を喪失又はき損し、 就学上支障のある小 学校児童、中学校生 徒及び高等学校等生 徒	1 教科書及び教科書以外 の教材で教育委員会に届 出又はその承認を受けて 使用している教材、又は 正規の授業で使用してい る教材実費 2 文房具及び通学用品 は、1人当たり次の金額 以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日か ら (教科書) 1か月以内 (文房具及び通 学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は 個々の実情に応じて支 給する。
埋 葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に 埋葬を実施する者に 支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日か ら10日以内	災害発生の日以前に死亡 した者であっても対象と なる。

死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡したものと推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	洗浄、消毒等 1 体当たり3,500円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり5,500円以内 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	
輸 送 費 及 び 賃 金 職 員 等 雇 上 費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	【1人1日当たり】 医師 22,200円以内 歯科医師 21,300円以内 薬剤師 18,400円以内 保健師、助産師、看護師 17,300円以内 准看護師 14,200円以内 診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士 15,300円以内 歯科衛生士 14,900円以内 救急救命士 17,700円以内 土木技術、建築技術者 16,600円以内 大工 27,600円以内 左官 29,500円以内 とび職 29,900円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

12-2 小災害救助内規

(目的)

第1条 この内規は、災害救助法の適用基準に達しないが、これに準ずる災害（以下「小災害」という。）により住家又は家財を滅失し、或いは住家又は家財に甚大な被害を受けた世帯に対して迅速適切な応急救助を行なうことを目的とする。

(小災害の範囲)

第2条 応急救助を行なう小災害の範囲は、火災、震災、土砂の埋没又は風水害により、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水等により被害を受けた世帯数が20世帯以上に達したとき。

(用語の意義)

第3条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用しているもの。
- (2) 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位
- (3) 「全壊（焼）」及び「流失」とは、住家の延床面積が7割以上の崩壊、焼失又は流失したもの（換算率1世帯）
- (4) 「半壊（焼）」とは、住家の延床面積が2割以上崩壊又は焼失し、その残存部分に補修を加えることによって再び住家として使用できるもの（換算率1／2世帯）
- (5) 「床上浸水」とは、その住家の床上浸水になったもの（換算率1／3世帯）

(救助の程度)

第4条 市長は、この内規の適用を決定したときは、速やかに県知事に対し県における「小災害に対する救助内規」の適用を申請し、次の各号の救助を行なう。

- (1) 県における「小災害に対する救助内規」に基づいて支給される衣服寝具等の救助物資を配分。
- (2) 食品の給与と飲料水の供給
- (3) 避難所の設置
- (4) り災者の救助及び救護

(救助の業務分担)

第5条 第2条の規定による小災害の救助については、五條市地域防災計画第3章第1節組織計画に基づいて実施するものとする。

第6条 その他この内規に定めるもののほか、必要が生じたときは、市長の指示により行なうものとする。

附 則

この内規は、昭和51年9月7日から施行する。

12-3 五條市防災会議条例 (昭和37年10月11日 条例第13号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項及び水防法(昭和24年法律第193号)第33条の規定に基づき、五條市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 五條市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 五條市水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 奈良県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 奈良県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 奈良県広域消防組合の職員のうちから市長が任命する者及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから、市長が任命する者
- (8) 市長が特に必要と定める者

6 委員の任期は2年とする。

7 補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。職にあつてその委員となつた者の任期は、その職にある期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、奈良県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年条例第10号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第2号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年9月25日から施行する。

（五條市水防協議会条例の廃止）

- 2 五條市水防協議会条例（昭和55年12月五條市条例第38号）は、廃止する。

（西吉野村及び大塔村の編入に伴う経過措置）

- 3 西吉野村及び大塔村の編入の際、現に五條市水防協議会委員に任命されている者は、この条例の規定により五條市防災会議委員（以下「防災会議委員」という。）に任命されたものとする。

- 4 この改正条例により、新たに防災会議委員に任命された委員の任期は、条例第3条第7項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則（平成24年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第26号）抄

この条例は、奈良県広域消防組合の設立の日から施行する。

附 則（令和2年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

12-4 五條市防災会議運営規程 (昭和38年9月3日) 規程第3号

(趣旨)

第1条 五條市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び水防法（昭和24年法律第193号）並びに五條市防災会議条例（昭和37年10月五條市条例第13号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(委員の構成)

第1条の2 条例第3条第5項に規定する防災会議委員の構成は、別表のとおりとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集する。

2 前項の招集は、会議の日時、場所及び議題を記載し、通知しなければならない。

(議事)

第3条 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議録)

第4条 会長は会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

(代理者)

第5条 委員は、やむを得ない事項により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の場合において、委員はあらかじめ代理者を指名し、会長に届け出ておかなければならない。

(副会長)

第6条 防災会議に副会長を置き、副市長の職にある者をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専決)

第7条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについては、専決することができる。

- (1) 災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合における災害応急対策及び災害復旧に関し関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関の長に対し資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 防災会議の庶務は、危機統括室危機管理課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和38年6月1日から適用する。

附 則（昭和40年規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年規程第11号）

この規程は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則（平成5年規程第6号）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第12号）

この規程は、公布の日から施行し、平成17年9月25日から適用する。

附 則（平成18年規程第7号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規程第10号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第12号）

この規程は、告示の日から施行し、平成23年4月14日から適用する。

附 則（平成24年規程第4号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第8号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第7号）

この規程は、令和2年12月18日から施行する。

附 則（令和4年規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規程第25号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年規程第7号）

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

別表(第1条の2関係)

防災会議委員の構成表

号	委員の資格	委員の 定数	構成者(職名)
	条例第3条第2項に規定する会長		五條市長
1	条例第3条第5項第1号に規定する委員(1号委員)	5人	農林水産省近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所長 国土交通省近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所防災情報課長 国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所五條出張所長 国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所橿原維持出張所長 奈良地方気象台次長
2	条例第3条第5項第2号に規定する委員(2号委員)	2人	奈良県五條土木事務所長 奈良県吉野保健所長
3	条例第3条第5項第3号に規定する委員(3号委員)	1人	五條警察署長
4	条例第3条第5項第4号に規定する委員(4号委員)	15人	五條市副市長(副会長) 五條市理事 五條市技監 五條市市長公室長 五條市総務部長 五條市危機管理監 五條市すこやか市民部長 五條市あんしん福祉部長 五條市産業環境部長 五條市都市整備部長 五條市教育委員会教育部長 五條市議会事務局長 五條市水道局長 五條市西吉野支所長 五條市大塔支所長
5	条例第3条第5項第5号に規定する委員(5号委員)	1人	五條市教育委員会教育長
6	条例第3条第5項第6号に規定する委員(6号委員)	2人	奈良県広域消防組合五條消防署長 五條市消防団長
7	条例第3条第5項第7号に規定する委員(7号委員)	6人	西日本旅客鉄道株式会社高田駅和歌山線線区長 西日本電信電話株式会社奈良支店設備部長 関西電力送配電株式会社奈良本部高田配電営業所長

			奈良交通株式会社葛城営業所長 五条ガス株式会社代表取締役 電源開発株式会社西日本支店紀和事務所長
8	条例第3条第5項第8号に 規定する委員(8号委員)	9人	五條市議会議長 五條市医師会長 日赤奈良県支部五條市赤十字奉仕団委員長 五條市地区婦人会連絡協議会長 五條市自治連合会長 五條市防災協会長 南和広域医療企業団五條病院長 陸上自衛隊第7施設群第381施設中隊長 F M五條理事長

12-5 五條市災害対策本部条例 (昭和37年10月11日) (条 例 第 14 号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、五條市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

13 災害時の広報文例

広報上の注意事項

- 1 地震発生直後には、情報の空白時間帯をつくらないう、防災行政無線、広報車、職員巡回、広報紙等あらゆる手段を用いて、住民に正確な情報を早く提供する。
- 2 地震発生直後には、広報項目が多いため、状況に応じ情報が具体的になるよう心掛けるとともに、必要な事項を取捨選択し、何回かに分けてくりかえし情報を提供する。
- 3 広報の頭には必ず「こちらは五條市災害対策本部です。」により放送を開始し、最後は、「以上、五條市災害対策本部です。」で終わる。
- 4 広報は、3回繰り返すことをもって1セットとする。

文例 1－1 地震発生後 2 時間以内の場合

◎ こちらは五條市です。五條市では、先程の地震により、災害対策本部が設置され、応急対策に取り組むことになりましたので、お知らせします。

《応急対策広報》

- こちらは五條市災害対策本部です。皆さんケガはありませんでしたか。
 - ・ 倒壊した建物等の下敷きになっている人があれば、ご近所の方と協力して救出をお願いします。
 - ・ ケガをされた方はおられませんか。もしも、ケガをされた方があれば〇〇病院、〇〇医院で応急処置を行っておりますので、治療を受けてください。

以上、五條市対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

《地震情報》

- こちらは五條市災害対策本部です。地震情報をお知らせします。
 - ・ 先程の地震は「震度〇」と発表されました。
 - ・ 余震は、まだ続いております。十分に注意して下さい。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

《一般広報》

- こちらは五條市災害対策本部です。地震時の注意事項についてお知らせします。
 - ・ 余震により倒壊のおそれのある建物には、立ち入らないようにしてください。
 - ・ ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいてください。
 - ・ 建物のまわりはガラスや壁、看板などが落ちてくる危険があります。注意してください。
 - ・ 倒れた建物の側や狭い路地を通るときは屋根瓦やブロック塀に注意し、なるべく道路の中央を歩いてください。
 - ・ 垂れ下がった電線は危険です。絶対に触れないようにしてください。

- ・ 避難する場合や、やむをえず外出される場合には、行き先が分かるよう、玄関先に連絡場所等が分かるメモを貼っておいてください。
- ・ 地震で一番怖いのは火事です。消し忘れた火がないか、落ち着いてまわりを点検してください。
- ・ ガス漏れがないか確認してください。もしも、ガスが漏れているようであれば、爆発のおそれがありますので、ライターやろうそくは使用しないでください。また、電気のスイッチにも手を触れないようにしてください。
- ・ 緊急電話がつながりにくくなっています。緊急でない電話はしばらく我慢をしてください。
- ・ 地震により受話器が外れたままになっていませんか。今一度お確かめください。
- ・ 水道水が使えるようであれば、水はできるだけ確保しておいてください。
- ・ 水洗トイレのタンク内の水も飲み水や料理に使用することができます。流さないようにしてください。
- ・ ご近所のお年寄りだけの家庭や、子供さんだけ残っておられる家はありませんか。もしも、そのような家庭があれば、安全確認をしてあげてください。
- ・ テレビやラジオをつけて、正確な情報を得てください。
- ・ 出所のわからない情報（デマ）には耳を貸さないようにしてください。また、他人にも伝えないでください。
- ・ 被災現場の見物は消防活動などの支障となりますので、行かないようにしてください。
- ・ 車の使用は救急活動などの支障となりますので、使用しないでください。
- ・ 車を放置される場合は、道路の左側に寄せて、鍵はつけたままにしておいてください。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

文例 1－2 地震発生後 2 時間～ 6 時間の場合

《応急対策広報》

- こちらは五條市災害対策本部です。地震関連情報をお知らせします。
- ・ ケガ人はいないか、確認をしてください。もしも、ケガをされた方があれば〇〇病院、〇〇医院、〇〇救護所で応急処置を行っておりますので、治療を受けてください。
- ・ これまでに分かった五條市の被害は、亡くなった方が〇〇人、重傷の方が〇〇人です。
- ・ 五條市の家屋の被害状況は、全壊が〇〇棟、半壊が〇〇棟です。
- ・ 今回の地震で被害が集中している地域は〇〇です。
- ・ 現在、市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。復旧は〇〇ごろになる予定です。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

《地震情報》

- こちらは五條市災害対策本部です。地震情報をお知らせします。

- ・ 現在のところ地震はおさまっていますが、余震があるかもしれません。十分に注意をしてください。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

《一般広報》

- こちらは五條市災害対策本部です。地震時の注意事項についてお知らせします。
- ・ 小さいお子さんがおられる家庭では、できるだけ一緒にいて、元気づけてあげてください。
- ・ ご近所の方々は全員無事でしたか。もしも、顔の見えない方がおられましたら無事であったか、確認をお願いします。
- ・ ご近所のお年寄りだけの家庭や、子供さんだけ残っておられる家はありませんか。もしも、そのような家庭があれば、安全確認をしてあげてください。
- ・ ご近所の方々に助けを必要とする人がおられたら、手伝ってあげてください。
- ・ 水は無駄に使用しないでください。
- ・ 緊急電話がつながりにくくなっています。緊急電話以外は今しばらく使用しないでください。
- ・ 車の使用は救急活動などの支障となりますので、使用しないでください。
- ・ 被災現場の見物は消防活動などの支障となりますので、行かないようにしてください。
- ・ テレビやラジオをつけて、正確な情報を得て下さい。
- ・ 出所のわからない情報（デマ）には耳を貸さないようにしてください。また、他の人にも伝えないでください。
- ・ ガス漏れがないか、確認をしてください。もしも、ガスが漏れているようであれば爆発のおそれがありますので、ライターやろうそくは使用しないでください。また、電気のスイッチにも手を触れないようにしてください。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

文例 1－3 地震発生後 6 時間以降の場合

《応急対策広報》

- こちらは五條市災害対策本部です。地震関連情報をお知らせします。
- ・ ○○地区では、○○○○が避難所として開設されました。避難をする人はこの施設を利用してください。
- ・ これまでに分かった五條市の被害は、亡くなった方が○○人、重傷の方が○○人です。
- ・ 五條市の家屋の被害状況は、全壊が○○棟、半壊が○○棟です。
- ・ 今回の地震で被害が集中している地域は○○です。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

《地震情報》

- こちらは五條市災害対策本部です。地震情報をお知らせします。
- ・ 現在のところ地震はおさまっていますが、余震があるかもしれません。十分に注意をしてください。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

《一般広報》

- こちらは五條市災害対策本部です。地震時の注意事項についてお知らせします。
- ・ 小さいお子さんがおられる家庭では、できるだけ一緒にいて、元気づけてあげてください。
- ・ ご近所の方々は全員無事でしたか。もしも、顔の見えない方がおられましたら、無事であったか確認をお願いします。
- ・ ご近所のお年寄りだけの家庭や、子供さんだけ残っておられる家はありませんか。もしも、そのような家庭があれば、安全確認をしてあげてください。
- ・ ご近所の方々に助けを必要とする人があれば、手伝ってあげてください。
- ・ 水は無駄に使用しないでください。
- ・ 緊急電話がつながりにくくなっています。緊急電話以外は今しばらく使用しないでください。
- ・ 車の使用は救急活動などの支障となりますので、使用しないでください。
- ・ 被災現場の見物は消防活動などの支障となりますので、行かないようにしてください。
- ・ テレビやラジオをつけて、正確な情報を得てください。
- ・ 出所のわからない情報（デマ）には耳を貸さないようにしてください。また、他の人にも伝えないでください。
- ・ ガス漏れがないか、確認をしてください。もしも、ガスが漏れているようであれば爆発のおそれがありますので、ライターやろうそくは使用しないでください。また、電気のスイッチにも手を触れないようにしてください。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

文例２ 火災地区市民への高齢者等避難、避難指示の伝達

《高齢者等避難》

- 緊急放送。緊急放送。こちらは五條市災害対策本部です。火災情報をお知らせします。
- ・ ○○町○○番地周辺で火災が発生しました。
- ・ 火災は○○方向に燃え広がっていますので、避難の準備をしてください。
(○○地区の火災は、○○方向へ燃え広がる危険があります。)
- ・ 飛び火には十分注意をしてください。
- ・ お年寄りや子供さんなどは、安全な○○○○へ早めに避難して下さい。
- ・ 火の使用をやめ、火の元を確認してください。

- ・ 避難する際の荷物は、肩にかけられる程度の最小限にとどめ、両手はあけておきましょう。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

《避難指示》

- 緊急放送。緊急放送。こちらは五條市災害対策本部です。
 - ・ 避難指示が出されました。〇〇地域の方は全員避難してください。
 - ・ 現在〇〇方面へ燃え広がっております。〇〇方面の方は避難してください。
 - ・ 火災はさらに広がるもようです。〇〇〇〇へ早めに避難してください。

なお、現場の警察官や市職員・消防職員・消防団員などの指示に従い、落ち着いて避難してください。以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・
(住民の避難が完了するまで繰り返すこと)

文例 3 がけ崩れ危険地区市民への高齢者等避難、避難指示の伝達

《避難指示》

- 緊急放送。緊急放送。こちらは五條市災害対策本部です。がけ崩れに関する情報をお知らせします。
 - ・ 〇〇地区は、がけ崩れのため危険となり、避難指示が出されました。〇〇地域の方は全員避難してください。
 - ・ 避難指示が出されました。〇〇（小学校、中学校、地区公民館）へ避難してください。

なお、現場の警察官や市職員・消防職員・消防団員などの指示に従い、落ち着いて避難してください。以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・
(住民の避難が完了するまで繰り返すこと)

文例 4 水災地区市民への高齢者等避難、避難指示の伝達

《高齢者等避難》

- こちらは五條市災害対策本部です。水害に関する情報をお知らせします。
 - ・ 堤防の決壊によって、〇〇町付近は危険な状態になってきております。避難の準備をしてください。
 - ・ お年寄りや子供さんなどは、安全な〇〇（小学校、中学校、地区公民館）へ早めに避難してください。
 - ・ 避難する際の荷物は、肩に掛けられる程度の最小限にとどめ、両手は空けておきましょう。
 - ・ 火の使用をやめ、火の元を確認してください。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

《避難指示》

- 緊急放送。緊急放送。こちらは五條市災害対策本部です。水害に関する情報をお知らせします。
 - ・ ○○地域は、水害のおそれがあるため、避難指示が出されました。○○地域の方は全員避難してください。
 - ・ 避難指示が出されました。○○（小学校、中学校、地区公民館）へ避難してください。
 - ・ 避難する際の荷物は、肩に掛けられる程度の最小限にとどめ、両手は空けておきましょう。

なお、現場の警察官や市職員・消防職員・消防団員などの指示に従い、落ち着いて避難してください。以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・
(市民の避難が完了するまで繰り返すこと)

文例 5 市民相談窓口の開設状況

- こちらは五條市災害対策本部です。市民相談窓口の開設状況についてお知らせします。
 - ・ 市民相談窓口は、市役所○階○○○に設置しました。
 - ・ 市民相談窓口では、行方が分からなくなった家族や知人の搜索の受付を行うほか、災害対策本部が把握している各種の情報提供を行っております。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・

文例 6 安心情報の伝達

- こちらは五條市災害対策本部です。現在把握している安心情報をお知らせします。
 - ・ ○○地区では、半壊以上の被害は出ておりません。
 - ・ ○○（保育園、幼稚園、小学校、中学校）の園児、児童、生徒は全員無事との報告が入ってきておりますので、安心してください。
 - ・ ○○（保育園・幼稚園・小学校・中学校）では、数人のケガ人が出ておりますが、いずれも軽傷ですので、安心してください。
なお、園児や児童・生徒などは、全員、各学校で保護しております。
 - ・ ○○小学校、○○中学校は、学校への延焼火災が心配されておりましたが、現在はそのおそれはなくなりました。
 - ・ ○○会社の○○工場（事務所）は、従業員（社員）全員の無事が確認されましたので、安心してください。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・

文例 7 道路状況と交通規制

- こちらは五條市災害対策本部です。道路交通情報をお知らせします。
- ・ 現在、市内の道路は、すべての車の通行が禁止されております。市民の皆さん、車は使用しないでください。
- ・ 現在、市内の道路のうち〇〇（線・通り）は、〇〇〇〇のため、通行が禁止されております。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

文例 8 公共交通機関の運行状況

- こちらは五條市災害対策本部です。交通機関の運行状況をお知らせします。
- ・ 現在、電車、バス等の交通機関は、地震のため、すべて運転を中止しております。
- ・ 各交通機関では、路線等の点検を行っておりますが、運転再開の見通しは立っておりません。
- ・ 運転見通しや運行状況については、テレビやラジオから情報を得てください。
- ・ 現在、〇〇線の全区間、〇〇線の〇〇と〇〇の間で運転が再開されました。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

文例 9 避難所の開設状況

- こちらは五條市災害対策本部です。避難所の開設状況についてお知らせします。
- ・ 五條市では、〇〇小学校、〇〇中学校、〇〇地区公民館を避難所として開設いたしました。被災された方は、最寄りの避難所に避難してください。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

文例10 救護所の開設状況

- こちらは五條市災害対策本部です。救護所の開設状況についてお知らせします。
- ・ ケガをされた方のため、救護所を〇〇小学校、〇〇中学校に開設しております。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

文例11 応急給水の配給状況

- こちらは五條市災害対策本部です。応急給水の供給状況についてお知らせします。
- ・ 現在、市内全域（〇〇町、〇〇町一帯）は断水しています。
- ・ 市では、〇〇小学校、〇〇中学校、〇〇公園において〇〇時から飲み水を配る予定をし

ていますので、被災された方は容器をもって取りに来てください。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

文例12 水利用に当たっての市民への協力要請

- こちらは五條市災害対策本部です。水利用の注意事項についてお知らせします。
 - ・ 水は大切に使いましょう。無駄な水の利用はやめてください。
 - ・ 長い間くみ置いた水は、必ず沸かしてから飲んでください。
 - ・ 蛇口から濁った水が出た場合は、バケツ等にくみ置き、うわ水を沸かして利用してください。
 - ・ 底にたまった濁り水やくみ替えた水は、掃除や洗濯などの生活用水に使用するなど、水の有効利用に努めましょう。
 - ・ 水洗トイレのタンクの水も、飲み水になります。飲み水を確保するため、トイレの水は流さないでください。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

文例13 食料等の供給状況

- こちらは五條市災害対策本部です。食料等の配給状況についてお知らせします。
 - ・ ○○地域の皆さんには、○○小学校・○○中学校において○○時から食料（毛布）などを配る予定をしております。被災された方は、自治会などを通じて取りに来てください。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

文例14 ごみ・し尿の収集状況

- こちらは五條市災害対策本部です。ごみ（し尿）の収集状況についてお知らせします。現在、消火活動のため、市内全域でごみ（し尿）の収集作業を中止しています。
 - ・ ○○地域については、○ごみ（し尿）は、○○日ごろに収集作業が再開される予定です。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

文例15 防犯・防火の広報

- こちらは五條市災害対策本部です。市民の皆さんへ、防犯・防火のお願いです。
 - ・ 現在、警察・消防では、パトロールを強化し、防犯・防火に努めております。
 - ・ 市民の皆さん、家の戸締まりや火の始末を必ず行ってください。
 - ・ 夜の外出はなるべくやめましょう。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

文例16 防疫・保健衛生の広報

- こちらは五條市災害対策本部です。市民の皆さんに衛生上の注意事項をお知らせします。
 - ・ 飲み水は、安全のため、沸かして飲むようにしてください。
 - ・ 食中毒にならないよう、食品は必ず火を通したものを食べるようにしてください。
 - ・ 熱が出たり、下痢など身体に異常のある方は、すぐに医師の手当を受けてください。
 - ・ 食中毒症状のときは、市民相談窓口等に連絡してください。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

文例17 学校等の再開状況

- こちらは五條市災害対策本部です。保育園、幼稚園、小学校、中学校の授業の再開についてお知らせします。
 - ・ ○○保育園は○○日から、○○幼稚園は○○日から開園します。
 - ・ ○○小学校は○○日から、○○中学校は○○日から授業を再開します。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

文例18 電気の復旧状況

- こちらは五條市災害対策本部です。電気の復旧状況についてお知らせします。
 - ・ 現在、市内全域が停電しています。
 - ・ ○○町、○○地域は○○日○○時ごろ、復旧する見込みです。
 - ・ ○○町、○○地域を除き、○○日○○時ごろには復旧する見込みです。
 - ・ 現在、○○町、○○地区一帯が停電していますが、○○町、○○地区は○○日ごろに、○○町、○○地区については○○日ごろに復旧する見込みです。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

文例19 ガスの復旧状況

- こちらは五條市災害対策本部です。ガスの復旧状況についてお知らせします。
 - ・ 現在、○○町、○○地区一帯で都市ガスの供給を停止していますが（○○地区を除き）、○○日○○時ごろには復旧工事が完了する見込みです。
 - ・ 現在、○○町○○地区一帯で都市ガスの供給を停止していますが、○○地区、○○地区については○○日ごろに、また、○○地区、○○地区については○○日ごろに復旧工事が

完了する見込みです。

- ・ 復旧工事が完了しても、ガス会社が一軒ごとに安全を確認してから供給を開始しますので、それまでは絶対に使用（開栓）しないでください。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

文例20 水道の復旧状況

- こちらは五條市災害対策本部です。水道の復旧状況についてお知らせします。

- ・ 現在、市内全域（〇〇町、〇〇地区一帯）が断水していますが、（〇〇町、〇〇地区を除き）〇〇日〇〇時ごろには復旧する見込みです。
- ・ 現在、〇〇町〇〇地区一帯が断水していますが、〇〇町、〇〇地区については〇〇日ごろ、また、〇〇地区、〇〇地区については、〇〇日ごろに復旧する見込みです。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

文例21 電話の復旧状況

- こちらは五條市災害対策本部です。電話の復旧状況についてお知らせします。

- ・ 現在、市内全域で電話が不通になっています。復旧にはあと〇〇日程度かかる見込みです。
- ・ 現在、〇〇町、〇〇地区一帯で電話が不通になっています。〇〇町、〇〇地区については〇〇日ごろに、また〇〇地区、〇〇地区については〇〇日ごろに復旧する見込みです。
- ・ 電話の不通の地域については、〇〇避難所、〇〇中学校、〇〇〇〇に臨時電話を設置しております。利用してください。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

文例22 道路の復旧状況

- こちらは五條市災害対策本部です。道路の復旧状況についてお知らせします。

- ・ 現在、〇〇通り、〇〇通り・・・・・・・・は、道路損壊（がけ崩れ・冠水・橋の流失）のため、不通になっております。
- ・ 〇〇通りについては〇〇日ごろ、また〇〇通りについては〇〇日ごろには開通する見込みです。
- ・ 運転者の皆さんは、標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心がけてください。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・

文例23 バスの運行状況

- こちらは五條市災害対策本部です。バスの運行状況についてお知らせします。
 - ・ 現在、市内を通行しているバスは、すべて通行を中止しています。
 - ・ 現在、市内で通行しているバスは、〇〇行、〇〇行です。
 - ・ その他の路線では、運転の再開見通しは立っておりません。
 - ・ 現在、運転を中止しているバスのうち、〇〇行、〇〇行は〇〇ごろ、〇〇行は〇〇日ごろに、それぞれ運転が再開される見込みです。

以上、五條市災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。・・・・・・・・